

公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格

登録申請の手引き

国土交通省 大臣官房 技術調査課
公共事業調査室

令和6年10月

申請方法等、登録規程に関する問い合わせ先

国土交通省 大臣官房 技術調査課 ^{しまもと ちょう}
嶋 本 ・ 長

連絡先：０３－５２５３－８２２０（直通）

国土交通省 大臣官房 公共事業調査室 ^{さとう}
佐 藤

連絡先：０３－５２５３－８２５８（直通）

※問合せは、平日（祝日を除く月曜～金曜）の１０：００～１７：００の間をお願いします

目 次

1. 制度概要	1
1.1. 登録規程の目的	1
1.2. 登録の申請・確認	1
1.3. 登録の手続きの流れ	5
1.4. 申請書の提出期間・提出方法等	6
1.5. 申請書類等の取り扱いについて	9
2. 登録要件（登録が認められるための要件）	10
2.1. 欠格条項【第四条】	10
2.2. 登録要件【第五条第1項】	11
3. 登録申請（申請書類の作成方法）【第三条、第六条】	12
3.1. 申請書類一式	12
3.2. 受験の手引き等	23
3.3. 試験問題等の抜粋集及び試験問題等の一式	23
3.4. 様式6の原本ファイル	23
3.5. 様式0の原本ファイル	23
3.6. 担当者連絡票	24
4. 登録事項の変更、更新等の手続、財務諸表等の備え付け等	37
4.1. 登録の更新【第六条】[様式9]	37
4.2. 登録事項の変更の届出【第七条】[様式10]	38
4.3. 資格付与事業又は事務の休廃止【第八条】[様式11]	38
4.4. 財務諸表等の備え付け及び閲覧【第九条】	39
4.5. 帳簿の記載等【第十二条】	40
5. 適合勧告、登録の取り消し等	42
5.1. 適合勧告【第十条】	42
5.2. 登録の取り消し等【第十一条】	42
5.3. 報告の徴収等【第十三条】	43
5.4. 公示【第十四条】	43
6. 申請等の様式	44
6.1. 申請時の提出書類	44

6.2.	提出書類のフォルダ構造.....	48
6.3.	分類コード番号及び略称.....	49
6.3.	申請書類の様式及び記入例.....	54
7.	公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程.....	81

この手引きは、新規の登録申請用です。

1. 制度概要

1.1. 登録規程の目的

現在我が国は、今後急速に老朽化する高度経済成長期に集中的に整備された社会資本ストックの維持管理・更新や技術者の減少等、社会資本の品質の確保について大きな課題を抱えており、これに的確に対応していくためには、その担い手を中長期的に育成し、将来にわたり確保することが強く求められています。

この要請に応えるため、国土交通省は、公共工事に関する調査（点検及び診断を含む。以下同じ。）及び設計等に関して、その業務の内容に応じて必要となる知識・技術を有する者の資格を国土交通大臣が評価・登録することによって、品質確保と技術者の育成及び活用の促進を図ることを目的とした制度を平成 26 年度に創設しました。（以下、国土交通大臣の登録を受けた資格を「技術者資格」という。）

「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程」（以下、「登録規程」という。）は、本制度に基づく資格の登録に関して必要な事項を定めることを目的に策定されたものであり、技術者資格の付与に関する事業又は事務（以下、「資格付与事業又は事務」という。）を行おうとする者（以下、「資格付与事業等実施者」という。）は、登録規程にのっとり登録の申請を行い、登録要件に適合することが確認されれば、国土交通大臣の登録を受けることができます。

公共工事の発注者は、登録を受けた技術者資格を保有する者（以下、「技術者資格保有者」という。）を公共工事に関する調査及び設計等に関して必要な知識・技術を有する者として評価し、十分な活用を図っていくこととなります。これにより、技術者資格保有者の社会的な地位の向上や活躍の機会拡大が期待されます。

1.2. 登録の申請・確認

（1）技術者資格の対象業務、施設分野等

技術者資格の対象業務、施設分野等は図 1 に示すとおりです。

国や地方公共団体等が発注する「点検・診断等業務」、「計画・調査・設計業務」、「横断型業務」において、担当技術者、管理/主任技術者、照査技術者（登録規程では、「知識・技術を求める者」という。）として技術者資格保有者に従事していただくことにより、品質の確保が図られます。

「点検・診断等業務」、「計画・調査・設計業務」、「横断型業務」においては、技術者資格を活用できる施設分野等が定められています。施設分野等ごとに、知識・技術を求める者、必要な知識・技術、確認すべき資格付与試験等の要件等について、登録規程別表（→87 ページ参照）に示されています。

令和6年度に分野拡充を行い、「点検・診断等業務」において「公園施設（樹木）」、「水道施設（水道管路施設を除く）」、「水道管路施設（バルブ・その他の管路付属設備を含む）」の各施設分野を設けました。「計画・調査・設計業務」においても「水道」、「横断型業務」においても「データ管理（BIM/CIM）」の各施設分野を設けました。

また、令和5年度に「計画・調査・設計業務」において「舗装」分野を設けたことに伴い、従来、「道路」分野に含まれていた舗装の計画・調査・設計は除外となりました。既に「道路」分野に登録している技術者資格においても、舗装の計画・調査・設計は除外となります。舗装の計画・調査・設計について登録を希望する場合は、「計画・調査・設計業務」の「舗装」分野に新規に登録申請して下さい。

【点検・診断等業務】

管理技術者

担当技術者

管理技術者と担当技術者

部門	土木機械設備	都市公園	河川	水道	下水道	砂防	海岸	道路										港湾	空港
施設分野等	土木機械設備	(公園施設 公園施設 樹木)	堤防・河道	水道施設(水道管路施設を除く)	水道管路施設(バルブ・その他の管路付風設備を含む)	砂防設備	地すべり防止施設	急傾斜地崩壊防止施設	海岸堤防等	(鋼橋) 橋梁	(コンクリート橋) 橋梁	(鋼・コンクリート以外の橋)	トンネル	(舗装) 道路土工構造物	舗装	小規模附属物	港湾施設	空港施設	
業務	施設分野等	土木機械設備	(公園施設 公園施設 樹木)	堤防・河道	水道施設(水道管路施設を除く)	水道管路施設(バルブ・その他の管路付風設備を含む)	砂防設備	地すべり防止施設	急傾斜地崩壊防止施設	海岸堤防等	(鋼橋) 橋梁	(コンクリート橋) 橋梁	(鋼・コンクリート以外の橋)	トンネル	(舗装) 道路土工構造物	舗装	小規模附属物	港湾施設	空港施設
点検																			
診断																			
設計 (維持管理)																			
計画策定 (維持管理)																			
		令和6年度 分野拡充			令和6年度 分野拡充														

【計画・調査・設計業務】

管理/主任技術者

管理/主任技術者と担当技術者

管理技術者・照査技術者（両者に同様の知識・技術を求める）

部門	地質・土質	建設環境	地籍調査	建設電気通信	建設機械	土木機械設備	都市計画及び地方計画	造園	水道	下水道	河川、砂防及び 海岸・海洋					道路				港湾及び空港				
施設分野等	地質・土質	宅地防災	建設環境	地籍調査	建設電気通信	建設機械	設備	土木機械設備	都市計画及び地方計画	都市公園等	水道	下水道	河川・ダム	砂防	対策すべり	急傾斜地崩壊等	海岸	道路	橋梁	トンネル	舗装	港湾(※)	空港	
業務	施設分野等	地質・土質	宅地防災	建設環境	地籍調査	建設電気通信	建設機械	設備	土木機械設備	都市計画及び地方計画	都市公園等	水道	下水道	河川・ダム	砂防	対策すべり	急傾斜地崩壊等	海岸	道路	橋梁	トンネル	舗装	港湾(※)	空港
計画																								
調査																								
設計																								
		令和6年度 分野拡充			令和6年度 分野拡充			令和6年度 分野拡充			令和6年度 分野拡充			令和6年度 分野拡充			令和6年度 分野拡充			令和6年度 分野拡充			令和6年度 分野拡充	

【横断型業務】

管理/主任技術者

部門	-
施設分野等	全施設
業務	施設分野等
データ管理 (BIM/CIM)	
測量(UAV測量)	

令和6年度
分野拡充

令和6年度
分野拡充

令和6年度に「舗装」を
分野拡充したことに伴い
「道路」から「舗装」を除外

※潜水作業を伴う調査の場合のみ、担当技術者にも知識・技術を求める

図 1 技術者資格の対象業務、施設分野等

(2) 登録申請の対象となる資格

登録規程の対象は、民間事業者等が付与する資格です。

専門的な試験科目等に分けて試験を実施する等、複数の専門分野に区分して付与される資格である場合には、その最小の区分で申請する必要があります。(例えば、「□□級○○士」「○○技術者△△コース」「○○技士△△部門」等)

(3) 登録要件

資格の登録を受けようとする資格付与事業等実施者は、技術者資格の付与試験等(「以下、「資格付与試験等」という。)によって、その資格の目的に照らして十分な能力を有すると判定した者に資格を付与すること、資格取得者を継続的に輩出すること等が求められます。

本制度における登録要件は、資格付与事業等実施者が登録規程の目的に的確に対応できるかどうかを確認するために設定されています。(→2 節参照)

なお、「欠格条項」(登録規程第四条)のいずれかに該当している者に対しては、登録要件に適合しているかどうかに関わらず、登録が認められることはありません。(→2.1 節参照)

(4) 登録申請

資格の登録を受けようとする資格付与事業等実施者は、登録要件に適合することを証する書類等を添付した申請書を提出する必要があります。(→3 節参照)

- 申請者は、資格付与事業又は事務が登録要件に適合するかどうか自らチェックし、適合していない点がある場合には、登録要件に適合するよう、必要な措置を講じた上で申請することが必要です。
- 必要となる知識・技術は、「施設分野等」等の登録区分によって異なることから、資格付与試験等の合否判定を行う方法に関する要件も、「施設分野等」等の登録区分ごとに定められています。
- 登録申請は、登録規程別表(→87 ページ参照)に記載された登録区分ごとに、個別に申請を行う必要があります。複数の登録区分に該当する資格を登録したい場合には、該当する全ての登録区分についてそれぞれ申請を行う必要があります。
- 登録要件に適合しているかどうかの確認は、申請書類のみによって行われますので、登録要件に照らし、漏れのないよう十分留意のうえ提出して下さい。(例えば、他の資格の保有を条件に資格付与を行っている場合、登録要件に照らして適宜、他の資格の内容も申請書類に含める必要があります。)
- 登録申請の募集にあたっては、申請から確認までの手続を効率的に進めることなどのため、提出期間が定められ、また、申請に必要な事項とともに、あらかじめ官報で公告等されます。

(5) 登録要件との適合確認・登録・公示

申請された資格は、欠格条項に該当していないことが確認された上で、登録要件に適合しているかどうか判定され、登録要件のすべてに適合すると判定された資格は、国土交通大臣により「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録簿」（以下、「登録簿」という。）に登録され、官報により公示されます。

また、申請された個々の資格に関し、「登録要件に対する判定結果」と「登録の適否」について、その申請者に対して通知します。通知は、官報による公示後、速やかに行う予定です。

(6) 適正な運営の確保

登録の有効期間は、登録された日から5年後の年度末（3月31日）までです。

登録後においても、変更、更新等の手続や財務諸表等の備え付け等、様々な規定があり、資格付与事業又は事務の適正な運営が求められます。（→4 節及び5 節参照）

1.3. 登録の手続きの流れ

本制度の登録規程に基づく手続の流れは、図 2 のとおりです。

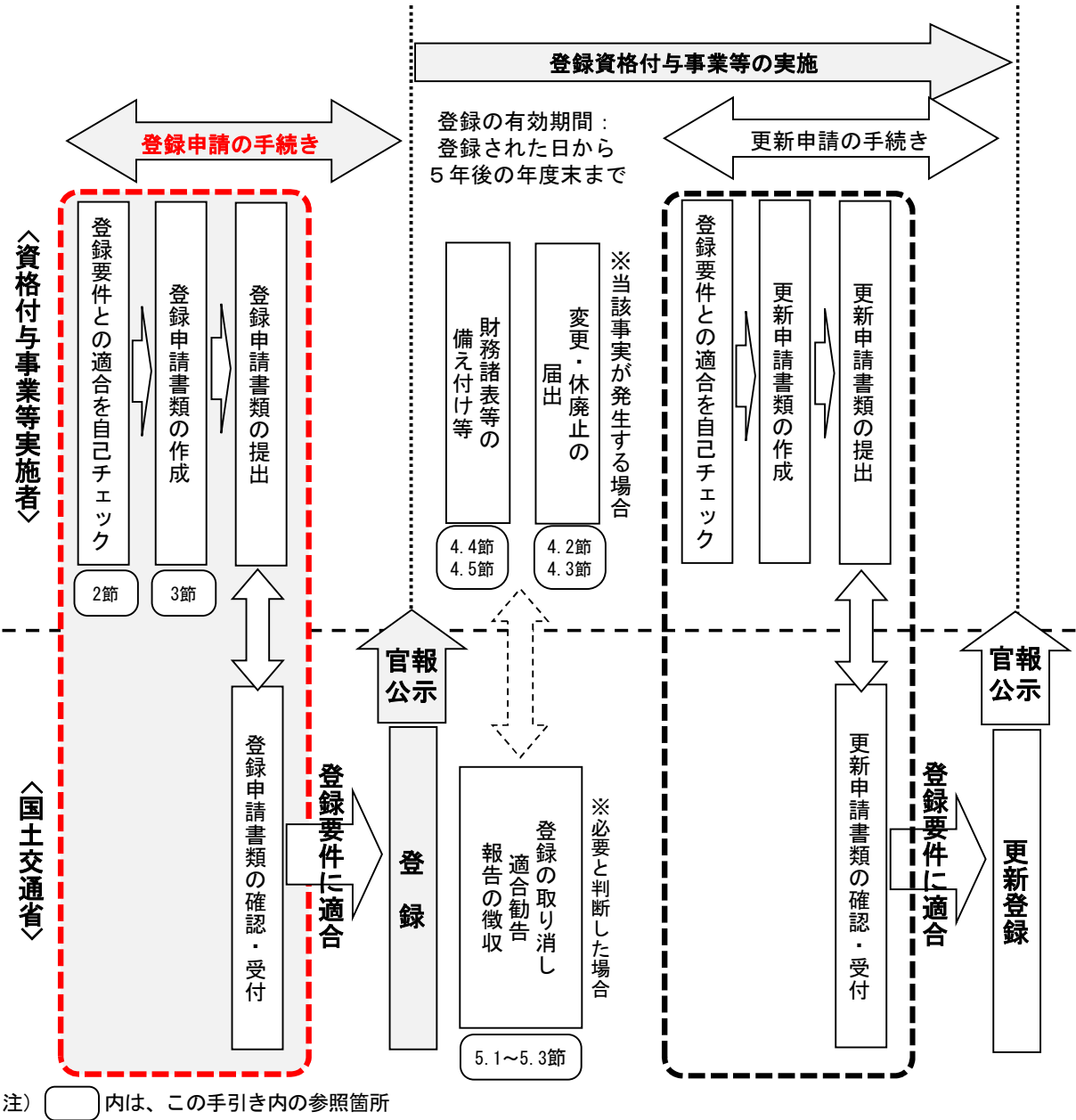


図 2 登録の手続きの流れ

1.4. 申請書の提出期間・提出方法等

申請書の提出期間、提出方法等は、以下のとおりです。

(1) 提出期間

申請内容の確認等の手続を効率的に進めることなどのため、申請書の提出期間が定められ、官報で公告等されます。

また、その他申請にあたって必要な事項は、国土交通省大臣官房技術調査課のホームページに掲載する「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録申請の手引き」を参照するよう併せて公告されます。

登録規程第三条

第5項 第2項の申請書の提出期間その他必要な事項については、国土交通大臣があらかじめ官報で公告する。

令和6年度の提出期間は、以下のとおりです。

令和6年10月28日（月）～令和6年11月28日（木）17時（必着）

(2) 申請書類の様式

申請書類の様式は、国土交通省大臣官房技術調査課のホームページからダウンロードして下さい。様式の変更等、過年度と異なる場合がありますので、必ず令和6年度版の様式を用いて下さい。

令和6年度版 申請書類の様式

https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000100.html

※ ↑ ↑ 空白ではなくアンダーバー

(3) 提出物

以下の書類を電子ファイルで提出して下さい。（令和2年度以降、紙媒体による提出及び押印を廃止しています。）

電子メール添付又はCD-ROMに収録して郵送等

- | | |
|-------------|----------------------|
| ①申請書類一式 | : PDF形式で保存した電子ファイル |
| ②受験の手引き等 | : PDF形式で保存した電子ファイル |
| ③試験問題等の抜粋 | : PDF形式で保存した電子ファイル |
| ④試験問題等の一式 | : PDF形式で保存した電子ファイル |
| ⑤様式6の原本ファイル | : Excel形式で作成した原本ファイル |
| ⑥様式0の原本ファイル | : Excel形式で作成した原本ファイル |
| ⑦担当者連絡票 | : Excel形式で作成した原本ファイル |

電子メール添付
又はCD-ROM
に収録するための
ファイル名や
6.1節及び6.2節
フォルダ構造は
を参照

- 申請書類の作成方法については3節、様式等については6節を参照して下さい。
- 提出された申請書の内容や申請者等の本人確認のため、国土交通省から内容を問合せさせていただく場合があります。
- 添付資料の欠落や記載すべき欄に記載されていないなど、申請書類に不備があるときは、その申請書類を受理しません。
- 申請期間を過ぎての申請書の提出は、原則受理できません。

(4) 提出方法

下記の提出先に、書類の電子ファイルを電子メール添付、又はCD-ROMに収録して郵送等で提出して下さい。紙媒体のみやFAXによる提出は受け付け致しません。

電子メール添付の場合

電子メールに添付して下記メールアドレスに送信して下さい。

提出先メールアドレス : shikaku-shinsei@jice.or.jp

電子メールの件名 : 【登録申請】〇〇協会

電子メールの宛名 : 一般財団法人 国土技術研究センター
資格登録申請受付担当 宛

申請者の
氏名又は名称

- 提出先メールアドレスへの添付ファイルの上限は25MBです。
- 25MB未満であっても申請者側の通信環境に起因して添付ファイルで提出できない場合があります。その場合には、CD-ROMに収録して郵送等で提出して下さい。

CD-ROMに収録して郵送等の場合

手順1 CD-ROMに収録して郵送等を行う際に、その旨、電子メールで連絡して下さい。

連絡先メールアドレス : shikaku-shinsei@jice.or.jp

電子メールの件名 : 【登録申請】〇〇協会

電子メールの宛名 : 一般財団法人 国土技術研究センター
資格登録申請受付担当 宛

申請者の
氏名又は名称

手順2 CD-ROMを郵送又は宅配便で提出して下さい。(持参も可ですが、事前に連絡すること。)

宛先 〒105-0001 東京都港区虎ノ門3-12-1 (ニッセイ虎ノ門ビル9階)
一般財団法人 国土技術研究センター 資格登録申請受付担当 宛

- 封筒の裏側に申請者の氏名又は名称を記入して下さい。
- 封筒の表側に「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格 登録申請書類在中」と朱書きして下さい。
- 複数の資格の登録を同時に申請する場合や同一の資格名で複数の登録区分に申請する場合、又は登録更新の申請を同時に行う場合、これらのCD-ROMを同封しても構いませんが、CD-ROMのラベルに内容を記入する等、わかりやすいようにして下さい。

(5) 受領確認

資格登録申請受付担当が電子メールの受信を確認した場合、又は郵送等された CD-ROM を受領した場合には、申請者に対し受領確認の連絡を電子メールで行います。

電子メール添付で提出した日から翌日までに受信確認の返信がない場合、又は CD-ROM に収録して郵送等を行い、到着予定日の翌日までに受信確認の返信が来ない場合には、資格登録申請受付担当まで電話連絡して下さい。

一般財団法人 国土技術研究センター 資格登録申請受付担当 宛

電話番号 03-4519-5005

受付時間 平日（祝日を除く月曜～金曜）の10:00～17:00

令和2年度から押印を廃止したことにより、申請者と資格登録申請受付担当との間の電子メールを活用した連絡は、申請者の意思の真正性を確認するものとなります。申請者は、送受信した電子メールの内容を保存して下さい。

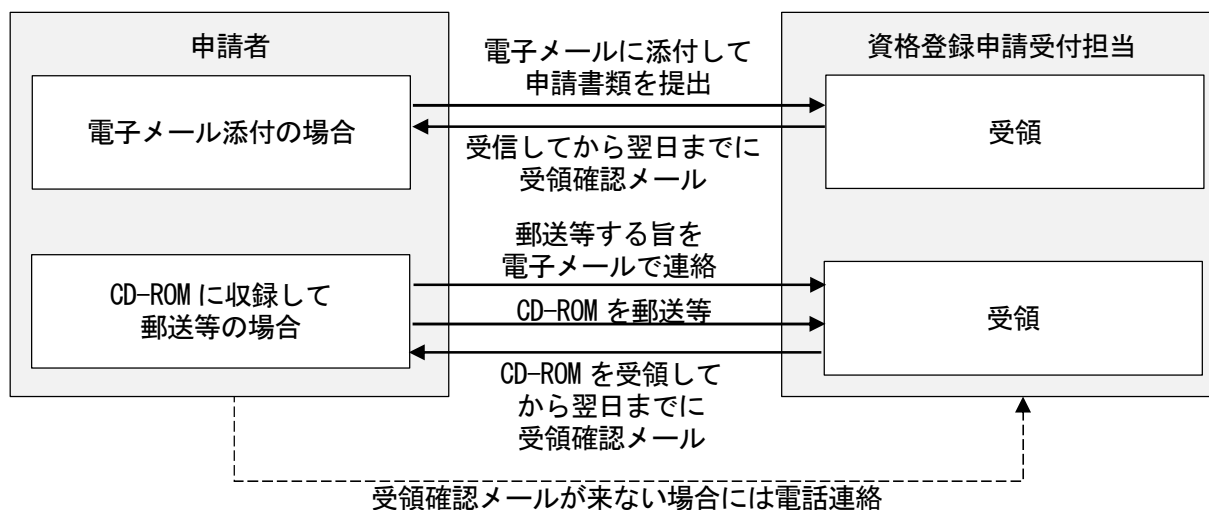


図3 受領確認

(6) 問い合わせ先

申請方法等、登録規程に関して不明な点等がありましたら、下記に問い合わせ下さい。

国土交通省 大臣官房 技術調査課 しまもと ちょう
嶋 本 ・ 長

連絡先：03-5253-8220（直通）

国土交通省 大臣官房 公共事業調査室 さとう
佐 藤

連絡先：03-5253-8258（直通）

受付時間：平日（祝日を除く月曜～金曜）の10:00～17:00

1.5. 申請書類等の取り扱いについて

受理された申請書類は、返却しません。

また、受理された申請書類や、申請状況、申請者に通知する「登録要件に対する判定結果」、及び「登録の適否」（以下、「申請書類等」という。）については、公開を予定していません。

なお、申請書類等に対し、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成 11 年 5 月 14 日法律第 42 号）第 3 条に基づく開示請求がなされた場合は、当該申請者の意向も確認したうえで、開示・不開示の決定を行う予定です。

2. 登録要件（登録が認められるための要件）

本制度による資格の登録が認められるためには、2.1 節及び 2.2 節に示す要件に適合する必要があります。

※以下、【 】内は登録規程の条項、[]は様式番号、□内は登録規程の条文です。（一部、体裁等を変えています。）

2.1. 欠格条項【第四条】

登録規程第四条第1項の第一号から第六号までのいずれかに該当する場合、登録は認められません。申請者は、これらの欠格条項に該当しないことを誓約する書類を提出していただきます。

欠格条項に該当することにより登録が認められない場合は、遅滞なく、理由を付して申請者に通知されます。

登録規程第四条

第1項 次の各号のいずれかに該当する者が付与する資格は、第二条の登録を受けることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 二 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第三十二条の三第七項の規定を除く。）に違反したことにより、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条、第二百四十七条若しくは第二百六十一条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯したことにより、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（第六号において「暴力団員等」という。）
- 四 第十一条の規定により第二条の登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者
- 五 法人であって、資格付与事業又は事務に関する業務を行う役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの
- 六 暴力団員等がその事業活動を支配する者

第2項 国土交通大臣は、前項の規定により登録をしない場合は、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録を申請した者に通知するものとする。

2.2. 登録要件【第五条第1項】

前節で示した欠格条項のいずれにも該当しなければ、登録規程第五条第1項の第一号～第九号の各項目と適合しているかを、申請書及び添付された書類に基づき確認します。登録が認められるためには、すべてに適合している必要があります。

登録規程第五条

第1項 国土交通大臣は、第三条第一項の申請に係る資格が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、第二条第二項の登録をするものとする。

- 一 資格付与試験等が申請までに一回以上実施された実績を有するものであること
- 二 資格付与試験等が安定的に実施されるものであること
- 三 資格付与試験等の受験条件が広く一般に公表されていること
- 四 資格付与事業又は事務が特定の者に利益を与えるものでないこと
- 五 資格付与試験等が、別表第一欄に掲げる施設分野等に係る同表第二欄に掲げる業務を実施する同表第三欄に掲げる者に必要とされる同表第四欄に掲げる知識・技術を有するかどうかの判定について、同表第五欄に掲げる要件を満たす内容を有すること
- 六 資格付与試験等に係る試験問題の作成及び合格者の判定等にあたる者に、次のいずれかに該当する者が含まれていること
 - イ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学若しくはこれに相当する外国の学校において土木に関する科目を担当する教授若しくは准教授の職にある者、若しくはこれらの職にあった者又は土木に関する科目の研究により博士の学位を授与された者
 - ロ イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者
- 七 合格者の登録及び証明等について、管理番号を記載した証明書等を交付するものであること
- 八 合格者の知識及び技術の維持向上のための措置が適切に講じられているものであること
- 九 登録及び証明等を受けた者が不正又は著しく不当な行為をした場合における登録の抹消等のための審査手続が適切に定められているものであること

3. 登録申請（申請書類の作成方法）【第三条、第六条】

登録の申請にあたっては、以下の書類を提出していただきます。（6 ページ再掲）

電子メール添付又は CD-ROM に収録して郵送等

①申請書類一式	: PDF 形式で保存した電子ファイル
②受験の手引き等	: PDF 形式で保存した電子ファイル
③試験問題等の抜粋	: PDF 形式で保存した電子ファイル
④試験問題等の一式	: PDF 形式で保存した電子ファイル
⑤様式 6 の原本ファイル	: Excel 形式で作成した原本ファイル
⑥様式 0 の原本ファイル	: Excel 形式で作成した原本ファイル
⑦担当者連絡票	: Excel 形式で作成した原本ファイル

電子メール添付
又は CD-ROM
に収録するための
ファイル名や
6.1 節及び 6.2 節
フォルダ構造は
を参照

以下の点に十分留意して提出する書類を作成して下さい。

- 登録要件に適合しているかどうかの確認は、提出された書類のみによって行われますので、漏れのないよう十分に留意して下さい。
- 令和 2 年度に申請書類の紙媒体での提出を廃止したため、申請書類は電子データで提出していただきます。また、全ての申請書類で押印を廃止しました。
- 故意に記載事項に虚偽があると認められる場合には、申請に不正があったものとして、登録規程第十一条第 6 項の規定により登録を取り消すことがあります。

※様式等については 6 節を参照して下さい。

※以下、【 】内は登録規程の条項、[]は様式番号、□内は登録規程の条文です。（一部、体裁等を変えています。）

3.1. 申請書類一式

申請書【様式 1】、添付様式【様式 2-1～様式 8、様式 12】及びその添付資料の全てを、ひと綴りの PDF 形式で保存した電子ファイルを作成して下さい。

[様式 2-1～様式 8、様式 12]については、登録要件との適合等を確認するために必要な書類として、大きく分けて以下の 3 点があります。

- 申請者に関する基礎的な証書類
- 資格付与事業又は事務の実施の方法に関するもの
- 欠格条項に該当しないことを誓約する書面

申請者は、その他にも参考となる事項を記載した書類を提出することができます。

また、国は、登録要件に適合することを確認するため、追加で提出を求めることがあります。

(1) 申請書[様式1]

申請書は、登録の申請の本体となるものです。

申請者は、登録規程第三条第2項に従い、登録を受けようとする資格ごとに申請書を作成して下さい。(→[様式1]:56ページ参照)

登録規程第三条

第1項 前条第二項の登録は、公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格の付与に関する事業又は事務（以下「資格付与事業又は事務」という。）を行おうとする者の申請により行う。

第2項 第二条第2項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出するものとする。

- 一 登録を受けようとする資格の名称
- 二 登録を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 三 資格付与事業又は事務を行おうとする事務所の名称及び所在地
- 四 登録を受けようとする資格が対象とする施設分野等（別表第一欄に掲げる施設分野等を用いる。以下同じ。）、業務（別表第二欄に掲げる業務を用いる。）及び知識・技術を求める者（公共工事に関する調査及び設計等に関する業務を行う者であって、一定以上の水準の知識及び技術を備えている必要性が高いものとして別表第三欄に掲げる者をいう。以下同じ。）の区分

第3項 第1項の申請は、登録を受けようとする資格ごとに行うものとする。

複数の専門分野に区分して付与される資格（例えば、「□□級○○士」「○○技術者△△コース」「○○士△△部門」等）は、その最小の区分で申請する必要があります。

2節で示した登録要件に全て適合していると認められ、国土交通大臣が登録簿に登録する際には、申請書の記載に基づき次の①～⑤事項が記載されます。申請書の記載に誤りがないように十分に留意して下さい。

- ① 登録年月日及び登録番号
- ② 資格の名称
- ③ 当該資格が対象とする施設分野等、業務、及び知識・技術を求める者の区分
- ④ 資格付与事業等実施者の氏名又は名称及び住所並びに法人又は協議会等にあっては、その代表者の氏名
- ⑤ 資格付与事業又は事務を行う事務所の名

(2) 申請者に関する基礎的な証書類 [様式2-1]及び[様式2-2]

申請者自身に関する基礎的な証書類については、以下のとおりです。(→[様式2-1]及び[様式2-2]: 57 ページ～59 ページ参照)

登録規程第三条

第4項 第2項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- 一 個人である場合においては、次に掲げる書類
 - イ 住民票の抄本又はこれに代わる書面
 - ロ 登録を申請する者の略歴を記載した書類
- 二 法人である場合においては、次に掲げる書類（全ての構成員が法人格を有している団体又は行政機関から構成される協議会等（以下「協議会等」という。）が資格付与事業又は事務を行おうとする場合にあっては、これらに代わるべき書面）
 - イ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
 - ロ 株主名簿若しくは社員名簿の写し又はこれらに代わる書面
 - ハ 申請に係る意思の決定を証する書類
 - ニ 役員（持分会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）にあっては、業務を執行する社員をいう。以下同じ。）の氏名及び略歴を記載した書類

<申請者が個人である場合>

第一号にかかる添付書類の一覧 [様式2-1]を作成し、イ、ロの順番に書類を添付して下さい。（それぞれ写しで可。なお、オンラインで入手できる書類はその写しも可。）

- 第一号ロ「略歴を記載した書類」の書式については、[様式2-2]を参考にして下さい。

<申請者が法人又は協議会等である場合>

第二号にかかる添付書類の一覧 [様式2-1]を作成し、イ、ロ、ハ、ニの順番に並べて書類を添付して下さい。（それぞれ写しで可。なお、オンラインで入手できる場合はその写しも可。）

- 第二号イ「定款又は寄附行為及び登記事項証明書」について、申請者が協議会等である場合は、登記事項証明書に代えて、構成員の関係が分かる組織図、構成員の登記事項証明書等を提出して下さい。
- 第二号ロ「株主名簿若しくは社員名簿の写し又はこれらに代わる書面」については、表 1 を参考にして下さい。
- 第二号ニ「略歴を記載した書類」については、[様式2-2]を参考にして下さい。申請者が法人又は協議会等である場合には、登記事項証明書に記載されている役員全員（監事含む）の添付が必要です。

表 1 株主名簿若しくは社員名簿の写し又はこれらに代わる書面

法人又は協議会等	株主名簿若しくは社員名簿の写し又はこれらに代わる書面
株式会社の場合	株主名簿の写し又はこれらに代わる書面
社団法人の場合	社員名簿の写し又はこれらに代わる書面
財団法人の場合	評議員名簿の写し又はこれらに代わる書面
協議会等の場合	協議会構成員名簿の写し又はこれらに代わる書面
国立大学法人等の場合	法人の役員名簿の写し又はこれらに代わる書面

(3) 資格付与事業又は事務の実施の方法に関するもの [様式3～様式7]

申請者は、登録規程第三条第4項第三号に準じて、資格付与事業又は事務の実施の方法に関する書類を添付して下さい。

以下のイ～チの各事項は、それぞれ登録規程第五条第1項各号に規定する登録要件に対応しており、申請書[様式1]とともに具体的な書類を提出する必要があります。

登録規程第三条

第4項 第二項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

三 資格付与事業又は事務の実施の方法について、次に掲げる事項を記載した書類

イ 資格付与試験等の実績に関する事項 <第一号要件>

ロ 資格付与試験等の実施予定に関する事項 <第二号要件>

ハ 資格付与試験等を受けることができる者の条件に関する事項 <第三号要件、第四号要件>

ニ 資格付与試験等の内容に関する事項 <第五号要件>

ホ 資格付与試験等に係る試験問題の作成及び合格者の判定等にあたる者に関する事項 <第六号要件>

ヘ 資格付与試験等の合格者の登録及び証明等に関する事項 <第七号要件>

ト 資格付与試験等の合格者の知識及び技術の維持向上のための措置に関する事項 <第八号要件>

チ 資格付与試験等の合格者の登録の抹消等に関する事項 <第九号要件>

リ その他必要な事項

<>内は対応する登録要件

登録規程第三条第4項第三号イ～リのそれぞれに対応して、提出が必要な書類は以下のとおりです。

<第三条第4項第三号イに基づき提出する書類>

提出が必要な書類 【第三条第4項第三号各号】	申請書に添付する 具体的な書類	登録要件との対応 【第五条第1項各号】
イ 資格付与試験等の実績に関する事項	- 様式3-イ - 添付書類：合格者発表の公表資料（合格発表日及び合格者の受験番号が記載されたもの） - 受験の手引き等（ただし、申請書類一式とは別綴り）	一 資格付与試験等が申請までに一回以上実施された実績を有するものであること

適確な能力を有する技術者を輩出するためには、資格付与事業等実施者が資格付与試験等を適切に実施する能力を有することが必要です。

そのため、資格付与試験等の実施実績が1回以上あることを確認します。なお、原則として、合格発表まで終えているものを実績とします。

⇒[様式3-イ]、添付書類、及び受験の手引き等により、登録規程第五条第1項第一号を満足することを確認します。

⇒[様式3-イ]については、以下の点に留意して下さい。

- **直近の年度**（原則、過去5か年以内のうち合格者発表まで終えている年度で直近のもの。以下同様。）の**資格付与試験等の実施実績（試験日、試験地、合格発表日）**を記入して下さい。
（→[様式3-イ]：61ページ参照）
- なお、令和6年度の資格付与試験等については、申請日までに資格付与試験等を終えており、合格発表のみを終えていない場合、令和6年11月30日までに合格発表を行うことができるのであれば、その合格発表の予定日を[様式3-イ]に記入すればよいこととします。予定日とわかるように記入して下さい。申請後、令和6年11月30日までに確実に合格発表を行い、合格発表実施後、速やかに合格発表日及び合格者の受験番号が記載された添付資料を提出して下さい。（提出がない場合は、実施実績として認められませんので、合格発表実施後は添付資料を必ず提出して下さい。）

⇒添付書類については、以下の点に留意して下さい。

- [様式3-イ]に記入した**直近の年度の合格者発表の公表資料**（合格発表日及び合格者の受験番号が記載されたもの）を添付して下さい。ホームページ画面の写し等、一般の方が容易に入手可能なものとします。

⇒受験の手引き等については、以下の点に留意して下さい。

- [様式3-イ]に記入した**直近の年度の受験の手引き等**（資格付与試験等の**試験日、試験地**を確認できること）を提出して下さい。一般に頒布されたものやホームページからダウンロードできるものの写し等、一般の方が容易に入手可能なものとします。
- 受験の手引き等は、申請書類一式とは別綴りにして、PDF形式で保存したものを提出して下さい。

＜第三条第4項第三号ロに基づき提出する書類＞

提出が必要な書類 【第三条第4項第三号各号】	申請書に添付する 具体的な書類	登録要件との対応 【第五条第1項各号】
ロ 登録を受けようとする資格付与試験等の実施予定に関する事項	・様式3-ロ ・様式12：次年度以降5年間継続して年1回以上資格付与試験等を実施することの誓約（様式4によっても可）	二 資格付与試験等が安定的に実施されるものであること

継続的に適確な能力を有する技術者を輩出するためには、資格付与試験等が将来にわたり安定的に実施されることが必要です。

そのため、誓約書により、次年度以降5年間継続して資格付与試験等を毎年1回以上実施する意思を確認します。

⇒[様式3-ロ]及び[様式12]により、登録規程第五条第1項第二号を満足することを確認します。

- **誓約書[様式12]**に他の誓約事項と合わせて記載して下さい。（→[様式12]：77ページ参照。[様式4]により個別の様式でも誓約可。誓約事項に虚偽があった場合は、登録規程第十一条第6項の規定により登録を取り消すことがあります。）

- 登録簿に登録されてから5年後の登録更新の申請時に、この誓約に従って、登録期間中、資格付与試験等が毎年1回以上実施されたことを確認するための書類を提出していただきます。
- なお、毎年1回以上、資格付与試験等を公平、公正、安全に実施することができなかった合理的理由がある場合は、この限りではありません。（例えば、台風や暴風雨雪の襲来、大規模災害の発生、感染症の拡大、大規模な交通機関の乱れ、資格付与試験等への妨害行為、その他予期しない事態等、資格付与事業者等の責によらないものであること。）

<第三条第4項第三号ハに基づき提出する書類>

提出が必要な書類 【第三条第4項第三号各号】	申請書に添付する 具体的な書類	登録要件との対応 【第五条第1項各号】
ハ 資格付与試験等を受けることができる者の条件に関する事項	・様式3ーハ ・様式12：資格付与事業又は事務が特定の者に利益を与えるものでないことの誓約（様式5によっても可） ・添付書類：不当と解される受験要件を課していないこと、会員等に有利な配点を採用していないことを確認できる規程類 ・受験の手引き等（ただし、申請書類一式とは別綴り）	三 資格付与試験等の受験条件が広く一般に公表されていること 四 資格付与事業又は事務が特定の者に利益を与えるものでないこと

資格付与試験等が公正に実施されていることが必要です。また、登録される資格付与事業又は事務が特定の者を優遇することなどなく、申請者が中立的な立場であることが必要です。

「資格付与試験等の受験条件が広く一般に公表されていること」については、受験の手引きやホームページ画面の写し等により、一般の方が容易に情報入手可能な方法で資格付与試験等の受験条件が公表されていることを確認します。

「特定の者に利益を与えるものでないこと」については、資格付与試験等に係る規程や誓約書により、例えば、受験資格に学歴、経験及び保有資格等以外の不当と解される要件が課されていないこと、並びに当該運営団体の会員等に有利な配点を採用していないことを確認します。

⇒[様式3ーハ]及び受験の手引き等により、登録規程第五条第1項第三号を満足することを確認します。

⇒[様式3ーハ]については、以下の点に留意して下さい。

- 直近の年度（[様式3ーイ]に記入した年度と同じ年度）の資格付与試験等の受験条件を記入して下さい。（→[様式3ーハ]：64ページ参照）

⇒受験の手引き等については、以下の点に留意して下さい。

- [様式3ーイ]に伴って提出する受験の手引き等により、[様式3ーハ]に記入した資格付与試験等の受験条件を同時に確認できるのであれば、その受験の手引き等で構いません。（重複して提出する必要はありません。）
- 受験の手引き等により[様式3ーハ]に記入した受験条件を確認できない場合には、それが確認できる資料を添付して下さい。一般に頒布されたものやホームページからダウンロードできるものの写し等、一般の方が容易に入手可能なものとします。

⇒[様式12]及び添付書類により、登録規程第五条第1項第四号を満足することを確認します。

- **誓約書[様式12]**に他の誓約事項と合わせて記載して下さい(→[様式12]:77ページ参照。
[様式4]により個別の様式でも誓約可。誓約事項に虚偽があった場合は、登録規程第十一条第6項の規定により登録を取り消すことがあります。)
- 受験資格に学歴、経験及び保有資格等以外の不当と解される受験要件を課していないこと、資格付与事業実施者の会員等に有利な配点を採用していないことを確認できる規程類がある場合、あわせて添付して下さい。(該当部分を抜粋した写しで可)

＜第三条第4項第三号ニに基づき提出する書類＞

提出が必要な書類 【第三条第4項第三号各号】	申請書に添付する 具体的な書類	登録要件との対応 【第五条第1項各号】
ニ 資格付与試験等の内容に関する事項	・様式3ーニ ・様式6：要件と資格付与試験等の対応表 ・試験問題等の抜粋集（ただし、申請書類一式とは別綴り） ・試験問題等の一式（ただし、申請書類一式とは別綴り） ・必要に応じて様式12：申請書に添付する資料のうち非公表資料がある場合、実と相違ないことの誓約、及び添付資料	五 資格付与試験等が、別表第一欄に掲げる施設分野等に係る同表第二欄に掲げる業務を実施する同表第三欄に掲げる者に必要とされる同表第四欄に掲げる知識・技術を有するかどうかの判定について、同表第五欄に掲げる要件を満たす内容を有すること

資格付与試験等について、「施設分野等」等の登録区分に応じて必要となる知識・技術を受験者が有しているかどうかの判定を適切に行うことが必要です。

そのため、過去5年間の試験問題や試験要領等により、資格付与試験等の内容が登録規程に施設分野等の区分毎に記載されている「確認すべき資格付与試験等の要件」(→87ページ参照)を全て満たすことを確認します。

⇒[様式3ーニ]、[様式6]、試験問題等の抜粋集及び試験問題等の一式、並びに必要に応じて[様式12]及びその添付資料により、登録規程第五条第1項第五号を満足することを確認します。

⇒[様式6]については、以下の点に留意して下さい。

- 確認の対象となる試験問題等は、**過去5か年以内の年度**のものとします。ただし、合格者発表まで終えている年度ののものに限ります。
- 登録規程別表第五欄「確認すべき資格付与試験等の要件」に記載されている**知識や技術に適用する具体的な法令、技術基準、指針、要領及び内容**などに関する解説を、点検・診断等業務について表2(→25ページ参照)、計画・調査・設計業務について表3(→31ページ参照)、横断型業務について表4(→36ページ参照)にそれぞれ示します。
- 「確認すべき資格付与試験等の要件」に対応する**代表的な設問番号・講習内容等**について、[様式6]の該当欄に記入して下さい。要件ごとに必ず1つ以上（設問番号は代表的なものの1問以上5問程度まで）を記入して下さい。(→[様式6]:67ページ参照)
- 研修等により資格を付与するものについては、その研修等が効果測定（例えば、研修終了時に確認試験を行う等）を伴うものであることが必要です。

⇒[試験問題等の抜粋集]及び[試験問題等の一式]については、以下の点に留意して下さい。

- [様式6]の「確認すべき資格付与試験等の要件に対応する代表的な設問番号・講習内容等」の欄に記入した設問番号の試験問題や講習等のプログラムを抜粋して、[試験問題等の抜粋集]を作成して下さい。コピー・ペーストでの貼り付けや該当するページの写し等で結構です。（→[試験問題等の抜粋集]：68 ページ参照。）
- 「確認すべき資格付与試験等の要件」を満足しているかどうかの確認は、[様式6]に記入した代表的な設問番号・講習内容等に対応する抜粋集を参照します。試験問題等の抜粋にあたっては、対応関係を十分に吟味して下さい。
- また、[試験問題等の抜粋集]とは別途に、試験問題や講習等のプログラムの全部を[試験問題等の一式]として提出して下さい。
- [試験問題等の抜粋集]及び[試験問題等の一式]については、申請書類一式とは別綴りにして、PDF 形式で保存した電子ファイルを提出して下さい。

⇒口頭試験のマニュアル等の非公表書類を[様式6]に記載した場合、以下の点に留意して下さい。

- その書類を添付して下さい。（当該部分を抜粋した写しで可）
- また、当該の非公表書類が事実と相違ないことの誓約を誓約書[様式12]に他の誓約事項と合わせて記載して下さい（→[様式12]：77 ページ参照。[様式4]により個別の様式でも誓約可。誓約事項に虚偽があった場合は、登録規程第十一条第6項の規定により登録を取り消すことがあります。）

<第三条第4項第三号ホに基づき提出する書類>

提出が必要な書類 【第三条第4項第三号各号】	申請書に添付する 具体的な書類	登録要件との対応 【第五条第1項各号】
ホ 資格付与試験等に係る試験問題の作成及び合格者の判定等にあたる者に関する事項	・様式3ーホ ・様式7：資格付与試験等に係る試験問題の作成及び合格者の判定等にあたる者のうち、登録規程第五条第六号に該当する者 ・添付書類：教授・准教授であった者、博士号取得者、同等の知識・経験を有する者について証明書類（在職証明、学位証明等） ・添付書類：試験問題の作成や合格判定等に関する規程類（特に筆記試験の合格水準を明記したもの）	六 資格付与試験等に係る試験問題の作成及び合格者の判定等にあたる者に、次のいずれかに該当する者が含まれていること イ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学若しくはこれに相当する外国の学校において土木に関する科目を担当する教授若しくは准教授の職にある者、若しくはこれらの職にあった者又は土木に関する科目の研究により博士の学位を授与された者 ロ イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

資格付与試験等の試験問題の作成や合格者の判定が適切かつ公正に実施されていることが必要です。

そのため、名簿等の提出書類により、試験問題の作成及び合格者の判定にあたる者に土木に関する教授、准教授もしくはその経験者又は土木科目の博士号取得者が含まれていることを確認します。なお、教授、准教授の経験者、土木科目の博士号取得者等は、学位等の証明書を添付することが必要です。

⇒[様式3-ホ]、[様式7]及び添付書類により、登録規程第五条第1項第六号を満足することを確認します。

⇒[様式3-ホ]については、以下の点に留意して下さい。

- [様式7]をはじめ、[様式3-ホ]に添付する書類名を記入して下さい。
- 筆記試験の合格水準（例えば、合格と判定する正答率や得点等）を明記した規程類がある場合、合格水準を簡潔に記入して下さい。あわせて、それを明記した規程類を必ず添付して下さい。（→[様式3-ホ]：69ページ参照）

⇒[様式7]については、以下の点に留意して下さい。

- 資格付与試験を運営するための委員会の委員等のうち、「試験問題の作成」にあたる者及び「合格者の判定」にあたる者を[様式7]に記入して下さい。それぞれ、①～⑥のいずれかに該当する者が1名以上いることが必要です。同一人物が両者を兼ねても構いません。
- ①：大学（もしくはこれに相当する外国の学校）の土木に関する科目を担当する教授
 - ②：大学（もしくはこれに相当する外国の学校）の土木に関する科目を担当する准教授
 - ③：①の職にあった者
 - ④：②の職にあった者
 - ⑤：土木に関する科目の研究により博士の学位を授与された者
 - ⑥：①～⑤と同等以上の知識及び経験を有する者（技術士等の国家資格のみでは不可）
- [様式7]の表の各者の「摘要」欄に①～⑥の該当する丸数字を記入して下さい。（→[様式7]：70ページ参照）。
 - ③～⑥に該当する者については、それを証明する書類（例えば、大学の在籍証明書、博士の学位証明等の写しで可）を添付して下さい。各者の「摘要」欄に該当する丸数字とともに「証明書類添付」と記入して下さい。（→[様式7]：70ページ参照）
 - ①～②に該当する者については、それを証明する書類の添付を省略することができます。

⇒添付書類については、以下の点に留意して下さい。

- 試験問題の作成や合格判定等に関する規程類がある場合、あわせて添付して下さい。
- 特に、[様式3-ホ]に筆記試験の合格水準について記入した場合には、それを明記した規程類を必ず添付して下さい。（該当部分を抜粋した写しで可）

<第三条第4項第三号へに基づき提出する書類>

提出が必要な書類 【第三条第4項第三号各号】	申請書に添付する 具体的な書類	登録要件との対応 【第五条第1項各号】
へ 合格者の登録及び証明等に関する事項	・様式3-へ ・添付書類：管理番号が記載されている合格証明書等	七 合格者の登録及び証明等について、管理番号を記載した証明書等を交付するものであること

資格を保有する技術者が広く社会に認知・評価され、実際に活用されるためには、資格付与事業等実施者は、合格者の情報を適切に管理し、合格者の登録（名簿の作成等）、合格証や認定証の発行などを適確に行うことが必要です。

そのため、合格証明書等により、管理番号を設定することを確認します。

⇒[様式3-へ]及び添付書類により、登録規程第五条第1項第七号を満足することを確認します。

⇒添付書類については、以下の点に留意して下さい。

- 合格証明書や登録証等（発行済のものの写しや発行予定のサンプルの写しで可）で、合格者の管理番号を記載のあることがわかるものを添付して下さい。

＜第三条第4項第三号トに基づき提出する書類＞

提出が必要な書類 【第三条第4項第三号各号】	申請書に添付する 具体的な書類	登録要件との対応 【第五条第1項各号】
ト 合格者の知識及び技術の維持向上のための措置に関する事項	・様式3-ト ・添付書類：継続教育や資格の更新制度等、知識及び技術の維持向上に関する規程類、手引き等	ハ 合格者の知識及び技術の維持向上のための措置が適切に講じられているものであること

「施設分野等」等の登録区分に応じて必要となる知識・技術は技術の進歩、法令や基準の改正等により変化するため、調査及び設計等業務を適確に実施するためには、知識・技術の水準を維持向上させる必要があります。

そのため、継続教育や資格の更新制度等、知識及び技術の維持向上のための措置を一定期間毎に講じていることを確認します。

⇒[様式3-ト]及び添付書類により、登録規程第五条第1項第八号を満足することを確認します。

⇒[様式3-ト]については、以下の点に留意して下さい。（→[様式3-ト]：72ページ参照）

- 登録申請する資格の有効期間を記入して下さい。
- 知識及び技術の維持向上のための措置の実施予定を記入して下さい。

- ・資格の有効期間内に所定のCPD単位の取得を義務づけている場合には、そのCPD制度や取得すべき単位数等
 - ・資格の有効期間内に定期的に研修等の受講（資格の更新時以外）を義務づけている場合には、その研修名等
 - ・資格の更新時に研修等の受講を義務づけている場合には、その研修名等
 - ・その他、継続教育として実施している事項
- なお、登録簿に登録されてから5年後の登録更新の申請時に、上記の実施実績を確認するための書類を提出していただきます。

⇒添付書類については、以下の点に留意して下さい。

- CPD単位の取得や定期的な研修、資格の更新制度等、知識及び技術の維持向上に関する取組について明記した規程類、手引き等を添付して下さい。（当該部分を抜粋した写しで可）

＜第三条第4項第三号チに基づき提出する書類＞

提出が必要な書類 【第三条第4項第三号各号】	申請書に添付する 具体的な書類	登録要件との対応 【第五条第1項各号】
チ 合格者の登録の抹消等に関する事項	- 様式3-チ - 添付書類：当該措置に関する規程類（手続の公正性の確保のための措置に関するものを含む）	九 登録及び証明等を受けた者が不正又は著しく不当な行為をした場合における登録の抹消等のための審査手続が適切に定められているものであること

担当業務等の契約違反や不誠実な行為を繰り返す者に資格を保有させることは、粗雑業務や将来の事故等につながる恐れがあり、当該資格や本制度の社会的な信用の失墜につながるため、不良・不適格な資格取得者に対して適切な措置を講じることが必要です。また、資格を抹消する措置が不当に濫用されないよう、その手続の公正性が確保されていることも必要です。

そのため、資格付与試験等の要項・要領等により、不良・不適格な資格取得者に対する資格の抹消のための手続が定められていること、かつ、その手続の公正性（審査会の設置等）が確保されていることを確認します。

⇒[様式3-チ]及び添付書類により、登録要件第五条第1項第九号を満足することを確認します。

⇒添付書類については、以下の点に留意して下さい。

- 当該措置に関する規程類（手続の公正性の確保のための措置に関するものを含む）を添付して下さい。（当該部分を抜粋した写しで可）

＜第三条第4項第三号リに基づき提出する書類＞

提出が必要な書類 【第三条第4項第三号各号】	申請書に添付する 具体的な書類	登録要件との対応 【第五条第1項各号】
リ その他必要な書類	- 様式3-リ：必要に応じて提出可 - 添付書類：必要に応じて提出可	

その他、申請者が必要と判断するものについて、任意に添付して下さい。

(4) 欠格条項に該当しないことを誓約する書面

申請者は、欠格条項（登録規程第四条第1項）のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面を添付して下さい。

登録規程第三条第4項 四 前条第二項の登録を受けようとする者が次条第一項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面

⇒[様式1-2]の誓約書により確認します。

- 誓約書[様式1-2]に他の誓約事項と合わせて記載して下さい。（→[様式1-2]：77 ページ参照。[様式8]により個別に誓約することもできます。誓約事項に虚偽があった場合は、登録規程第十一条第6項の規定により登録を取り消すことがあります。）

3.2. 受験の手引き等

直近の年度の受験の手引き等を、申請書類一式とは別綴りにして、PDF 形式で保存した電子ファイルを提出して下さい。

⇒以下の点に留意して下さい。(16 ページ及び 17 ページの再掲)

- [様式 3-イ] に記入した直近の年度の受験の手引き等 (資格付与試験等の試験日、試験地を確認できること) を提出して下さい。一般に頒布されたものやホームページからダウンロードできるものの写し等、一般の方が容易に入手可能なものとします。
- [様式 3-イ] に伴って提出する受験の手引き等により、[様式 3-ハ] に記入した資格付与試験等の受験条件を同時に確認できるのであれば、その受験の手引き等で構いません。(重複して提出する必要はありません。)
- 受験の手引き等により [様式 3-ハ] に記入した受験条件を確認できない場合には、それが確認できる資料を添付して下さい。一般に頒布されたものやホームページからダウンロードできるものの写し等、一般の方が容易に入手可能なものとします。

3.3. 試験問題等の抜粋集及び試験問題等の一式

[試験問題等の抜粋集] 及び [試験問題等の一式] については、それぞれ申請書類一式とは別綴りにして、PDF 形式で保存した電子ファイルを提出して下さい。

⇒以下の点に留意して下さい。(19 ページの再掲)

- [様式 6] の「確認すべき資格付与試験等の要件に対応する代表的な設問番号・講習内容等」の欄に記入した設問番号の試験問題や講習等のプログラムを抜粋して、[試験問題等の抜粋集]を作成して下さい。コピー・ペーストでの貼り付けや該当するページの写し等で結構です。(→[試験問題等の抜粋集]: 68 ページ参照。)
- 「確認すべき資格付与試験等の要件」を満足しているかどうかの確認は、[様式 6] に記入した代表的な設問番号・講習内容等に対応する抜粋集を参照します。試験問題等の抜粋にあたっては、対応関係を十分に吟味して下さい。
- また、[試験問題等の抜粋集] とは別途に、試験問題や講習等のプログラムの全部を[試験問題等の一式]として提出して下さい。
- [試験問題等の抜粋集] 及び [試験問題等の一式] については、申請書類一式とは別綴りにして、PDF 形式で保存した電子ファイルを提出して下さい。

3.4. 様式 6 の原本ファイル

申請書 [様式 1]、[様式 2-1 ~ 様式 8、様式 12] 及びその添付資料をひと綴りにした申請書類一式の PDF 形式とは別途に、[様式 6] については Excel 形式で作成した原本ファイルを提出して下さい。

3.5. 様式 0 の原本ファイル

申請する全ての資格と提出書類の一覧表[様式 0]を作成して下さい。(→[様式 0]: 55 ページ参照)
申請書類一式とは別途に、Excel 形式で作成した原本ファイルを提出して下さい。

3.6. 担当者連絡票

申請にあたって、担当者の氏名、電話番号、電子メールアドレス等を記入した[担当者連絡票]を作成して下さい。(→[担当者連絡票]：80 ページ参照)

申請書類一式とは別途に、Excel 形式で作成した原本ファイルを提出して下さい。

表 2 確認すべき付与試験等の要件の解説【点検・診断業務】

※「点検・診断」とは、点検、診断の両方を指す。

施設分野等	業務	知識・技術 を求める者	必要な知識・技術	確認すべき資格付与試験等の要件	確認すべき付与試験等の要件の解説
土木機械設備	診断	業務の管理及び統括 等を行う者 （管理技術者）	土木機械設備の診断業務を確実に履行する ために必要な知識及び技術に加え、これら の業務の管理及び統括を行う能力	1 土木機械設備の診断業務を確実に履行するための知識を有することを確認するもの であること	「土木機械設備」とは、国土交通省の「機械設備点検・整備共通仕様書（案）」に記載された水門設備、揚排水ポンプ設備、トンネル換気設備・非常 用施設、消融雪設備、道路排水設備等をいう。 「土木機械設備の診断業務を履行するための知識」とは、土木機械設備の診断業務を履行するために必要となる、道路法、河川法、騒音規制法、消防 法などの法令、国土交通省の「機械設備点検・整備共通仕様書（案）」に記載された各種の主要技術基準及び参考図書のうち、土木機械設備に関する 部分の知識をいう。
				2 土木機械設備の診断業務において、的確な課題解決能力を有することを過去の実務 経験等によって確認するものであること	「土木機械設備」とは、国土交通省の「機械設備点検・整備共通仕様書（案）」に記載された水門設備、揚排水ポンプ設備、トンネル換気設備・非常 用施設、消融雪設備、道路排水設備等をいう。
公園施設 （遊具）	点検	業務の管理及び統括 等を行う者 （管理技術者）	公園施設（遊具）の点検業務の実施にあたり、 点検を確実に履行するために必要な知識 及び技術に加え、業務の管理及び統括を 行う能力	1 公園施設（遊具）に係る法令、点検に係る指針、点検技術、点検方法等に関する知識 を有することを確認するものであること	公園施設（遊具）に係る法令、点検に係る指針及び点検技術、点検方法等の各々に関する相当の知識を有することを確認するものとする。 「公園施設（遊具）に係る法令に関する知識」とは、都市公園法、都市公園法施行令、都市公園法施行規則等に関する知識をいう。 「公園施設（遊具）に係る点検に係る指針に関する知識」とは、都市公園における遊具の安全確保に関する指針に関する知識をいう。 「公園施設（遊具）に係る点検技術、点検方法に関する知識」とは、都市公園における遊具の安全確保に関する指針に記載のある点検の内容に応じた 点検技術、点検方法に関する知識をいう。
				2 公園施設（遊具）の材料、業務の管理等に関する知識を有することを確認するもの であること	公園施設（遊具）の材料、業務の管理等の各々に関する相当の知識を有することを確認するものとする。 「公園施設（遊具）に係る材料、業務の管理等に関する知識」とは、都市公園における遊具の安全確保に関する指針に記載のある材料等に関する知識 及び点検の内容に応じた遊具の点検に係る業務の管理に関する知識をいう。
				3 公園施設（遊具）関係業務に関し、実務経験を有する者を対象としていること	「公園施設（遊具）関係業務」とは、遊具の都市公園における遊具の安全確保に関する指針に記載のある点検の内容に応じた点検及び都市公園以外に 設置されている主として子どもの利用に供することを目的として地面に固定されている遊戯施設の点検に関する業務をいう。
		業務を担当する者 （担当技術者）	公園施設（遊具）の点検業務の実施にあたり、 点検を確実に履行するために必要な知識 及び技術	1 公園施設（遊具）に係る法令、点検に係る指針、点検技術、点検方法等に関する知識 を有することを確認するものであること	公園施設（遊具）に係る法令、点検に係る指針及び点検技術、点検方法等の各々に関する相当の知識を有することを確認するものとする。 「公園施設（遊具）に係る法令に関する知識」とは、都市公園法、都市公園法施行令、都市公園法施行規則等に関する知識をいう。 「公園施設（遊具）に係る点検に係る指針に関する知識」とは、都市公園における遊具の安全確保に関する指針に関する知識をいう。 「公園施設（遊具）に係る点検技術、点検方法に関する知識」とは、都市公園における遊具の安全確保に関する指針に記載のある点検の内容に応じた 点検技術、点検方法に関する知識をいう。
				2 公園施設（遊具）の材料等に関する知識を有することを確認するものであること	公園施設（遊具）の材料等に関する相当の知識を有することを確認するものとする。 「公園施設（遊具）の材料等に関する知識」とは、都市公園における遊具の安全確保に関する指針に記載のある材料等に関する知識をいう
				3 公園施設（遊具）関係業務に関し、実務経験を有する者を対象としていること	「公園施設（遊具）関係業務」とは、遊具の都市公園における遊具の安全確保に関する指針に記載のある点検の内容に応じた点検及び都市公園以外に 設置されている主として子どもの利用に供することを目的として地面に固定されている遊戯施設の点検に関する業務をいう。
	診断	業務の管理及び統括 等を行う者 （管理技術者）	公園施設（遊具）の診断業務の実施にあたり、 診断を確実に履行するために必要な知識 及び技術に加え、業務の管理及び統括を 行う能力	1 公園施設（遊具）に係る法令、点検・診断に係る指針、点検・診断技術、点検・診 断方法等に関する知識を有することを確認するものであること	公園施設（遊具）に係る法令、点検・診断に係る指針及び点検・診断技術、点検・診断方法等の各々に関する相当の知識を有することを確認するもの とする。 「公園施設（遊具）に係る法令に関する知識」とは、都市公園法、都市公園法施行令、都市公園法施行規則等に関する知識をいう。 「公園施設（遊具）に係る点検・診断に係る指針に関する知識」とは、都市公園における遊具の安全確保に関する指針に関する知識をいう。 「公園施設（遊具）に係る点検・診断技術、点検・診断方法等に関する知識」とは、都市公園における遊具の安全確保に関する指針に記載のある点 検・診断の内容に応じた点検・診断技術、点検・診断方法に関する知識をいう。
				2 公園施設（遊具）の材料、修繕、業務の管理等に関する知識を有することを確認する ものであること	公園施設（遊具）の材料、修繕、業務の管理等の各々に関する相当の知識を有することを確認するものとする。 「公園施設（遊具）の材料、修繕、業務の管理等に関する知識」とは、都市公園における遊具の安全確保に関する指針に記載のある材料、修繕等に関 する知識及び点検・診断の内容に応じた遊具の点検・診断に係る業務の管理に関する知識をいう。
				3 公園施設（遊具）関係業務に関し、実務経験を有する者を対象としていること	「公園施設（遊具）関係業務」とは、遊具の都市公園における遊具の安全確保に関する指針に記載のある点検・診断の内容に応じた点検・診断及び都 市公園以外に設置されている主として子どもの利用に供することを目的として地面に固定されている遊戯施設の点検・診断に関する業務をいう。
		業務を担当する者 （担当技術者）	公園施設（遊具）の診断業務の実施にあたり、 診断を確実に履行するために必要な知識 及び技術	1 公園施設（遊具）に係る法令、点検・診断に係る指針、点検・診断技術、点検・診 断方法等に関する知識を有することを確認するものであること	公園施設（遊具）に係る法令、点検・診断に係る指針及び点検・診断技術、点検・診断方法等の各々に関する相当の知識を有することを確認するもの とする。 「公園施設（遊具）に係る法令に関する知識」とは、都市公園法、都市公園法施行令、都市公園法施行規則等に関する知識をいう。 「公園施設（遊具）に係る点検・診断に係る指針に関する知識」とは、都市公園における遊具の安全確保に関する指針に関する知識をいう。 「公園施設（遊具）に係る点検・診断技術、点検・診断方法等に関する知識」とは、都市公園における遊具の安全確保に関する指針に記載のある点 検・診断の内容に応じた点検・診断技術、点検・診断方法に関する知識をいう。
				2 公園施設（遊具）の材料、修繕等に関する知識を有することを確認するものでは あること	公園施設（遊具）の材料、修繕等の各々に関する相当の知識を有することを確認するものとする。 「公園施設（遊具）の材料、修繕等に関する知識」とは、都市公園における遊具の安全確保に関する指針に記載のある材料、修繕等に関する知識をい う。
				3 公園施設（遊具）関係業務に関し、実務経験を有する者を対象としていること	「公園施設（遊具）関係業務」とは、遊具の都市公園における遊具の安全確保に関する指針に記載のある点検・診断の内容に応じた点検・診断及び都 市公園以外に設置されている主として子どもの利用に供することを目的として地面に固定されている遊戯施設の点検・診断に関する業務をいう。
公園施設 （樹木）	点検	業務を担当する者 （担当技術者）	公園施設（樹木）の点検業務の実施にあたり、 点検を確実に履行するために必要な知識 及び技術	1 公園施設（樹木）に係る知識を有することを確認するものであること	「公園施設（樹木）に係る知識」とは、樹種特性、樹木生理、生育環境や病虫害等に関する知識をいう。
				2 公園施設（樹木）の点検に係る知識及び技術を有することを確認するものでは あること	「公園施設（樹木）の点検に係る知識及び技術」とは、都市公園の樹木の点検・診断に関する指針（案）に記載のある点検に係る知識及び技術であ り、実現場において、樹木の変状及び異常有無を確認することを含む。
				3 公園施設（樹木）関係業務に関し、実務経験を有する者を対象としていること	「公園施設（樹木）関係業務」とは、都市公園の樹木の点検・診断に関する指針（案）に記載のある点検・診断に係る業務をいう。
	診断	業務を担当する者 （担当技術者）	公園施設（樹木）の診断業務の実施にあたり、 診断を確実に履行するために必要な知識 及び技術	1 公園施設（樹木）に係る知識を有することを確認するものであること	「公園施設（樹木）に係る知識」とは、樹種特性、樹木生理、生育環境や病虫害等に関する知識をいう。
				2 公園施設（樹木）の診断に係る知識及び技術を有することを確認するものでは あること	「公園施設（樹木）の診断に係る知識及び技術」とは、都市公園の樹木の点検・診断に関する指針（案）に記載のある点検・診断に係る知識及び技術 であり、実現場において、樹木の変状及び異常有無を確認することを含む。
				3 公園施設（樹木）関係業務に関し、実務経験を有する者を対象としていること	「公園施設（樹木）関係業務」とは、都市公園の樹木の点検・診断に関する指針（案）に記載のある点検・診断に係る業務をいう。

※「点検・診断」とは、点検、診断の両方を指す。

施設分野等	業務	知識・技術を求める者	必要な知識・技術	確認すべき資格付与試験等の要件		確認すべき付与試験等の要件の解説
堤防・河道	点検・診断	業務の管理及び統括等を行う者 （管理技術者）	堤防・河道の点検・診断業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	1	河川の法令に関する知識を有することを確認するものであること	「河川の法令に関する知識」とは、当該施設に係る点検・診断業務を確実に履行するために必要となる河川法、河川法施行令、河川管理施設等構造令、河川法施行規則のうち維持管理に関する知識をいう。
				2	堤防・河道の点検・診断を含む河川管理に関する知識を有することを確認するものであること	「堤防・河道の点検・診断を含む河川管理に関する知識」とは、当該施設に係る点検・診断業務を確実に履行するために必要となる河川砂防技術基準、工作物設置許可基準、堤防等河川管理施設及び河道の点検要領、堤防及び護岸点検結果評価要領（案）等に関する知識をいう。
				3	堤防・河道に係る業務に関し、実務経験を有することを確認するものであること	「堤防・河道に係る業務」とは、河川砂防技術基準維持管理編（河川編）に記載された業務又はこれに類する業務をいう。
		業務を担当する者 （担当技術者）	堤防・河道の点検・診断業務を確実に履行するために必要な知識及び技術	1	河川の法令に関する知識を有することを確認するものであること	「河川の法令に関する知識」とは、当該施設に係る点検・診断業務を確実に履行するために必要となる河川法、河川法施行令、河川管理施設等構造令、河川法施行規則のうち維持管理に関する知識をいう。
				2	堤防・河道の点検・診断に関する知識を有することを確認するものであること	「堤防・河道の点検・診断に関する知識」とは、当該施設に係る点検・診断業務を確実に履行するために必要となる河川砂防技術基準維持管理編（河川）、工作物設置許可基準、堤防等河川管理施設及び河道の点検要領、堤防及び護岸点検結果評価要領（案）等に関する知識をいう。
				3	堤防・河道に係る業務に関し、実務経験を有することを確認するものであること	「堤防・河道に係る業務」とは、河川砂防技術基準維持管理編（河川編）に記載された業務又はこれに類する業務をいう。
水道施設（水道管路施設を除く）	点検・診断	業務の管理及び統括等を行う者 （管理技術者）	水道施設（水道管路施設を除く）の点検・診断業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	1	水道の法令に関する知識を有することを確認するものであること	「水道の法令に関する知識」とは、水道法、水道法施行令、水道法施行規則等に関する知識をいう。
				2	水道施設（水道管路施設を除く）の点検・診断を含む運転・維持管理に関する幅広い知識を有することを確認するものであること	「水道施設（水道管路施設を除く）の点検・診断を含む運転・維持管理に関する幅広い知識」とは、水道維持管理指針2016（日本水道協会）、水道施設設計指針2012（日本水道協会）等のうち、水道施設（水道管路施設を除く）に係る業務に関する知識に加え、適切な運転・維持管理ができる経験・知識、現場条件を勘案したうえで、最も適した調査方法等の立案ができる知識をいう。
				3	水道施設（水道管路施設を除く）に係る業務に関し、実務経験を有することを確認するものであること	「水道施設（水道管路施設を除く）に係る業務」とは、水道法に基づく取水、貯水、導水、浄水、送水、配水施設までの土木構造物、建築物、機械・電気・計装設備等を対象とした運転・維持管理等に関する業務等をいう。
		業務を担当する者 （担当技術者）	水道施設（水道管路施設を除く）の点検・診断業務を確実に履行するために必要な知識及び技術	1	水道の法令に関する知識を有することを確認するものであること	「水道の法令に関する知識」とは、水道法、水道法施行令、水道法施行規則等に関する知識をいう。
				2	水道施設（水道管路施設を除く）の点検・診断を含む運転・維持管理に関する知識を有することを確認するものであること	「水道施設（水道管路施設を除く）の点検・診断を含む運転・維持管理に関する知識」とは、水道維持管理指針2016（日本水道協会）、水道施設設計指針2012（日本水道協会）等のうち、浄水施設に関する知識をいう。
				3	水道施設（水道管路施設を除く）に係る業務に関し、実務経験を有することを確認するものであること	「水道施設（水道管路施設を除く）に係る業務」とは、水道法に基づく取水、貯水、導水、浄水、送水、配水施設までの土木構造物、建築物、機械・電気・計装設備等を対象とした運転・維持管理等に関する業務等をいう。
水道管路施設（バルブ・その他の管路付属設備を含む）	点検・診断	業務の管理及び統括等を行う者 （管理技術者）	水道管路施設（バルブ・その他の管路付属設備を含む）の点検・診断業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	1	水道の法令に関する知識を有することを確認するものであること	「水道の法令に関する知識」とは、水道法、水道法施行令、水道法施行規則等に関する知識をいう。
				2	水道管路施設（バルブ・その他の管路付属設備を含む）の点検・診断を含む運転・維持管理に関する幅広い知識を有することを確認するものであること	「水道管路施設（バルブ・その他の管路付属設備を含む）の点検・診断を含む運転・維持管理に関する幅広い知識」とは、水道維持管理指針2016（日本水道協会）、水道施設設計指針2012（日本水道協会）等のうち、水道管路施設（バルブ・その他の管路付属設備を含む）に係る業務に関する知識に加え、適切な導・送・配水施設の運転・維持管理ができる経験・知識、現場条件を勘案したうえで、最も適した調査方法等の立案ができる知識をいう。
				3	水道管路施設（バルブ・その他の管路付属設備を含む）に係る業務に関し、実務経験を有することを確認するものであること	「水道管路施設（バルブ・その他の管路付属設備を含む）に係る業務」とは、水道法に基づく取水、貯水、導水、浄水、送水、配水施設までの水道管路等を対象とした運転・維持管理等に関する業務等をいう。
		業務を担当する者 （担当技術者）	水道管路施設（バルブ・その他の管路付属設備を含む）の点検・診断業務を確実に履行するために必要な知識及び技術	1	水道の法令に関する知識を有することを確認するものであること	「水道の法令に関する知識」とは、水道法、水道法施行令、水道法施行規則等に関する知識をいう。
				2	水道管路施設（バルブ・その他の管路付属設備を含む）の点検・診断を含む運転・維持管理に関する知識を有することを確認するものであること	「水道管路施設（バルブ・その他の管路付属設備を含む）の点検・診断を含む運転・維持管理に関する知識」とは、水道維持管理指針2016（日本水道協会）、水道施設設計指針2012（日本水道協会）等のうち、水道管路施設（バルブ・その他の管路付属設備を含む）に関する知識をいう。
				3	水道管路施設（バルブ・その他の管路付属設備を含む）に係る業務に関し、実務経験を有することを確認するものであること	「水道管路施設（バルブ・その他の管路付属設備を含む）に係る業務」とは、水道法に基づく取水、貯水、導水、浄水、送水、配水施設までの管路等を対象とした運転・維持管理等に関する業務等をいう。

※「点検・診断」とは、点検、診断の両方を指す。

施設分野等	業務	知識・技術を求める者	必要な知識・技術	確認すべき資格付与試験等の要件	確認すべき付与試験等の要件の解説
下水道管路施設	点検・診断	業務の管理及び統括等を行う者 （管理技術者）	下水道管路施設の点検・診断業務を確実に履行するため、下水道管路管理や安全管理に関する法規等に加え、確実な点検・診断手法を選定する能力、異状の程度や緊急度等を適切に判断する技術、並びに業務の管理及び統括を行う能力	1 下水道の法令に関する知識を有することを確認するものであること	「下水道の法令に関する知識」とは、下水道法、下水道法施行令及び下水道法施行規則等に関する知識をいう。
				2 下水道管路施設の点検（潜行目視及びカメラ等）・診断に関する知識を有することを確認するものであること	「下水道管路施設の点検・診断に関する知識」とは、下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン-2015年版-（平成27年11月発刊）、下水道維持管理指針、下水道管路施設の点検・調査マニュアル（案）等に関する知識をいう。
				3 下水道管路施設の確実な点検・診断手法を選定し業務を管理する能力を確認するとともに、下水道管路施設の異状の程度や緊急度等を適切に判断する技術を有することを 実地又はそれに準じる方法により確認するものであること	「点検」とは、下水道法に基づく下水道管路施設を対象に、マンホール蓋を開け、管内目視やTVカメラ等により、劣化の実態や動向の定量的な確認ほか、目視等による管路施設状況把握・異状有無の確認を含む。 「確実な点検・診断手法を選定し業務を管理する能力」とは、現場条件を勘案したうえで、最も適した調査方法、安全管理体制等を立案し業務計画書を作成する能力をいう。 「異状の程度や緊急度等を適切に判断する技術」とは、実際に管内を撮影した映像をもとに異状の程度や、対策を実施すべき時期を判断することができる技術をいう。 「実地又はそれに準じる方法」とは、実現場においてカメラ等を用いた映像もしくは撮影済みの映像を用いて、実際に報告書類を作成する方法をいう。
				4 下水道管路施設に係る業務に関し、実務経験を有することを確認するものであること	「下水道管路施設に係る業務」とは、下水道法に基づく下水道管路施設を対象とした清掃、点検、改築・修繕に関する業務等をいう。
	点検	業務を担当する者 （担当技術者）	下水道管路施設の点検業務を確実に履行するため、下水道管路管理や安全管理に関する法規等に加え、機械器具等の的確な操作及び異状箇所を記録する技術	1 下水道の法令に関する知識を有することを確認するものであること	「下水道の法令に関する知識」とは、下水道法、下水道法施行令及び下水道法施行規則等に関する知識をいう。
				2 下水道管路施設の点検（潜行目視及びカメラ等）に関する知識を有することを確認するものであること	「下水道管路施設の点検に関する知識」とは、下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン-2015年版-（平成27年11月発刊）、下水道維持管理指針、下水道管路施設の点検・調査マニュアル（案）等に関する知識をいう。
				3 下水道管路施設の点検のために必要な機械器具等を的確に操作し、異状箇所を記録する技術を有することを 実技により確認するものであること	「下水道管路施設の点検」とは、下水道法に基づく下水道管路施設を対象に、マンホール蓋を開け、管内目視やTVカメラ等により、劣化の実態や動向の定量的な確認ほか、目視等による管路施設状況把握・異状有無の確認を含む。 「下水道管路施設の点検のために必要な機械器具等」とは、下水道管きょ用テレビカメラや管口カメラ（伸縮可能な操作棒の先にカメラとライトを取り付けたもの）、またはこれに準じた機器類をいう。 「異状箇所を記録する技術」とは、異状の位置と内容を点検簿等に記録する技術をいう。
				4 下水道管路施設に係る業務に関し、実務経験を有することを確認するものであること	「下水道管路施設に係る業務」とは、下水道法に基づく下水道管路施設を対象とした清掃、点検、改築・修繕に関する業務等をいう。
砂防設備	点検・診断	業務の管理及び統括等を行う者 （管理技術者）	砂防設備の点検・診断業務の実施にあたり、的確な方法により点検を行うとともに、調査結果を元に健全度を評価するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	1 砂防に係る基礎知識を有することを確認するものであること	「砂防に係る基礎知識」とは、河川砂防技術基準等に記載のある砂防に係る基礎知識をいう。
				2 砂防設備に係る法令に関する知識を有することを確認するものであること	「砂防設備に係る法令に関する知識」とは、砂防法に関する知識をいう。
				3 砂防調査に関する知識を有することを確認するものであること	「砂防調査に関する知識」とは、河川砂防技術基準等に記載のある砂防調査に関する知識をいう。
				4 砂防設備に係る維持管理に関する知識を有することを確認するものであること	「砂防設備に係る維持管理に関する知識」とは、砂防関係施設点検要領（案）に記載のある砂防設備に係る維持管理に関する知識をいう。
				5 砂防設備の構造等に関する基礎知識を有することを確認するものであること	「砂防設備の構造等に関する基礎知識」とは、河川砂防技術基準等に記載のある砂防設備の構造等に関する基礎知識をいう。
				6 砂防関係業務に関し一定の実務経験を有することを確認するものであること	「砂防関係業務に関し一定の実務経験を有する」とは、砂防設備の点検・診断業務の実施にあたり、砂防関係施設点検要領（案）に定められた事項を確実に履行するために必要な実務経験をいう。
地すべり防止施設	点検・診断	業務の管理及び統括等を行う者 （管理技術者）	地すべり防止施設の点検・診断業務の実施にあたり、的確な方法により点検を行うとともに、調査結果を元に健全度を評価するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	1 地すべりに係る基礎知識を有することを確認するものであること	「地すべりに係る基礎知識」とは、河川砂防技術基準等に記載のある地すべりに係る基礎知識をいう。
				2 地すべり防止施設に係る法令に関する知識を有することを確認するものであること	「地すべり防止施設に係る法令に関する知識」とは、地すべり等防止法に関する知識をいう。
				3 地すべり調査に関する知識を有することを確認するものであること	「地すべり調査に関する知識」とは、河川砂防技術基準等に記載のある地すべり調査に関する知識をいう。
				4 地すべり防止施設に係る維持管理に関する知識を有することを確認するものであること	「地すべり防止施設に係る維持管理に関する知識」とは、砂防関係施設点検要領（案）に記載のある地すべり防止施設に係る維持管理に関する知識をいう。
				5 地すべり防止施設の構造等に関する基礎知識を有することを確認するものであること	「地すべり防止施設の構造等に関する基礎知識」とは、河川砂防技術基準等に記載のある地すべり防止施設の構造等に関する基礎知識をいう。
				6 地すべり対策関係業務に関し一定の実務経験を有することを確認するものであること	「地すべり対策関係業務に関し一定の実務経験を有する」とは、地すべり防止施設の点検・診断業務の実施にあたり、砂防関係施設点検要領（案）に定められた事項を確実に履行するために必要な実務経験をいう。

※「点検・診断」とは、点検、診断の両方を指す。

施設分野等	業務	知識・技術を求める者	必要な知識・技術	確認すべき資格付与試験等の要件	確認すべき付与試験等の要件の解説
急傾斜地崩壊防止施設	点検・診断	業務の管理及び統括等を行う者 （管理技術者）	急傾斜地崩壊防止施設の点検・診断業務の実施にあたり、的確な方法により点検を行うとともに、調査結果を元に健全度を評価するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	1 急傾斜地崩壊に係る基礎知識を有するかどうかを確認するものであること	「急傾斜地崩壊に係る基礎知識」とは、河川砂防技術基準等に記載のある急傾斜地崩壊に係る基礎知識をいう。
				2 急傾斜地崩壊防止施設に係る法令に関する知識を有することを確認するものであること	「急傾斜地崩壊防止施設に係る法令に関する知識」とは、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に関する知識をいう。
				3 急傾斜地調査に関する知識を有することを確認するものであること	「急傾斜地調査に関する知識」とは、河川砂防技術基準等に記載のある急傾斜地調査に関する知識をいう。
				4 急傾斜地崩壊防止施設に係る維持管理に関する知識を有することを確認するものであること	「急傾斜地崩壊防止施設に係る維持管理に関する知識」とは、砂防関係施設点検要領（案）に記載のある急傾斜地崩壊防止施設に係る維持管理に関する知識をいう。
				5 急傾斜地崩壊防止施設の構造等に関する基礎知識を有することを確認するものであること	「急傾斜地崩壊防止施設の構造等に関する基礎知識」とは、河川砂防技術基準等に記載のある急傾斜地崩壊防止施設の構造等に関する基礎知識をいう。
				6 急傾斜地崩壊対策関係業務に関し一定の実務経験を有することを確認するものであること	「急傾斜地崩壊対策関係業務に関し一定の実務経験を有する」とは、急傾斜地崩壊防止施設の点検・診断業務の実施にあたり、砂防関係施設点検要領（案）等に定められた事項を確実に履行するために必要な実務経験をいう。
海岸堤防等	点検・診断	業務の管理及び統括等を行う者 （管理技術者）	海岸堤防等の点検・診断業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	1 海岸堤防等の点検・診断等の管理に関する知識を有することを確認するものであること	海岸堤防等の点検・診断等の管理に関する知識とは、「海岸保全施設維持管理マニュアル」又は「海岸保全施設の技術上の基準・同解説」に関する知識をいう。
				2 海岸又は海岸と同種の施設に関する一定の実務経験を有することを確認するものであること	海岸又は海岸と同種の施設に関する一定の実務経験とは、海岸又は海岸と同種の施設に関する設計、管理業務の実務経験をいう。同種の施設とは、河川構造物、海洋構造物、港湾構造物をいう。
橋梁（鋼橋）	点検	業務を担当する者 （担当技術者）	道路橋（鋼橋）の点検業務の実施にあたり、道路法施行規則（昭和二十七年建設省令第二十五号）第四条の五の六に定められた事項（健全性の診断を除く）を確実に履行するために必要な知識及び技術	道路橋（鋼橋）に関する一定の実務経験を有することを確認するものであること、又は道路橋（鋼橋）の設計、施工に関する基礎知識を有することを確認するものであること、又は道路橋（鋼橋）の点検に関する一定の技術と実務経験を有することを確認するものであること	「道路橋（鋼橋）に関する一定の実務経験、道路橋（鋼橋）の設計、施工に関する基礎知識」とは、具体には、国が定める道路橋の定期点検要領に定められた事項（健全性の診断を除く）を確実に履行するために必要な知識及び技術をいう。なお、必要な知識及び技術を確認する例として、国が監修する「道路橋定期点検に関する技術者育成プログラム（ http://www.nilim.go.jp/lab/ubg/suguni/index.html ）」を参考とできる。
	診断	業務を担当する者 （担当技術者）	道路橋（鋼橋）の診断業務の実施にあたり、道路法施行規則（昭和二十七年建設省令第二十五号）第四条の五の六に定められた事項（健全性の診断）を確実に履行するために必要な知識及び技術	道路橋（鋼橋）に関する相当の実務経験を有することを確認するものであること、又は道路橋（鋼橋）の設計、施工、管理に関する相当の専門知識を有することを確認するものであること、又は道路橋（鋼橋）の点検に関する相当の技術と実務経験を有することを確認するものであること	「道路橋（鋼橋）に関する相当の実務経験、道路橋（鋼橋）の設計、施工、管理に関する相当の専門知識」とは、具体には、国が定める道路橋の定期点検要領に定められた事項（健全性の診断）を確実に履行するために必要な知識及び技術をいう。なお、必要な知識及び技術を確認する例として、国が監修する「道路橋定期点検に関する技術者育成プログラム（ http://www.nilim.go.jp/lab/ubg/suguni/index.html ）」を参考とできる。
橋梁（コンクリート橋）	点検	業務を担当する者 （担当技術者）	道路橋（コンクリート橋）の点検業務の実施にあたり、道路法施行規則（昭和二十七年建設省令第二十五号）第四条の五の六に定められた事項（健全性の診断を除く）を確実に履行するために必要な知識及び技術	道路橋（コンクリート橋）に関する一定の実務経験を有することを確認するものであること、又は道路橋（コンクリート橋）の設計、施工に関する基礎知識を有することを確認するものであること、又は道路橋（コンクリート橋）の点検に関する一定の技術と実務経験を有することを確認するものであること	「道路橋（コンクリート橋）に関する一定の実務経験、道路橋（コンクリート橋）の設計、施工に関する基礎知識」とは、具体には、国が定める道路橋の定期点検要領に定められた事項（健全性の診断を除く）を確実に履行するために必要な知識及び技術をいう。なお、必要な知識及び技術を確認する例として、国が監修する「道路橋定期点検に関する技術者育成プログラム（ http://www.nilim.go.jp/lab/ubg/suguni/index.html ）」を参考とできる。
	診断	業務を担当する者 （担当技術者）	道路橋（コンクリート橋）の診断業務の実施にあたり、道路法施行規則（昭和二十七年建設省令第二十五号）第四条の五の六に定められた事項（健全性の診断）を確実に履行するために必要な知識及び技術	道路橋（コンクリート橋）に関する相当の実務経験を有することを確認するものであること、又は道路橋（コンクリート橋）の設計、施工、管理に関する相当の専門知識を有することを確認するものであること、又は道路橋（コンクリート橋）の点検に関する相当の技術と実務経験を有することを確認するものであること	「道路橋（コンクリート橋）に関する相当の実務経験、道路橋（コンクリート橋）の設計、施工、管理に関する相当の専門知識」とは、具体には、国が定める道路橋の定期点検要領に定められた事項（健全性の診断）を確実に履行するために必要な知識及び技術をいう。なお、必要な知識及び技術を確認する例として、国が監修する「道路橋定期点検に関する技術者育成プログラム（ http://www.nilim.go.jp/lab/ubg/suguni/index.html ）」を参考とできる。
橋梁（鋼・コンクリート以外の橋）	点検	業務を担当する者 （担当技術者）	道路橋（鋼・コンクリート以外の橋）の点検業務の実施にあたり、道路法施行規則（昭和二十七年建設省令第二十五号）第四条の五の六に定められた事項（健全性の診断を除く）を確実に履行するために必要な知識及び技術	道路橋（鋼・コンクリート以外の橋）に関する一定の実務経験を有することを確認するものであること、又は道路橋（鋼・コンクリート以外の橋）の設計、施工に関する基礎知識を有することを確認するものであること、又は道路橋（鋼・コンクリート以外の橋）の点検に関する一定の技術と実務経験を有することを確認するものであること	「道路橋（鋼・コンクリート以外の橋）に関する一定の実務経験、道路橋（鋼・コンクリート以外の橋）の設計、施工に関する基礎知識」とは、具体には、国が定める道路橋の定期点検要領に定められた事項（健全性の診断を除く）を確実に履行するために必要な知識及び技術をいう。なお、必要な知識及び技術を確認する例として、国が監修する「道路橋定期点検に関する技術者育成プログラム（ http://www.nilim.go.jp/lab/ubg/suguni/index.html ）」を参考とできる。
	診断	業務を担当する者 （担当技術者）	道路橋（鋼・コンクリート以外の橋）の診断業務の実施にあたり、道路法施行規則（昭和二十七年建設省令第二十五号）第四条の五の六に定められた事項（健全性の診断）を確実に履行するために必要な知識及び技術	道路橋（鋼・コンクリート以外の橋）に関する相当の実務経験を有することを確認するものであること、又は道路橋（鋼・コンクリート以外の橋）の設計、施工、管理に関する相当の専門知識を有することを確認するものであること、又は道路橋（鋼・コンクリート以外の橋）の点検に関する相当の技術と実務経験を有することを確認するものであること	「道路橋（鋼・コンクリート以外の橋）に関する相当の実務経験、道路橋（鋼・コンクリート以外の橋）の設計、施工、管理に関する相当の専門知識」とは、具体には、国が定める道路橋の定期点検要領に定められた事項（健全性の診断）を確実に履行するために必要な知識及び技術をいう。なお、必要な知識及び技術を確認する例として、国が監修する「道路橋定期点検に関する技術者育成プログラム（ http://www.nilim.go.jp/lab/ubg/suguni/index.html ）」を参考とできる。
トンネル	点検	業務を担当する者 （担当技術者）	道路トンネルの点検業務の実施にあたり、道路法施行規則（昭和二十七年建設省令第二十五号）第四条の五の六に定められた事項（健全性の診断を除く）を確実に履行するために必要な知識及び技術	道路トンネルに関する一定の知識及び技能を有することを確認するものであること	「道路トンネルに関する一定の知識及び技能」とは、具体には、国が定める道路トンネルの定期点検要領に定められた事項（健全性の診断を除く）を確実に履行するために必要な知識及び技術をいう。
	診断	業務を担当する者 （担当技術者）	道路トンネルの診断業務の実施にあたり、道路法施行規則（昭和二十七年建設省令第二十五号）第四条の五の六に定められた事項（健全性の診断）を確実に履行するために必要な知識及び技術	道路トンネルに関する相当の実務経験を有することを確認するものであること、又は道路トンネルの設計、施工、管理に関する相当の専門知識を有することを確認するものであること、又は道路トンネルの点検に関する相当の技術と実務経験を有することを確認するものであること	「道路トンネルに関する相当の実務経験、道路トンネルの設計、施工、管理に関する相当の専門知識」とは、具体には、国が定める道路トンネルの定期点検要領に定められた事項（健全性の診断）を確実に履行するために必要な知識及び技術をいう。

※「点検・診断」とは、点検、診断の両方を指す。

施設分野等	業務	知識・技術 を求める者	必要な知識・技術	確認すべき資格付与試験等の要件	確認すべき付与試験等の要件の解説
道路土工構造物 (土工)	点検	業務を担当する者 (担当技術者)	道路土工構造物の点検業務の実施にあたり、国が定める道路土工構造物点検要領に定められた事項（健全性の診断を除く）を確実に履行するために必要な知識及び技術	道路土工構造物の構造や地盤を原因とした災害に関する一定の知識及び技能を有することを確認するものであること	「道路土工構造物の構造や地盤を原因とした災害に関する一定の知識及び技能」とは、具体には、国が定める道路土工構造物点検要領に定められた事項（健全性の診断を除く）を確実に履行するために必要な知識及び技術をいう。
	診断	業務を担当する者 (担当技術者)	道路土工構造物の診断業務の実施にあたり、国が定める道路土工構造物点検要領に定められた事項（健全性の診断）を確実に履行するために必要な知識及び技術	道路土工構造物の構造や地盤を原因とした災害に関する相当の知識及び技能を有することを確認するものであること	「道路土工構造物の構造や地盤を原因とした災害に関する相当の知識及び技能」とは、具体には、国が定める道路土工構造物点検要領に定められた事項（健全性の診断）を確実に履行するために必要な知識及び技術をいう。
道路土工構造物 (シェッド・大型カルバート等)	点検	業務を担当する者 (担当技術者)	シェッド・大型カルバート等の点検業務の実施にあたり、国が定めるシェッド・大型カルバート等定期点検要領に定められた事項（健全性の診断を除く）を確実に履行するために必要な知識及び技術	鋼・コンクリート構造物に関する一定の実務経験を有することを確認するものであること、又はシェッド・カルバートの設計、施工に関する一定の専門知識を有することを確認するものであること、又は点検に関する一定の技術と実務経験を有することを確認するものであること	「鋼・コンクリート構造物に関する一定の実務経験を有することを確認するものであること、又はシェッド・カルバートの設計、施工に関する一定の専門知識、又は点検に関する一定の技術と実務経験」とは、具体には、国が定めるシェッド・大型カルバート等定期点検要領に定められた事項（健全性の診断を除く）を確実に履行するために必要な知識及び技術をいう。
	診断	業務を担当する者 (担当技術者)	シェッド・大型カルバート等の診断業務の実施にあたり、国が定めるシェッド・大型カルバート等定期点検要領に定められた事項（健全性の診断）を確実に履行するために必要な知識及び技術	鋼・コンクリート構造物に関する相当の実務経験を有することを確認するものであること、又はシェッド・カルバートの設計、施工、管理に関する相当の専門知識を有することを確認するものであること、又は点検に関する相当の技術と実務経験を有することを確認するものであること	「鋼・コンクリート構造物に関する相当の実務経験を有することを確認するものであること、又はシェッド・カルバートの設計、施工、管理に関する相当の専門知識、又は点検に関する相当の技術と実務経験」とは、具体には、国が定めるシェッド・大型カルバート等定期点検要領に定められた事項（健全性の診断）を確実に履行するために必要な知識及び技術をいう。
舗装	点検	業務を担当する者 (担当技術者)	舗装の点検業務を確実に履行するために必要な知識及び技術	舗装に関する一定の知識及び技能を有することを確認するものであること	「舗装に関する一定の知識及び技能」とは、具体には、国が定める舗装の点検要領に定められた事項（健全性の診断及び詳細調査を除く）を確実に履行するために必要な知識及び技術をいう。
	診断	業務を担当する者 (担当技術者)	舗装の診断業務を確実に履行するために必要な知識及び技術	舗装に関する相当の実務経験を有することを確認するものであること、又は舗装の設計、施工、管理に関する相当の専門知識を有することを確認するものであること、又は舗装の点検に関する相当の技術と実務経験を有することを確認するものであること	「舗装に関する相当の実務経験、舗装の設計、施工、管理に関する相当の専門知識」とは、具体には、国が定める舗装の点検要領に定められた事項（健全性の診断及び詳細調査）を確実に履行するために必要な知識及び技術をいう。
小規模附属物	点検	業務を担当する者 (担当技術者)	小規模附属物の点検業務を確実に履行するために必要な知識及び技術	道路標識、道路照明施設等に関する一定の知識及び技能を有することを確認するものであること	「道路標識、道路照明施設等に関する一定の知識及び技能」とは、具体には、国が定める小規模附属物の点検要領に定められた事項（対策の要否の判定を除く）を確実に履行するために必要な知識及び技術をいう。
	診断	業務を担当する者 (担当技術者)	小規模附属物の診断業務を確実に履行するために必要な知識及び技術	道路標識、道路照明施設等の構造や部材の状態の評価に必要な相当の知識及び技能を有することを確認するものであること	「道路標識、道路照明施設等の構造や部材の状態の評価に必要な相当の知識及び技能」とは、具体には、国が定める小規模附属物の点検要領に定められた事項（対策の要否の判定）を確実に履行するために必要な知識及び技術をいう。
港湾施設	計画策定 (維持管理)	業務の管理及び統括等を行う者 (管理技術者)	港湾施設の維持管理計画策定業務の実施にあたり、港湾の施設の技術上の基準を定める省令（平成十九年国土交通省令第十五号）第四条第三項に定められた事項を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	1 港湾施設の維持管理に係る法令に関する知識を有することを確認するものであること	「港湾施設の維持管理に係る法令」とは、港湾法、港湾法施行令、港湾法施行規則、港湾の施設の技術上の基準を定める省令、技術基準対象施設の維持に関し必要な事項を定める告示のうち維持管理に関するものをいう。
				2 維持管理計画策定に必要な点検・診断、当該施設全体の維持に係る総合的な評価に関する専門知識を有することを確認するものであること	
				3 港湾または同種の施設に関する業務の実務経験を有することを確認するものであること	
	点検・診断	業務の管理及び統括等を行う者 (管理技術者)	港湾施設の点検・診断業務の実施にあたり、港湾の施設の技術上の基準を定める省令（平成十九年国土交通省令第十五号）第四条第三項に定められた事項を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	1 港湾施設の維持管理に係る法令に関する知識を有することを確認するものであること	「港湾施設の維持管理に係る法令」とは、港湾の施設の技術上の基準を定める省令、技術基準対象施設の維持に関し必要な事項を定める告示のうち維持管理に関するものをいう。
				2 港湾施設の損傷、劣化その他の変状についての点検・診断に関する専門知識を有することを確認するものであること	
				3 港湾または同種の施設に関する業務の実務経験を有することを確認するものであること	
	設計 (維持管理)	業務の管理及び統括等を行う者 (管理技術者)	港湾施設の維持・修繕設計業務の実施にあたり、港湾の施設の技術上の基準を定める省令（平成十九年国土交通省令第十五号）第二条及び第四条第三項に定められた事項を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	1 港湾施設の維持管理に係る法令に関する知識を有することを確認するものであること	「港湾施設の維持管理に係る法令」とは、港湾の施設の技術上の基準を定める省令、技術基準対象施設の維持に関し必要な事項を定める告示のうち維持管理に関するものをいう。
				2 港湾施設の点検・診断や調査を元に、既存施設の維持・修繕に必要な設計に関する知識を有することを確認するものであること	
				3 港湾または同種の施設に関する業務の実務経験を有することを確認するものであること	

※「点検・診断」とは、点検、診断の両方を指す。

施設分野等	業務	知識・技術を求める者	必要な知識・技術	確認すべき資格付与試験等の要件	確認すべき付与試験等の要件の解説
空港施設	点検・診断	業務の管理及び統括等を行う者 （管理技術者）	滑走路、誘導路及びエプロンの点検・診断業務の実施にあたり、施設の管理における保安上の基準に関する法規等に加え、的確な点検・診断手法により、異常の程度を適切に評価するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	1 空港の設置基準に関する法令及び空港の舗装補修等の基準に関する知識を有することを確認するものであること	「空港の設置基準に関する法令」とは、航空法、航空法施行令、航空法施行規則、陸上空港の基準対象施設の性能の照査に必要な事項等を定める告示、空港土木施設の設置基準解説」をいう。 「空港の舗装補修等の基準」とは、空港舗装設計要領、空港舗装補修要領のうち、舗装補修等に関する知識をいう。
				2 空港舗装の点検技術、点検方法等に関する知識を有することを確認するものであること	「空港舗装の点検技術、点検方法等に関する知識」とは、空港内の施設の維持管理指針（旧土木施設管理規程）、空港舗装補修要領のうち、点検技術、点検方法等に必要な知識をいう。
				3 航空機の特性及び舗装材料等に関する基礎知識を有することを確認するものであること	「航空機の特性及び舗装材料等に関する基礎知識」とは、空港土木施設の設置基準、空港舗装設計要領、空港舗装補修要領のうち、航空機の特性及び舗装材料等に関する基礎知識をいう。
				4 点検・診断に關しての実務経験を有することを確認するものであること	「点検・診断に關しての実務経験」とは、確認すべき資格付与試験等の受験資格を満たしていることをいう。
	設計 （維持管理）	業務の管理及び統括等を行う者 （管理技術者）	滑走路、誘導路及びエプロンの修繕・更新設計業務の実施にあたり、施設の管理における保安上の基準に関する法令等に加え、設計条件を整理し、的確に設計へ反映するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	1 空港の設置基準に関する法令及び空港の舗装補修等の基準に関する知識を有することを確認するものであること	「空港の設置基準に関する法令」とは、航空法、航空法施行令、航空法施行規則、陸上空港の基準対象施設の性能の照査に必要な事項等を定める告示、空港土木施設の設置基準解説」をいう。 「空港の舗装補修等の基準」とは、空港舗装設計要領、空港舗装補修要領のうち、舗装補修等に関する知識をいう。
				2 航空機の特性及び舗装材料等に関する基礎知識をを有することを確認するものであること	「航空機の特性及び舗装材料等に関する基礎知識」とは、空港土木施設の設置基準、空港舗装設計要領、空港舗装補修要領のうち、航空機の特性及び舗装材料等に関する基礎知識をいう。
				3 舗装の修繕・更新に関する設計条件を整理し、的確に設計へ反映する能力を有することを確認するものであること	「的確に設計へ反映する能力」とは、確認すべき資格付与試験等の経験論文で確認することをいう。
				4 修繕・更新設計に關しての実務経験を有することを確認するものであること	「修繕・更新設計に關しての実務経験」とは、確認すべき資格付与試験等の受験資格を満たしていることをいう。

表 3 確認すべき付与試験等の要件の解説【計画・調査・設計業務】

※「計画・調査・設計」とは、計画、調査及び設計全てを指す。 「計画・調査」とは、計画、調査の両方を指す。

施設分野等	業務	知識・技術 を求める者	必要な知識・技術	確認すべき資格付与試験等の要件	確認すべき付与試験等の要件の解説
地質・土質	調査	業務の管理及び統括等を行う者 （管理技術者又は主任技術者）	地質・土質の調査業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	1 地質・土質の調査業務を確実に履行するための知識を有することを確認するものであること	「地質・土質の調査業務」とは、国土交通省の「地質・土質調査業務共通仕様書(案)」及び「土木設計業務等共通仕様書（案）」に記載された地質・土質に関する各種調査・試験、解析、物理探査等をいう。 「地質・土質の調査業務を確実に履行するための知識」とは、国土交通省の「土木設計業務等共通仕様書（案）」に記載された各種の主要技術基準及び参考図書のうち、地質・土質調査に関する部分の知識であり、具体には、地質・土質調査に関する「各種調査・試験（ボーリング調査・試験（ボーリング調査、地形・地質調査、物理探査、土質試験、孔内原位置試験 等）」及び「解析（地盤解析、地質解析 等）」を確実に履行するための知識をいう。
				2 地質・土質の調査業務において、的確な課題解決能力を有することを過去の実務経験等によって確認するものであること	「地質・土質の調査業務」とは、国土交通省の「地質・土質調査業務共通仕様書(案)」及び「土木設計業務等共通仕様書（案）」に記載された地質・土質に関する各種調査・試験、解析、物理探査等をいう。
宅地防災	計画・調査・設計	業務の管理及び統括等を行う者 （管理技術者） ・業務の技術上の照査を行う者 （照査技術者）	宅地防災の計画・調査・設計業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	1 宅地防災の法令に関する知識を有することを確認するものであること	「宅地防災の法令に関する知識」とは、宅地造成等規制法及び宅地造成に関する業務を確実に履行するために必要な建築基準法、土砂災害防止法等に関する知識をいう。
				2 宅地防災の調査、計画および設計に関する知識を有することを確認するものであること	「宅地防災の調査、計画及び設計に関する知識」とは、宅地防災マニュアル、大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドライン及び同解説、市街地液状化対策推進ガイダンス等に記載された調査、計画及び設計に関する知識をいう。
				3 宅地防災に係る業務に関し、実務経験を有することを確認するものであること	「宅地防災に係る業務」とは、宅地防災マニュアル、大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドライン及び同解説、市街地液状化対策推進ガイダンス等に記載された宅地防災に係わる業務又はこれらに類する業務をいう。
建設環境	調査	業務の管理及び統括等を行う者 （管理技術者）	建設環境の調査業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	1 建設環境の調査業務を確実に履行するための知識を有することを確認するものであること	「建設環境の調査業務」とは、国土交通省の「土木設計業務等共通仕様書(案)」に記載された河川環境調査、砂防環境調査、ダム環境調査、道路環境調査等をいう。 「建設環境の調査業務を確実に履行するための知識」とは、公害防止法、環境影響評価法、土壌汚染対策法及び生物多様性基本法などの生活環境及び自然環境の保全並びに環境影響評価に関する法令、国土交通省の「土木設計業務等共通仕様書（案）」に記載された各種の主要技術基準及び参考図書のうち、環境調査に関する部分の知識であり、具体には、「環境に関する法令等の知識」に加え、建設環境に関する「調査（騒音、大気、動物、植物 等）」及び「予測・評価（騒音、大気、動物、植物 等）」を確実に履行するための知識をいう。
				2 建設環境の調査業務において、的確な課題解決能力を有することを過去の実務経験等によって確認するものであること	「建設環境の調査業務」とは、国土交通省の「土木設計業務等共通仕様書(案)」に記載された河川環境調査、砂防環境調査、ダム環境調査、道路環境調査等をいう。
地籍調査	調査	業務の管理及び統括等を行う者 （管理技術者又は主任技術者）	地籍調査業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、これらの業務の管理及び統括を行う能力	1 地籍調査に係る法令等に関する知識を有することを確認するものであること	「地籍調査に係る法令等に関する知識」とは、国土調査法、国土調査法施行令、地籍調査作業規程準則、不動産登記法、測量法、技術者倫理等に関する知識をいう。
				2 地籍調査時の作業内容や工程管理等に関する専門知識を有することを確認するものであること	「地籍調査時の作業内容や工程管理等に関する専門知識」とは、地籍調査事業工程管理及び検査規程、同細則、地籍簿作成要領、地籍図作成要領等に規定された各工程の作業内容及び結果の確認・検査を含む工程管理・品質管理等に関する知識をいう。
				3 地籍調査業務に関し、実務経験を有する者を対象としていること	「地籍調査業務」とは、国土調査法に基づく地籍調査に関する業務で、一筆地調査や地籍測量等の工程を確実に履行することをいう。
		業務を担当する者 （担当技術者）	地籍調査業務を確実に履行するために必要な知識及び技術	1 地籍調査に係る法令等に関する知識を有することを確認するものであること	「地籍調査に係る法令等に関する知識」とは、国土調査法、国土調査法施行令、地籍調査作業規程準則、不動産登記法、測量法、技術者倫理等に関する知識をいう。
				2 地籍調査時の作業内容等に関する専門知識を有することを確認するものであること	「地籍調査時の作業内容等に関する専門知識」とは、地籍調査事業工程管理及び検査規程、同細則、地籍簿作成要領、地籍図作成要領等に規定された各工程の作業内容等に関する知識をいう。
				3 地籍調査業務に関し、実務経験を有する者を対象としていること	「地籍調査業務」とは、国土調査法に基づく地籍調査に関する業務で、一筆地調査や地籍測量等の工程を確実に履行することをいう。
電気施設・通信施設・制御処理システム	計画・調査・設計	業務の管理及び統括等を行う者 （管理技術者） ・業務の技術上の照査を行う者 （照査技術者）	電気施設、通信施設、制御処理システムの計画・調査・設計業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	1 電気施設、通信施設、制御処理システムの計画・調査・設計業務を確実に履行するための知識を有することを確認するものであること	「電気施設、通信施設、制御処理システム」とは、国土交通省の「電気通信施設設計業務共通仕様書」に記載された受変電施設、トンネル防災施設、照明施設等の電気施設、単信無線施設、テレメータ・警報施設、多重無線施設、光ケーブル等の通信施設、CCTV設備、道路情報システム、河川情報システム、レーダ雨（雪）量計システム等の情報通信システム（制御処理システムと同等）をいう。 「電気施設、通信施設、制御処理システムの計画・調査・設計業務を確実に履行するための知識」とは、電気施設、通信施設、情報通信システムの業務を履行するために必要となる、電気事業法、電波法等の法令を踏まえた国土交通省の「電気通信施設設計業務共通仕様書」に記載された各種の主要技術基準及び参考図書に関する知識をいう。
				2 電気施設、通信施設、制御処理システムの計画・調査・設計業務において、的確な課題解決能力を有することを過去の実務経験等によって確認するものであること	「電気施設、通信施設、制御処理システム」とは、国土交通省の「電気通信施設設計業務共通仕様書」に記載された受変電施設、トンネル防災施設、照明施設等の電気施設、単信無線施設、テレメータ・警報施設、多重無線施設、光ケーブル等の通信施設、CCTV設備、道路情報システム、河川情報システム、レーダ雨（雪）量計システム等の情報通信システム（制御処理システムと同等）をいう。
建設機械	計画・調査・設計	業務の管理及び統括等を行う者 （管理技術者） ・業務の技術上の照査を行う者 （照査技術者）	建設機械の計画・調査・設計業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、これらの業務の管理及び統括を行う能力	1 建設機械の計画・調査・設計業務を履行するための知識を有することを確認するものであること	「建設機械」とは、国土交通省の「建設機械施工安全技術指針」に記載された建設工事で使用される全ての建設機械をいう。 「建設機械の計画・調査・設計業務を履行するための知識」とは、建設機械に関する計画・調査・設計業務を履行するために必要となる、労働安全衛生法、道路交通法、道路法、河川法などの法令、国土交通省の「建設機械施工安全技術指針」に記載された各種の関係基準、指針類等のうち、建設機械に関する部分の知識をいう。
				2 建設機械の計画・調査・設計業務において、的確な課題解決能力を有することを過去の実務経験等によって確認するものであること	「建設機械」とは、国土交通省の「建設機械施工安全技術指針」に記載された建設工事で使用される全ての建設機械をいう。

※「計画・調査・設計」とは、計画、調査及び設計全てを指す。 「計画・調査」とは、計画、調査の両方を指す。

施設分野等	業務	知識・技術を求める者	必要な知識・技術	確認すべき資格付与試験等の要件	確認すべき付与試験等の要件の解説
土木機械設備	計画・調査・設計	業務の管理及び統括等を行う者 （管理技術者） ・業務の技術上の照査を行う者 （照査技術者）	土木機械設備の計画・調査・設計業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、これらの業務の管理及び統括を行う能力	1 土木機械設備の計画・調査・設計業務を履行するための知識を有することを確認するものであること	「土木機械設備」とは、国土交通省の「機械工事共通仕様書（案）」に記載された水門設備、揚排水ポンプ設備、トンネル換気設備、消融雪設備、道路排水設備等をいう。 「土木機械設備の計画・調査・設計業務を履行するための知識」とは、土木機械設備の計画・調査・設計業務を履行するために必要となる、道路法、河川法、騒音規制法、消防法などの法令、国土交通省の「機械工事共通仕様書（案）」に記載された各種の主要技術基準及び参考図書のうち、土木機械設備に関する部分の知識をいう。
				2 土木機械設備の計画・調査・設計業務において、的確な課題解決能力を有すること を過去の実務経験等によって確認するものであること	「土木機械設備」とは、国土交通省の「機械工事共通仕様書（案）」に記載された水門設備、揚排水ポンプ設備、トンネル換気設備、消融雪設備、道路排水設備等をいう。
都市計画及び地方計画	計画・調査・設計	業務の管理及び統括等を行う者 （管理技術者） ・業務の技術上の照査を行う者 （照査技術者）	都市計画及び地方計画の計画・調査・設計業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、これらの業務の管理及び統括を行う能力	1 都市計画及び地方計画に係る関係法令又は技術基準等に関する知識を有することを確認するものであること	「都市計画及び地方計画に係る関係法令又は技術基準等に関する知識」とは、都市計画法、都市計画法施行令、都市計画法施行規則、都市計画運用指針、都市再生特別措置法、都市再生特別措置法施行令、都市再生特別措置法施行規則、土地区画整理法、土地区画整理法施行令、土地区画整理法施行規則、都市再開発法、都市再開発法施行令、都市再開発法施行規則、中心市街地の活性化に関する法律、景観法、景観法施行令、景観法施行規則、歴史的風致の維持向上に関する法律等に関する知識をいう。
				2 都市計画及び地方計画の計画・調査・設計業務に関する実務経験を有することを確認するものであること	「都市計画及び地方計画の計画・調査・設計業務」とは、都市計画法、都市再生特別措置法、土地区画整理法、都市再開発法、中心市街地の活性化に関する法律、景観法、歴史的風致の維持向上に関する法律等に関する調査、計画、設計業務またはこれらに類する業務をいう。
都市公園等	計画・調査・設計	業務の管理及び統括等を行う者 （管理技術者） ・業務の技術上の照査を行う者 （照査技術者）	都市公園等の計画・調査・設計業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、これらの業務の管理及び統括を行う能力	1 都市公園等に係る法令に関する知識を有することを確認するものであること	「都市公園等に係る法令に関する知識」とは、都市公園法、都市緑地法等に関する知識をいう。
				2 都市公園等の計画・調査・設計に関する知識を有することを確認するものであること	「都市公園等の計画・調査・設計に関する知識」とは、都市公園技術標準、都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第2版）、公園施設長寿命化計画策定指針（案）、都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン（改訂版）等に記載のある計画、調査、設計に関する知識をいう。
				3 都市公園等の計画・調査・設計業務に関する実務経験を有することを確認するものであること	「都市公園等の計画・調査・設計業務」とは、都市公園技術標準に記載のある計画、調査、設計業務または都市緑地法第4条（緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画）に定める事項に関する計画、調査業務またはこれらに類する業務をいう。
水道	計画・調査・設計	業務の管理及び統括等を行う者 （管理技術者又は主任技術者）	水道の計画・調査・設計業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	1 水道の法令に関する知識を有することを確認するものであること	「水道の法令に関する知識」とは、水道法、水道法施行令、水道法施行規則等に関する知識をいう。
				2 水道の計画・調査・設計業務に関する知識を有することを確認するものであること	「水道の計画・調査・設計業務に関する知識」とは、水道維持管理指針2016（日本水道協会）、水道施設設計指針2012（日本水道協会）、水道事業におけるアセットマネジメント（資産管理）に関する手引き（平成21年7月）、水道の耐震化計画等策定指針（平成27年6月）、水道施設耐震工法指針・解説2022（日本水道協会）等に関する知識をいう。
				3 水道に係る業務に関し、実務経験を有すること	「水道に係る業務」とは、水道法に基づく取水、貯水、導水、浄水、送水、配水施設を対象とした計画・調査・設計等に関する業務等をいう。
河川・ダム	計画・調査・設計	業務の管理及び統括等を行う者 （管理技術者） ・業務の技術上の照査を行う者 （照査技術者）	河川・ダムの計画・調査・設計業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	1 河川・ダムの法令に関する知識を有することを確認するものであること	「河川・ダムの法令に関する知識」とは、国土交通省の土木設計業務等共通仕様書（案）河川編及びダム編に記載された業務又はこれらに類する業務を確実に履行するために必要な、河川法、特定多目的ダム法、河川管理施設等構造令等に関する知識をいう。
				2 河川・ダムの計画・調査・設計に関する知識を有することを確認するものであること	「河川・ダムの計画・調査・設計に関する知識」とは、国土交通省の土木設計業務等共通仕様書（案）河川編及びダム編に記載された業務又はこれらに類する業務を確実に履行するために必要な、河川砂防技術基準等に記載された河川・ダムの調査、計画及び設計に関する知識をいう。
				3 河川・ダムに係る業務に関し、実務経験を有することを確認するものであること	「河川・ダムに係る業務」とは、国土交通省の土木設計業務等共通仕様書（案）河川編及びダム編に記載された業務又はこれらに類する業務をいう。
下水道	計画・調査・設計	業務の管理及び統括等を行う者 （管理技術者）	下水道の計画・調査・設計業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	1 下水道の法令に関する知識を有することを確認するものであること	「下水道の法令に関する知識」とは、下水道法、下水道法施行令、下水道法施行規則等に関する知識をいう。
				2 下水道（排水施設及び処理施設）の計画・調査、設計に関する知識を有することを確認するものであること	「下水道（排水施設及び処理施設）の計画・調査に関する知識」とは、流域別下水道整備総合計画調査指針と解説、持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル、下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン-2015年版-（平成27年11月発刊）、等に関する知識をいう。 「下水道（排水施設及び処理施設）の設計に関する知識」とは、下水道施設計画・設計指針と解説、下水道施設の耐震対策指針と解説等に関する知識をいう。
				3 下水道に係る業務に関し、実務経験を有することを確認するものであること	「下水道に係る業務」とは、下水道用設計標準歩掛表（第3巻 設計委託）に記載された業務等をいう。
砂防	計画・調査・設計	業務の管理及び統括等を行う者 （管理技術者） ・業務の技術上の照査を行う者 （照査技術者）	砂防の計画・調査・設計業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	1 砂防の法令に関する知識を有することを確認するものであること	「砂防の法令に関する知識」とは、国土交通省の土木設計業務等共通仕様書（案）砂防及び地すべり対策編に記載された砂防に係る業務又はこれらに類する業務を確実に履行するために必要な、砂防法、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に関する知識をいう。
				2 砂防の計画・調査・設計に関する知識を有することを確認するものであること	「砂防の計画・調査・設計に関する知識」とは、国土交通省の土木設計業務等共通仕様書（案）砂防及び地すべり対策編に記載された砂防に係る業務又はこれらに類する業務を確実に履行するために必要な、河川砂防技術基準、砂防基本計画策定指針、土石流・流木対策設計技術指針等に記載された砂防の調査、計画及び設計に関する知識をいう。
				3 砂防に係る業務に関し、実務経験を有することを確認するものであること	「砂防に係る業務」とは、国土交通省の土木設計業務等共通仕様書（案）砂防及び地すべり対策編に記載された砂防に係る業務又はこれらに類する業務をいう。
地すべり対策	計画・調査・設計	業務の管理及び統括等を行う者 （管理技術者） ・業務の技術上の照査を行う者 （照査技術者）	地すべり対策の計画・調査・設計業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	1 地すべり対策の法令に関する知識を有することを確認するものであること	「地すべり対策の法令に関する知識」とは、国土交通省の土木設計業務等共通仕様書（案）砂防及び地すべり対策編に記載された地すべり対策に係る業務又はこれらに類する業務を確実に履行するために必要な、地すべり等防止法、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に関する知識をいう。
				2 地すべり対策の計画・調査・設計に関する知識を有することを確認するものであること	「地すべり対策の計画・調査・設計に関する知識」とは、国土交通省の土木設計業務等共通仕様書（案）砂防及び地すべり対策編に記載された地すべり対策に係る業務又はこれらに類する業務を確実に履行するために必要な、河川砂防技術基準、地すべり防止技術指針等に記載された地すべり対策の調査、計画及び設計に関する知識をいう。
				3 地すべり対策に係る業務に関し、実務経験を有することを確認するものであること	「地すべり対策に係る業務」とは、国土交通省の土木設計業務等共通仕様書（案）砂防及び地すべり対策編に記載された地すべり対策に係る業務又はこれらに類する業務をいう。

※「計画・調査・設計」とは、計画、調査及び設計全てを指す。 「計画・調査」とは、計画、調査の両方を指す。

施設分野等	業務	知識・技術を求める者	必要な知識・技術	確認すべき資格付与試験等の要件	確認すべき付与試験等の要件の解説
急傾斜地崩壊等対策	計画・調査・設計	業務の管理及び統括等を行う者 （管理技術者） ・業務の技術上の照査を行う者 （照査技術者）	急傾斜地崩壊等対策の計画・調査・設計業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	1 急傾斜地崩壊等対策の法令に関する知識を有することを確認するものであること	「急傾斜地崩壊等対策の法令に関する知識」とは、国土交通省の土木設計業務等共通仕様書（案）砂防及び地すべり対策編に記載された急傾斜地崩壊等対策に係る業務又はこれらに類する業務を確実に履行するために必要な、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に関する知識をいう。
				2 急傾斜地崩壊等対策の計画・調査・設計に関する知識を有することを確認するものであること	「急傾斜地崩壊等対策の計画・調査・設計に関する知識」とは、国土交通省の土木設計業務等共通仕様書（案）砂防及び地すべり対策編に記載された急傾斜地崩壊等対策に係る業務又はこれらに類する業務を確実に履行するために必要な、河川砂防技術基準、急傾斜地崩壊防止工事技術指針等に記載された急傾斜地崩壊等対策の調査、計画及び設計に関する知識をいう。
				3 急傾斜地崩壊等対策に係る業務に関し、実務経験を有することを確認するものであること	「急傾斜地崩壊等対策に係る業務」とは、国土交通省の土木設計業務等共通仕様書（案）砂防及び地すべり対策編に記載された急傾斜地崩壊等対策に係る業務又はこれらに類する業務をいう。
海岸	計画・調査・設計	業務の管理及び統括等を行う者 （管理技術者） ・業務の技術上の照査を行う者 （照査技術者）	海岸の計画・調査・設計業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	1 海岸の計画・調査・設計に関する知識を有することを確認するものであること	「海岸の計画・調査・設計に関する知識」とは、国土交通省の土木設計業務等共通仕様書（案）海岸編又は港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書に記載された海岸に係る調査、計画及び設計業務若しくはこれらの業務を確実に履行するために必要な海岸保全区域等に係る海岸の保全に関する基本的な方針又は海岸保全施設の技術上の基準・同解説に記載された海岸に係る調査、計画及び設計に関する知識をいう。
				2 海岸又は海岸と同種の施設に係る業務に関し、実務経験を有することを確認するものであること	「海岸又は海岸と同種の施設に係る業務」とは国土交通省の土木設計業務共通仕様書（案）海岸編・河川編又は港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書に記載された業務をいう。
	調査	業務の管理及び統括等を行う者 （管理技術者） ・業務の技術上の照査を行う者 （照査技術者）	海岸の調査業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	1 海岸の調査に関する知識を有することを確認するものであること	「海岸の調査に関する知識」とは、国土交通省の土木設計業務等共通仕様書（案）海岸編又は港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書に記載された海岸に係る調査業務若しくはこの業務を確実に履行するために必要な、海岸保全区域等に係る海岸の保全に関する基本的な方針又は海岸保全施設の技術上の基準・同解説に記載された海岸に係る調査に関する知識をいう。
				2 海岸又は海岸と同種の施設に係る業務に関し、実務経験を有することを確認するものであること	「海岸又は海岸と同種の施設に係る業務」とは国土交通省の土木設計業務共通仕様書（案）海岸編・河川編又は港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書に記載された業務をいう。
道路	計画・調査・設計	業務の管理及び統括等を行う者 （管理技術者） ・業務の技術上の照査を行う者 （照査技術者）	道路の計画・調査・設計業務（橋梁の計画・調査・設計、トンネルの計画・調査・設計、舗装の計画・調査・設計を除く。）を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	道路の計画・調査・設計（橋梁の計画・調査・設計、トンネルの計画・調査・設計、舗装の計画・調査・設計を除く。）に関する知識、実務経験を有することを確認するものであること	「道路の計画・調査・設計（橋梁の計画・調査・設計、トンネルの計画・調査・設計、舗装の計画・調査・設計を除く。）に関する知識、経験」とは、具体には、国土交通省の土木設計業務等共通仕様書（案）道路編に記載された道路の計画・調査・設計業務（橋梁の計画・調査・設計、トンネルの計画・調査・設計、舗装の計画・調査・設計を除く。）を確実に履行するために必要な知識及び技術をいう。
橋梁	計画・調査・設計	業務の管理及び統括等を行う者 （管理技術者） ・業務の技術上の照査を行う者 （照査技術者）	道路の橋梁の計画・調査・設計業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	道路の橋梁の計画・調査・設計に関する知識、実務経験を有することを確認するものであること	「道路の橋梁の計画・調査・設計に関する知識、経験」とは、具体には、国土交通省の「橋、高架の道路等の技術基準（道路橋示方書）」等に基づき、国土交通省の土木設計業務等共通仕様書（案）道路編に記載された道路の橋梁の計画・調査・設計業務を確実に履行するために必要な知識及び技術をいう。
トンネル	計画・調査・設計	業務の管理及び統括等を行う者 （管理技術者） ・業務の技術上の照査を行う者 （照査技術者）	道路のトンネルの計画・調査・設計業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	道路のトンネルの計画・調査・設計に関する知識、実務経験を有することを確認するものであること	「道路のトンネルの計画・調査・設計に関する知識、経験」とは、具体には、国土交通省の「道路トンネル技術基準」等に基づき、国土交通省の土木設計業務等共通仕様書（案）道路編に記載された道路のトンネルの計画・調査・設計業務を確実に履行するために必要な知識及び技術をいう。
舗装	計画・調査・設計	業務の管理及び統括等を行う者 （管理技術者） ・業務の技術上の照査を行う者 （照査技術者）	道路の舗装の計画・調査・設計業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え業務の管理及び統括を行う能力	道路の舗装の計画・調査・設計に関する知識、実務経験を有することを確認するものであること	「道路の舗装の計画・調査・設計に関する知識、経験」とは、具体には、国土交通省の「舗装の構造に関する技術基準」等に基づき、国土交通省の土木設計業務等共通仕様書（案）道路編に記された道路の舗装の計画・調査・設計業務を確実に履行するために必要な知識及び技術をいう。

※「計画・調査・設計」とは、計画、調査及び設計全てを指す。 「計画・調査」とは、計画、調査の両方を指す。

施設分野等	業務	知識・技術 を求める者	必要な知識・技術	確認すべき資格付与試験等の要件	確認すべき付与試験等の要件の解説
港湾	計画・調査 （全般）	業務の管理及び統括等を行う者 （管理技術者） ・業務の技術上の照査を行う者 （照査技術者）	港湾の計画・調査業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	1 港湾に係る法令に関する知識を有することを確認するものであること	「港湾に係る法令に関する知識」とは、港湾法、港湾法施行令、港湾法施行規則、港湾の施設の技術上の基準を定める省令に関する知識をいう。
				2 港湾の計画・調査業務に関する専門知識を有することを確認するものであること	「港湾の計画・調査業務」とは、港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書に記載されている業務のうち計画及び調査に関する業務をいう。 「港湾の計画及び調査業務に関する専門知識」とは、港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書に記載されている業務若しくは港湾の施設の技術上の基準・同解説のうち計画及び調査業務に関する知識をいう。
				3 港湾の計画・調査業務に関する実務経験を有することを確認するものであること	「港湾の計画・調査業務」とは、港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書に記載されている業務のうち計画及び調査に関する業務をいう。
	計画・調査 （深浅測量・水路測量）	業務の管理及び統括等を行う者 （管理技術者） ・業務の技術上の照査を行う者 （照査技術者）	港湾の計画・調査業務のうち、深浅測量・水路測量に係る業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	1 港湾の計画・調査業務のうち、深浅測量及び水路測量に関する専門知識を有することを確認するものであること	「港湾の計画・調査業務」とは、港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書に記載されている業務のうち計画及び調査に関する業務をいう。 「深浅測量及び水路測量に関する専門知識」とは、港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書に記載されている業務のうち深浅測量及び水路測量業務に関する知識をいう。
				2 港湾の計画・調査業務に関する実務経験を有することを確認するものであること	「港湾の計画・調査業務」とは、港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書に記載されている業務のうち計画及び調査に関する業務をいう。
	計画・調査 （磁気探査）	業務の管理及び統括等を行う者 （管理技術者） ・業務の技術上の照査を行う者 （照査技術者）	港湾の計画・調査業務のうち、磁気探査に係る業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	1 港湾の計画・調査業務のうち、磁気探査に関する専門知識を有することを確認するものであること	「港湾の計画・調査業務」とは、港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書に記載されている業務のうち計画及び調査に関する業務をいう。 「磁気探査に関する専門知識」とは、港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書に記載されている業務のうち磁気探査業務に関する知識をいう。
				2 港湾の計画・調査業務に関する実務経験を有することを確認するものであること	「港湾の計画・調査業務」とは、港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書に記載されている業務のうち計画及び調査に関する業務をいう。
	計画・調査 （潜水探査）	業務の管理及び統括等を行う者 （管理技術者） ・業務の技術上の照査を行う者 （照査技術者）	港湾の計画・調査業務のうち、潜水探査に係る業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	1 港湾の計画・調査業務のうち、潜水作業に関する法令の知識を有することを確認するものであること	「港湾の計画・調査業務」とは、港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書に記載されている業務のうち計画及び調査に関する業務をいう。 「潜水作業に関する法令の知識」とは、高気圧作業安全衛生規則等に関する知識をいう。
				2 港湾の計画・調査業務のうち、潜水探査に関する専門知識を有することを確認するものであること	「港湾の計画・調査業務」とは、港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書に記載されている業務のうち計画及び調査に関する業務をいう。 「潜水探査に関する専門知識」とは、港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書に記載されている業務若しくは港湾の施設の技術上の基準・同解説のうち潜水探査業務に関する知識をいう。
				3 港湾の計画・調査業務に関する実務経験を有することを確認するものであること	「港湾の計画・調査業務」とは、港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書に記載されている業務のうち計画及び調査に関する業務をいう。
	計画・調査 （気象・海象調査）	業務の管理及び統括等を行う者 （管理技術者） ・業務の技術上の照査を行う者 （照査技術者）	港湾の計画・調査業務のうち、気象・海象調査に係る業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	1 港湾の計画・調査業務のうち、気象・海象調査に関する専門知識を有することを確認するものであること	「港湾の計画・調査業務」とは、港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書に記載されている業務のうち計画及び調査に関する業務をいう。 「気象・海象調査に関する専門知識」とは、港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書に記載されている業務若しくは港湾の施設の技術上の基準・同解説のうち気象・海象調査業務に関する知識をいう。
				2 港湾の計画・調査業務に関する実務経験を有することを確認するものであること	「港湾の計画・調査業務」とは、港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書に記載されている業務のうち計画及び調査に関する業務をいう。
	計画・調査（海洋地質・土質調査）	業務の管理及び統括等を行う者 （管理技術者） ・業務の技術上の照査を行う者 （照査技術者）	港湾の計画・調査業務のうち、地質・土質調査に係る業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	1 港湾の計画・調査業務のうち、地質・土質調査に関する専門知識を有することを確認するものであること	「港湾の計画・調査業務」とは、港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書に記載されている業務のうち計画及び調査に関する業務をいう。 「地質・土質調査に関する専門知識」とは、港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書に記載されている業務に関する知識に加え、海上足場（やぐら）による海上ボーリングや気象・海象を考慮した安全対策に関する知識等、海域における地質・土質調査に関する知識をいう。
				2 港湾の計画・調査業務に関する実務経験を有することを確認するものであること	「港湾の計画・調査業務」とは、港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書に記載されている業務のうち計画及び調査に関する業務をいう。
	計画・調査 （海洋環境調査）	業務の管理及び統括等を行う者 （管理技術者） ・業務の技術上の照査を行う者 （照査技術者）	港湾の計画・調査業務のうち、環境調査に係る業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	1 港湾の計画・調査業務のうち、環境調査に関する専門知識を有することを確認するものであること	「港湾の計画・調査業務」とは、港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書に記載されている業務のうち計画及び調査に関する業務をいう。 「環境調査に関する専門知識」とは、港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書に記載されている業務若しくは港湾の施設の技術上の基準・同解説のうち環境調査業務及び環境生物調査業務に関する知識をいう。
				2 港湾の計画・調査業務に関する実務経験を有することを確認するものであること	「港湾の計画・調査業務」とは、港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書に記載されている業務のうち調査に関する業務をいう。

※「計画・調査・設計」とは、計画、調査及び設計全てを指す。 「計画・調査」とは、計画、調査の両方を指す。

施設分野等	業務	知識・技術を求める者	必要な知識・技術	確認すべき資格付与試験等の要件	確認すべき付与試験等の要件の解説
港湾	調査 (潜水)	業務を担当する者 (担当技術者)	港湾の調査業務のうち、潜水作業を伴う業務を確実に履行するために必要な知識及び技術	1 港湾の調査業務のうち、潜水作業に関する法令の知識を有することを確認するものであること	「港湾の調査業務」とは、港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書に記載されている業務のうち調査に関する業務又はこれらに類する業務をいう。 「潜水作業に関する法令の知識」とは、高気圧作業安全衛生規則等に関する知識をいう。
				2 港湾の調査業務のうち、潜水作業に関する専門知識を有することを確認するものであること	「港湾の調査業務」とは、港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書に記載されている業務のうち調査に関する業務又はこれらに類する業務をいう。
				3 港湾の調査業務のうち、潜水業務に関する実務経験を有することを確認するものであること	「港湾の調査業務」とは、港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書に記載されている業務のうち調査に関する業務又はこれらに類する業務をいう。
	設計	業務の管理及び統括等を行う者 (管理技術者) ・業務の技術上の照査を行う者 (照査技術者)	港湾施設の設計業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	1 港湾に係る法令に関する知識を有することを確認するものであること	「港湾に係る法令に関する知識」とは、港湾法、港湾法施行令、港湾法施行規則、港湾の施設の技術上の基準を定める省令に関する知識をいう。
				2 港湾施設の設計に関する専門知識を有することを確認するものであること	「港湾施設の設計に関する専門知識」とは、港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書に記載されている業務若しくは港湾の施設の技術上の基準・同解説のうち設計業務に関する知識をいう。
				3 港湾施設の設計業務に関する実務経験を有することを確認するものであること	「港湾施設の設計業務」とは港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書に記載されている業務のうち設計に関する業務をいう。
空港	計画・調査・設計	業務の管理及び統括等を行う者 (管理技術者) ・業務の技術上の照査を行う者 (照査技術者)	空港土木施設の計画・調査・設計業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、これらの業務の管理及び統括を行う能力	1 空港土木施設に係る法令に関する知識を有することを確認するものであること	「空港土木施設に係る法令に関する知識」とは、航空法、航空法施行令、航空法施行規則、陸上空港の基準対象施設の性能の照査に必要な事項等を定める告示に関する知識をいう。
				2 空港土木施設の計画・調査・設計に関する専門的知識を有することを確認するものであること	「空港土木施設の計画・調査・設計に関する専門的知識」とは、空港土木設計・測量・地質土質調査・点検業務共通仕様書に示す設計等に適用する諸基準で空港土木施設の計画、調査、設計に関する知識及び空港土木工事共通仕様書、空港土木施設施工要領に関する知識をいう。
				3 空港土木施設の計画・調査又は設計業務に関しての実務経験を有することを確認するものであること	「空港土木施設の計画・調査又は設計業務」とは、空港土木設計・測量・地質土質調査・点検業務共通仕様書の第1編設計編（ただし、滑走路、誘導路及びエプロンの修繕・更新設計に関するものは除く）に関する業務をいう。

表 4 確認すべき付与試験等の要件の解説【横断型業務】

施設分野等	業務	知識・技術を求める者	必要な知識・技術	確認すべき資格付与試験等の要件	確認すべき付与試験等の要件の解説
全施設	データ管理（B I M/C I M（複数の土木業務・工事で作成した3次元モデルを統合し、活用する業務をいう。以下この表において同じ。））	業務の管理及び統括等を行う者（管理技術者又は主任技術者）	業務の管理及びデータ管理（B I M/C I M）を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、これらの業務の管理及び統括を行う能力	1 B I M/C I Mに関する専門知識を有することを確認するものであること	「B I M/C I Mに関する専門知識」とは、土木施設の計画、調査、測量、設計、施工、維持管理などへのBIM/CIMの適用に関する知識をいう。
				2 B I M/C I Mに係る最新の基準、要領に関する知識を有することを確認するものであること	「B I M/C I Mに係る最新の基準、要領に関する知識」とは、国土交通省が作成・発出するB I M/C I Mに係る各種ガイドライン等、及びB I M/C I Mに係る国際規格に関する知識をいう。
				3 B I M/C I Mに関し、実務経験を有する者を対象としていること	実務経験とは、土木施設の計画、調査、測量、設計、施工、維持管理などの実務の経験をいう。
全施設	測量（U A V測量（無人航空機による測量をいう。以下この表において同じ。））	業務の管理及び統括等を行う者（管理技術者又は主任技術者）	U A V測量業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、これらの業務の管理及び統括を行う能力	1 U A V測量に係る法令に関する知識を有することを確認するものであること	「U A V測量に係る法令に関する知識」とは、測量法、航空法に関する知識をいう。
				2 U A V測量に関する専門知識を有することを確認するものであること	「U A V測量に関する専門知識」とは、作業規程の準則（U A Vを用いた公共測量マニュアル（案）（平成29年3月））に関する知識をいう。

4. 登録事項の変更、更新等の手続、財務諸表等の備え付け等

資格付与事業等実施者は、登録事項の変更等の届出や財務諸表等の備え付け等が義務付けられているので、登録更新後も滞りのないように行う必要があります。

これは、資格付与事業又は事務が安定的にかつ適正に行われることを確保し、実施状況を確認できるようにするための措置です。

4.1. 登録の更新【第六条】[様式9]

登録の有効期間は、登録された日から5年後の年度末（3月31日）です。

この期間終了後も引き続き本制度による登録を継続しようとする場合は、登録の更新を受ける必要があります。

登録規程第六条

第1項 第二条第二項による登録は、五年度ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

第2項 前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。ただし、第三条第二項に規定する申請書に添付する同条第四項の書類のうち、同項第一号、第二号及び第三号へ、チに掲げる書類については、誓約書の提出により添付を省略することができる。

令和6年度に登録を行った技術者資格の有効期間は、令和11年度の年度末(令和12年3月31日)までです。



図4 登録の有効期間

登録の更新手続は、更新申請書[様式9]の他は、登録申請に準じた書類をもって行います。

登録更新の申請書の提出期間は、期間満了となる年度の官報で公告される期間となります。

なお、登録更新の申請については、別途の「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録更新の手引き」を参照して下さい。

4.2. 登録事項の変更の届出【第七条】[様式10]

資格付与事業等実施者は、登録簿の記載事項に変更があったときは、変更届出書[様式10]に変更内容を証する書類を添えて、遅滞なく国土交通大臣に届け出る必要があります。

登録規程第七条

登録資格付与事業等実施者は、第五条第2項第二号、第四号及び第五号に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出るものとする。

具体的には、登録簿の記載事項に以下の変更があった場合です。

- ① 資格の名称
- ② 資格付与事業等実施者の氏名又は名称及び住所並びに法人又は協議会等にあつては、その代表者の氏名
- ③ 資格付与事業又は事務を行う 事務所の名称及び所在地

変更内容を証する書類を添付して下さい。(例：定款又は寄附行為、登記事項証明書、役員名簿、役員会議事録等)

なお、第五条第2項第三号（施設分野等、業務、及び知識・技術を求める者の登録区分）を変更しようとする場合は、改めて第三条による申請をし、登録要件（登録規程第五条第1項各号）に適合していることの確認を受ける必要があります。（変更を希望する施設分野等、業務、及び知識・技術を求める者の区分で、別途に登録申請していただきます。）

登録事項を変更したときは、国土交通大臣はその旨を官報に公示します。

4.3. 資格付与事業又は事務の休廃止【第八条】[様式11]

資格付与事業又は事務を休止又は廃止することは、登録要件第二号（登録規程第五条第1項第二号）に適合しなくなることとなりますが、正当な理由がある場合には休止又は廃止することができます。

登録規程第八条

登録資格付与事業等実施者は、資格付与事業又は事務を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に届け出るものとする。

- 一 休止し、又は廃止しようとする資格付与事業又は事務の範囲
- 二 休止し、又は廃止しようとする年月日及び休止しようとする場合にあつては、その期間
- 三 休止又は廃止の理由

資格付与事業等実施者は、資格付与事業又は事務を休止又は廃止しようとする場合は、以下の事項を記載した書面[様式11]により、あらかじめ国土交通大臣に届け出る必要があります。

- ① 休止し、又は廃止しようとする登録資格付与事業又は事務の範囲
- ② 休止し、又は廃止しようとする年月日及び休止しようとする場合にあつてはその期間
- ③ 休止又は廃止の理由

届出は、休止又は廃止しようとする日の1か月前までに行って下さい。また、休廃止する場合には、その範囲（資格付与試験等、合格者の登録及び証明等）を明示する必要があります。

また、休止し、又は廃止しようすることを証する書類を添付して下さい。(例：役員会議事録)

届出を受理したときは、国土交通大臣はその内容を官報に公示します。

4.4. 財務諸表等の備え付け及び閲覧【第九条】

登録資格付与事業等実施者は、財務諸表等を作成し、5年間、事務所に備えて置かなければなりません。

登録規程第九条

第1項 登録資格付与事業等実施者は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（中略）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。協議会等である登録資格付与事業等実施者が、これらに代わる書面及び電磁的記録を作成した場合も、同様とする。

第2項 資格付与試験等を受験しようとする者その他の利害関係人は、登録資格付与事業等実施者の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録資格付与事業等実施者の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて、次に掲げるもののうち登録資格付与事業等実施者が定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

ロ 磁気ディスク等をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

第3項 前項第四号イ又はロに掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない

(1) 備え付け【第九条第1項】

資格付与事業等実施者は、毎事業年度経過後3か月以内に、その事業年度における以下の財務諸表等を作成し、登録された日から5年後の年度末（3月31日）まで、事務所に備えておかねばなりません。

① 財産目録

② 貸借対照表

③ 損益計算書又は収支計算書

④ 事業報告書

なお、財務諸表等は電磁的記録による作成を基本として下さい。

(2) 閲覧【第九条第2項、第3項】

利害関係人は、資格付与事業等実施者の業務の時間内はいつでも、財務諸表等に関する以下の請求を当該者に行うことができます。

- ① 財務諸表等が書面により作成されている場合は、その閲覧・謄写の請求
- ② ①の財務諸表等の謄本又は抄本の請求
- ③ 財務諸表等が電磁的記録により作成されている場合は、記録されている事項の閲覧・謄写の請求
- ④ ③の財務諸表等の事項の提供又は当該事項を記載した書面の交付の請求

このうち②及び④の請求については、請求者は資格付与事業等実施者が定めた費用を支払わなければなりません。このため、謄本交付等の請求に関する徴収費用を定める必要があります。

なお、閲覧については、デジタル技術の活用による国民生活の利便性の向上等の観点から、電子メール、インターネット等の電磁的方法で行うことを基本として下さい。

4.5. 帳簿の記載等【第十二条】

登録資格付与事業等実施者は、帳簿を備えなければなりません。

登録規程第十二条

第1項 登録資格付与事業等実施者は、当該資格付与試験等に関する次に掲げる事項を記載した帳簿を備えなければならない。

- 一 資格付与試験等の実施年月日
- 二 資格付与試験等の実施場所
- 三 受験者の氏名、生年月日、住所及び合否の別
- 四 資格付与試験等の合格者にあつては、前号に掲げる事項のほか登録及び証明等に係る管理番号

第2項 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ登録資格付与事業等実施者において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって同項に規定する帳簿への記載に代えることができる。

第3項 登録資格付与事業等実施者は、第1項に規定する帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。）を、当該資格付与事業又は事務の全部を廃止するまで保存しなければならない。

第4項 登録資格付与事業等実施者は、次に掲げる書類を備え、当該資格付与試験等を実施した日から五年間保存しなければならない。

- 一 登録資格付与試験等の受験申込書及び添付書類
- 二 終了した登録資格付与試験等の問題及び答案用紙

(1) 備え付け【第十二条第1項、第2項】

資格付与事業等実施者は、登録資格付与試験等に関する次に掲げる事項を記載した帳簿を備えなければなりません。

- ① 資格付与試験等の実施年月日
- ② 資格付与試験等の実施場所
- ③ 受験者の受験番号、氏名、生年月日、住所及び合否の別

④ 資格付与試験等の合格者にあつては、③のほか登録及び証明等に係る管理番号

上記に掲げる事項が、電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示される状態で記録されていれば、その記録で代えることができます。

(2) 保存【第十二条第3項、第4項】

資格付与事業等実施者は、上記の帳簿を当該資格付与事業等の全部を廃止するまで保存しなければなりません。

また、資格付与事業等実施者は、次に掲げる書類を備え、登録資格付与試験等を実施した日から5年間保存しなければなりません。

- ① 登録資格付与試験等の受験申込書及び添付書類
- ② 終了した登録資格付与試験等の問題及び答案用紙

5. 適合勧告、登録の取り消し等

国土交通大臣は、資格付与事業等実施者に対して、次のような監督処分権限を有しています。

これは、登録期間中、資格付与事業等実施者が資格付与事業又は事務を適正に行っていることを確認し、必要があれば業務改善の勧告や登録の取り消しを行う権限を国土交通大臣に留保することで、本制度の目的である適確な能力を有する技術者が継続的に輩出されることを担保するための措置です。

5.1. 適合勧告【第十条】

国土交通大臣は、資格付与事業等実施者が登録要件（→2.2 節参照）に適合しなくなったと認めるときは、同項の規定に適合するため必要な措置をとるべきことを勧告することができます。

登録規程第十条

国土交通大臣は、登録資格付与事業等実施者が第五条第1項の規定に適合しなくなったと認めるときは、その登録資格付与事業等実施者に対し、同項の規定に適合するため必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

5.2. 登録の取り消し等【第十一条】

国土交通大臣は、資格付与事業等実施者が次のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができます。登録を取り消した場合、国土交通大臣はその旨を官報に公示します。

- ① 欠格条項（→2.1 節参照）に該当するに至ったとき
- ② 登録事項の変更の届出（→4.2 節参照）、資格付与事業又は事務の休廃止の届出（→4.3 節参照）、又は財務諸表等の備え付け（→4.4 節参照）の義務に違反したとき
- ③ 正当な理由がないのに財務諸表等の閲覧等の請求（→4.4 節参照）を拒んだとき
- ④ 登録要件に適合するために必要な措置をとるべきことを求める勧告（→5.1 節参照）に従わなかったとき
- ⑤ 国土交通大臣から登録規程第十三条による報告（→5.3 節参照）を求められて、報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき
- ⑥ 不正の手段により登録を受けたとき

登録規程第十一条

国土交通大臣は、資格付与事業等実施者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録資格付与事業等実施者が付与する資格の登録を取り消すことができる。

- 一 第四条第1項第一号から第六号に該当するに至ったとき
- 二 第七条、第八条又は第九条第1項に違反したとき
- 三 正当な理由がないのに第九条第2項各号の規定による請求を拒んだとき
- 四 第十条の規定による勧告に従わなかったとき
- 五 第十三条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき
- 六 不正の手段により第二条第2項の登録を受けたとき

なお、登録規程第四条第1項により、登録を取り消された場合には、取消しの日から起算して2年間は登録の申請をすることができません。

登録規程第四条

第1項 次の各号のいずれかに該当する者が付与する資格は、第二条の登録を受けることができない。

四 十一条の規定により第二条の登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

5.3. 報告の徴収等【第十三条】

国土交通大臣は、資格付与事業等の適正な実施を確保するために必要があると認めるときは、資格付与事業等実施者に対し、資格付与事業等の状況に関し必要な報告を求めることができます。

登録規程第十三条

国土交通大臣は、資格付与事業又は事務の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録資格付与事業等実施者に対し、資格付与事業又は事務の状況に関し必要な報告を求めることができる。

5.4. 公示【第十四条】

本制度において、国土交通大臣が官報に公示するのは、以下の場合です。

- ① 資格の登録を行ったとき（→1.2 節参照）
- ② 登録の更新をしたとき（→4.1 節参照）
- ③ 登録されている資格の登録事項のうち、以下の事項を登録資格付与事業等実施者の届出を受けて変更したとき（→4.2 節参照）
 - ・ 資格付与事業等実施者の氏名又は名称、住所、法人又は協議会等にあつてはその代表者の氏名
 - ・ 資格付与事業又は事務を行う事務所の名称及び所在地
- ④ 登録資格付与事業等実施者から資格付与事業又は事務を休止又は廃止する届出があつたとき（→4.3 節参照）
- ⑤ 登録を取り消したとき（→5.2 節参照）

登録規程第十四条

国土交通大臣は、次に掲げる場合にはその旨を官報に公示するものとする。

- 一 第二条第2項の登録をしたとき
- 二 第六条第1項の規定により登録の更新をしたとき
- 三 第七条の規定による届出があつたとき
- 四 第八条の規定による届出があつたとき
- 五 第十一条の規定により第二条第2項の登録を取り消したとき

6. 申請等の様式

6.1. 申請時の提出書類

提出書類の電子ファイルについて、ファイル形式、ファイル名の規則を表 5 に示します。これに従って作成して下さい。

- 複数の専門分野に区分して付与される資格（例えば、「□□級○○士」「○○技術者△△コース」「○○士△△部門」等）は、その最小の区分で申請する必要があります。
- ①については、表 6（45 ページ）に示す様式及び添付書類をひと綴りにして下さい。綴り方を図 5（46 ページ）に示します。
- 複数の資格を申請する場合には、⑥及び⑦を除き、原則、申請する資格ごとに提出して下さい。（ただし、②及び④については、同時に申請する資格と内容が同一である場合には、いずれか1つの申請書に添付で可とします。）

表 5 申請時の提出書類

提出書類	ファイル形式	ファイル名の規則(例示)	複数の資格を申請する場合
① 申請書類一式 表 6 に示す様式1、様式2-1～8、様式12、各様式の添付資料をひと綴り	PDF形式	①新規 1-3-3-1【申請書_○○協会(○○士)】.pdf ※本表下の注釈を参照	申請する資格ごとに提出
② 受験の手引き等	PDF形式	②新規 1-3-3-1【手引き_○○協会(○○士)】.pdf ※本表下の注釈を参照	申請する資格ごとに提出 ただし、同時に申請する資格と内容が同一である場合には、いずれか1つの申請書に添付で可
③ 試験問題等の抜粋	PDF形式	③新規 1-3-3-1【試験抜粋_○○協会(○○士)】.pdf ※本表下の注釈を参照	申請する資格ごとに提出
④ 試験問題等の一式	PDF形式	④新規 1-3-3-1【試験一式_○○協会(○○士)】.pdf ※本表下の注釈を参照	申請する資格ごとに提出 ただし、同時に申請する資格と内容が同一である場合には、いずれか1つの申請書に添付で可
⑤ 様式6の原本ファイル	Excel形式	⑤新規 1-3-3-1【様式6_○○協会(○○士)】.xlsx ※本表下の注釈を参照	申請する資格ごとに提出
⑥ 様式0の原本ファイル	Excel形式	⑥新規【様式0_○○協会(○○士)】.xlsx ※本表下の注釈を参照	1枚にまとめて記載し提出
⑦ 担当者連絡票	Excel形式	⑦新規【担当者_○○協会(○○士)】.xlsx ※本表下の注釈を参照	1枚にまとめて記載し提出

【】に申請者の氏名又は名称
()に申請する資格名

新規の登録申請の意味
丸数字もファイル名

申請する資格の
分類コード

※ 例示の「1-3-3-1」は、申請する資格の分類コードです。表 8（50 ページ）又は表 9（51 ページ）に示す分類コード No を記入して下さい。

※ 例示の【】内の「○○協会」は、申請者の氏名又は名称です。()内に資格名を記入して下さい。

表 6 「①申請書類一式」としてひと綴りにする様式及び添付書類リスト

様式名	ファイル形式	複数の資格を申請する場合
様式1(登録規程第三条第2項関係) 公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格申請書	PDF	申請する資格ごとに必要
様式2-1(登録規程第三条第4項第一号、二号関係) 申請者についての提出書類及び添付書類	PDF	申請する資格ごとに提出 ただし、同時に申請する資格と内容が同一である場合には、いずれか1つの申請書に添付で可
申請者が個人の場合(第一号関係) イ 住民票の抄本又はこれに代わる書面 ロ 登録を申請する者の略歴を記載した書類		
申請者が法人又は協議会等の場合(第二号関係) イ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書 ロ 株主名簿若しくは社員名簿の写し又はこれらに代わる書面 ハ 申請に係る意思の決定を証する書類 ニ 役員の氏名及び略歴を記載した書類		
様式2-2(登録規程第三条第4項第一号ロ・第二号二関係) 略歴書	PDF	同上
様式3(登録規程第三条第4項第三号関係) 資格付与事業又は事務の実施の方法に関する計画を記載した書類一覧	PDF	同上
様式3-イ(登録規程第三条第4項第三号イ関係) 資格付与試験等の実績に関する事項	PDF	同上
添付書類 合格者発表の公表資料		
様式3-ロ(登録規程第三条第4項第三号ロ関係) 登録を受けようとする資格付与試験等の実施予定に関する事項	PDF	同上
様式4 次年度以降5年間継続して、登録要件に適合した資格付与試験等を毎年1回以上実施することの誓約書	様式12に集約可	
様式3-ハ(登録規程第三条第4項第三号ハ関係) 資格付与試験等を受けることができる者の条件に関する事項	PDF	同上
様式5 ※様式12に集約して記載する場合には省略可 資格付与事業又は事務が特定の者に利益を与えるものでないことの誓約書	様式12に集約可	
添付書類 不当と解される受験要件を課していないこと、会員等に有利な配点を採用していないことがわかる規程類	PDF	
様式3-ニ(登録規程第三条第4項第三号ニ関係) 資格付与試験等の内容に関する事項	PDF	
様式6(登録規程第三条第4項第三号二関係) 確認すべき要件を資格付与試験等で問うている箇所が確認できる書類(「要件と資格付与試験等の対応表」)	PDF 別途 Excel の原本	申請する資格ごとに必要
必要に応じて提出 申請書に添付する資料のうち非公表資料について、事実と相違ないこと誓約を様式12に記載	様式12	
様式3-ホ(登録規程第三条第4項第三号ホ関係) 資格付与試験等に係る試験問題の作成及び合格者の判定等にあたる者に関する事項	PDF	申請する資格ごとに提出 ただし、同時に申請する資格と内容が同一である場合には、いずれか1つの申請書に添付で可
様式7 資格付与試験等に係る試験問題の作成及び合格者の判定等にあたる者のうち、登録規程第五条第六号に該当する者		
添付書類 教授・准教授であった者、博士号取得者、同等の知識・経験を有する者について証明書類(在職証明、学位証明等)		
添付書類 試験問題の作成や合格判定等に関する規程類(特に筆記試験の合格水準を明記したもの)		

様式名		ファイル形式	複数の資格を申請する場合
様式3ーへ(登録規程第三条第4項第三号へ関係) 合格者の登録及び証明等に関する事項	PDF	申請する資格ごとに提出 ただし、同時に申請する資格と内容が同一である場合には、いずれか1つの申請書に添付で可	
添付書類 管理番号が記載されている合格証明書等			
様式3ート(登録規程第三条第4項第三号ト関係) 合格者の知識及び技術の維持向上のための措置に関する事項	PDF	同上	
添付書類 継続教育や資格の更新制度等、知識及び技術の維持向上に関する規程類、手引き等			
様式3ーチ(登録規程第三条第4項第三号チ関係) 合格者の登録の抹消等に関する事項	PDF	同上	
添付書類 当該措置に関する規程類(手続の公正性の確保のための措置に関するものを含む)			
様式3ーリ(登録規程第三条第4項第三号リ関係) その他必要な事項	PDF	同上	
添付書類 その他必要な事項			
様式8(登録規程第三条第4項第四号関係) 欠格条項に該当しないことの誓約書	様式12に集約可	同上	
様式12 誓約書の集約	PDF	同上	

①申請書類一式は、表 6 (45 ページ) に示した順番で様式及び添付書類をひと綴りにして下さい。
なお、全ページ通しでページ番号を記入して下さい。通しページ番号は右下に記入して下さい。

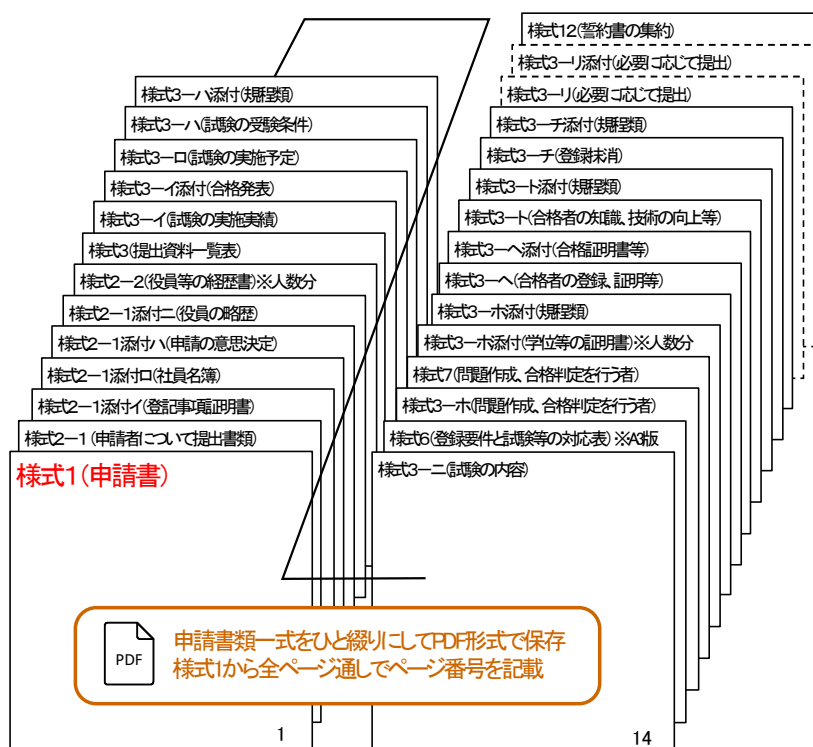


図 5 「①申請書類一式」の綴り方

参考として、更新申請及び登録事項の変更等の提出書類は、表 7 のとおりです。

表 7 参考：更新申請及び登録事項の変更等の提出書類

様式名	ファイル形式	複数の資格を申請する場合
様式 9（登録規程第六条関係） 公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格更新申請書	PDF	申請する資格ごとに必要
様式10(登録規程第七条関係) 公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格付与事業等実施者変更届出書	PDF	該当する資格をまとめて記載可
様式11(登録規程第八条関係) 公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格付与事業等休廃止届出書	PDF	該当する資格をまとめて記載可

6.2. 提出書類のフォルダ構造

提出書類を電子メール添付又はCD-ROMに収録する際のフォルダ構造とフォルダ名を、図6に示します。これに従って作成して下さい。

- 申請する資格1件ごとに、表5(44ページ)に示す①～⑦の提出書類をフォルダに収録して下さい。
- フォルダ名の規則は、以下のとおりです。
- 電子メールに添付して提出する場合には、フォルダを圧縮して下さい。

※提出先メールアドレスへの添付ファイルの上限は25MBです。

※25MB未満であっても申請者側の通信環境に起因して添付ファイルで提出できない場合があります。その場合には、CD-ROMに収録して郵送等で提出して下さい。

フォルダ名の規則(例示)： ①新規1-3-3-1【申請書_〇〇協会(〇〇士)】

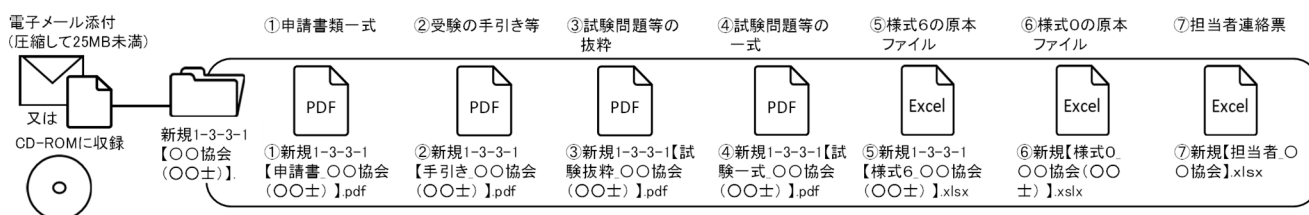
※ 例示の丸数字は、図6を参照して、①～⑦の該当するものを付けて下さい。

※ 例示の「新規」は、新規の登録申請と更新申請とを区別するためのものです。

※ 例示の「1-3-3-1」は、申請する資格の分類コードです。6.3節を参照して下さい。

※ 例示の【】内の「〇〇協会」は、申請者の氏名又は名称、()内は申請する資格名です。

<1件のみ申請する場合>



<複数件数を申請する場合>



図6 提出時のフォルダ構造

6.3. 分類コード番号及び略称

申請書類には、全ページの右肩上段に「分類コード No.」、下段に「略称」を記入して下さい。

- 点検・診断等業務の「分類コード No.」及び「略称」 表 8 (50 ページ) を参照
- 計画・調査・設計業務の「分類コード No.」及び「略称」 表 9 (51 ページ) を参照
- 横断型業務の「分類コード No.」及び「略称」 表 10 (53 ページ) を参照

また、全ページ通しでページ番号を記入して下さい。通しページ番号は右下に記入して下さい。

1-9-1-2
[1-鋼橋-点検-担当]

上段 分類コード No
下段 略称

通しページ番号を記入すること。

12

図 7 分類コード番号及び略称、ページ番号の記入の仕方

表 8 点検・診断等業務の「分類コード No.」及び「略称」

施設分野等	業務	知識・技術を求める者	分類コード No.	略称
土木機械設備	診断	管理技術者	1-1-2-1	1-土木機械-診断-管理
公園施設(遊具)	点検	管理技術者	1-2-1-1	1-公園-点検-管理
		担当技術者	1-2-1-2	1-公園-点検-担当
	診断	管理技術者	1-2-2-1	1-公園-診断-管理
		担当技術者	1-2-2-2	1-公園-診断-担当
公園施設(樹木)	点検	担当技術者	1-19-1-2	1-樹木-点検-担当
	診断	担当技術者	1-19-2-2	1-樹木-診断-担当
堤防・河道	点検・診断	管理技術者	1-3-3-1	1-堤防-点検・診断-管理
		担当技術者	1-3-3-2	1-堤防-点検・診断-担当
水道施設(水道管路施設を除く)	点検・診断	管理技術者	1-20-3-1	1-水道施設-点検・診断-管理
		担当技術者	1-20-3-2	1-水道施設-点検・診断-担当
水道管路施設(バルブ・その他の管路付属設備を含む)	点検・診断	管理技術者	1-21-3-1	1-水道管路施設-点検・診断-管理
		担当技術者	1-21-3-2	1-水道管路施設-点検・診断-担当
下水道管路施設	点検・診断	管理技術者	1-4-3-1	1-下水-点検・診断-管理
	点検	担当技術者	1-4-1-2	1-下水-点検-担当
砂防設備	点検・診断	管理技術者	1-5-3-1	1-砂防-点検・診断-管理
地すべり防止施設	点検・診断	管理技術者	1-6-3-1	1-地すべり-点検・診断-管理
急傾斜地崩壊防止施設	点検・診断	管理技術者	1-7-3-1	1- 急傾斜地-点検・診断-管理
海岸堤防等	点検・診断	管理技術者	1-8-3-1	1-海岸-点検・診断-管理
橋梁(鋼橋)	点検	担当技術者	1-9-1-2	1-鋼橋-点検-担当
	診断	担当技術者	1-9-2-2	1-鋼橋-診断-担当
橋梁(コンクリート橋)	点検	担当技術者	1-10-1-2	1-Con 橋-点検-担当
	診断	担当技術者	1-10-2-2	1-Con 橋-診断-担当
橋梁(鋼・コンクリート以外の橋)	点検	担当技術者	1-18-1-2	1-鋼・Con 橋以外-点検-担当
	診断	担当技術者	1-18-2-2	1-鋼・Con 橋以外-診断-担当
トンネル	点検	担当技術者	1-11-1-2	1-トンネル-点検-担当
	診断	担当技術者	1-11-2-2	1-トンネル-診断-担当

施設分野等	業務	知識・技術を求める者	分類コード No.	略称
道路土工構造物 (土工)	点検	担当技術者	1-16-1-2	1-道路土工-点検-担当
	診断	担当技術者	1-16-2-2	1-道路土工-診断-担当
道路土工構造物(シェッド・大型カルバート等)	点検	担当技術者	1-17-1-2	1-シェッド等-点検-担当
	診断	担当技術者	1-17-2-2	1-シェッド等-診断-担当
舗装	点検	担当技術者	1-14-1-2	1-舗装-点検-担当
	診断	担当技術者	1-14-2-2	1-舗装-診断-担当
小規模附属物	点検	担当技術者	1-15-1-2	1-小規模-点検-担当
	診断	担当技術者	1-15-2-2	1-小規模-診断-担当
港湾施設	計画策定 (維持管理)	管理技術者	1-12-4-1	1-港湾-計画策定-管理
	点検・診断	管理技術者	1-12-3-1	1-港湾-点検・診断-管理
	設計 (維持管理)	管理技術者	1-12-5-1	1-港湾-設計-管理
空港施設	点検・診断	管理技術者	1-13-3-1	1-空港-点検・診断-管理
	設計 (維持管理)	管理技術者	1-13-5-1	1-空港-設計-管理

表 9 計画・調査・設計業務の「分類コード No.」及び「略称」

施設分野等	業務	知識・技術を求める者	分類コード No.	略称
地質・土質	調査	管理技術者 又は 主任技術者	2-1-2-1	2-地質-調査-管理
宅地防災	計画・調査・設計	管理技術者・ 照査技術者	2-19-4-5	2-宅地-計・調・設-管理・照査
建設環境	調査	管理技術者	2-2-2-1	2-建設環境-調査-管理
地籍調査	調査	管理技術者 又は 主任技術者	2-20-2-1	2-地籍-調査-管理
		担当技術者	2-20-2-2	2-地籍-調査-担当
電気施設・ 通信施設・ 制御処理システム	計画・調査・設計	管理技術者・ 照査技術者	2-3-4-5	2-電気-計・調・設-管理・照査
建設機械	計画・調査・設計	管理技術者・ 照査技術者	2-4-4-5	2-建設機械-計・調・設-管理・照査
土木機械設備	計画・調査・設計	管理技術者・ 照査技術者	2-5-4-5	2-土木機械-計・調・設-管理・照査

施設分野等	業務	知識・技術を求める者	分類コード No.	略称
都市計画及び 地方計画	計画・調査・設計	管理技術者・ 照査技術者	2-6-4-5	2-都市-計・調・設-管理・照査
都市公園等	計画・調査・設計	管理技術者・ 照査技術者	2-7-4-5	2-公園-計・調・設-管理・照査
水道	計画・調査・設計	管理技術者 又は 主任技術者	2-22-4-1	2-水道-計・調・設-管理
河川・ダム	計画・調査・設計	管理技術者・ 照査技術者	2-8-4-5	2-河川・ダム-計・調・設-管理・照査
下水道	計画・調査・設計	管理技術者	2-9-4-1	2-下水-計・調・設-管理
砂防	計画・調査・設計	管理技術者・ 照査技術者	2-10-4-5	2-砂防-計・調・設-管理・照査
地すべり対策	計画・調査・設計	管理技術者・ 照査技術者	2-11-4-5	2-地すべり-計・調・設-管理・照査
急傾斜地崩壊等 対策	計画・調査・設計	管理技術者・ 照査技術者	2-12-4-5	2-急傾斜地-計・調・設-管理・照査
海岸	計画・調査・設計	管理技術者・ 照査技術者	2-13-4-5	2-海岸-計・調・設-管理・照査
	調査	管理技術者・ 照査技術者	2-13-2-5	2-海岸-調査-管理・照査
道路	計画・調査・設計	管理技術者・ 照査技術者	2-14-4-5	2-道路-計・調・設-管理・照査
橋梁	計画・調査・設計	管理技術者・ 照査技術者	2-15-4-5	2-橋梁-計・調・設-管理・照査
トンネル	計画・調査・設計	管理技術者・ 照査技術者	2-16-4-5	2-トンネル-計・調・設-管理・照査
舗装	計画・調査・設計	管理技術者・ 照査技術者	2-21-4-5	2-舗装-計・調・設-管理・照査
港湾	計画・調査(全般)	管理技術者・ 照査技術者	2-17-5-5	2-港湾-計・調(全般)-管理・照査
	計画・調査 (深淺測量・水路測量)	管理技術者・ 照査技術者	2-17-6-5	2-港湾-計・調(深淺)-管理・照査
	計画・調査 (磁気探査)	管理技術者・ 照査技術者	2-17-7-5	2-港湾-計・調(磁気)-管理・照査
	計画・調査 (潜水探査)	管理技術者・ 照査技術者	2-17-8-5	2-港湾-計・調(潜水)-管理・照査
	計画・調査 (気象・海象調査)	管理技術者・ 照査技術者	2-17-9-5	2-港湾-計・調(気象)-管理・照査
	計画・調査 (海洋地質・土質調査)	管理技術者・ 照査技術者	2-17-10-5	2-港湾-計・調(地質)-管理・照査
	計画・調査 (海洋環境調査)	管理技術者・ 照査技術者	2-17-11-5	2-港湾-計・調(環境)-管理・照査
	調査(潜水)	担当技術者	2-17-12-2	2-港湾-調査(潜水)-担当
	設計	管理技術者・ 照査技術者	2-17-3-5	2-港湾-設計-管理・照査

施設分野等	業務	知識・技術を求める者	分類コード No.	略称
空港	計画・調査・設計	管理技術者・ 照査技術者	2-18-4-5	2-空港-計・調・設-管理・照査

表 10 横断型業務の「分類コード No.」及び「略称」

施設分野等	業務	知識・技術を求める者	分類コード No.	略称
全施設	データ管理(BIM/CIM)	管理技術者 又は 主任技術者	3-1-2-1	3-全施設-データ管理(BIM/CIM)- 管理
全施設	測量(UAV 測量)	管理技術者 又は 主任技術者	3-1-1-1	3-全施設-測量(UAV)-管理

6.3. 申請書類の様式及び記入例

以下に申請書類の様式を示します。

様式中の青色字は申請者が書く記入例です。黄色の吹き出しは記入の際の注意事項です。

申請書類の様式は、国土交通省大臣官房技術調査課のホームページからダウンロードして下さい。
様式の変更等、過年度と異なる場合がありますので、**必ず令和6年度版の様式**を用いて下さい。

なお、令和2年度に紙媒体による提出物及び押印を廃止しました。紙媒体による提出は必要ありません。

令和6年度版 申請書類の様式

https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000100.html

※ ↑ ↑ 空白ではなくアンダーバー

ダウンロードした様式は、**用紙設定（A4版又はA3版）を変えない**で下さい。行間の幅は適宜変更して構いません。

EXCEL 形式
で提出

用紙設定
A 3

様式 0

公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録

申請一覽

【登録申請用】

令和〇〇年〇〇月〇〇日

申請者の氏名又は名称 **一般社団法人登録資格協会**

No.	分類コードNo.	点検・診断等業務 or 計画・調査・設計業務 or 横断型業務 ※自動入力	施設分野等 ※プルダウン選択	業務 ※プルダウン選択	知識・技術を求める者 ※プルダウン選択	資格名称	①																				受験の手引き等	③ 試験問題等の抜粋集	④ 試験問題等の一式	⑤ 様式6の原本Excel	⑥ 様式0の原本Excel	⑦ 担当者連絡票Excel
							様式1	様式2-1	様式2-2	様式3	様式3-イ	様式3-ロ	様式3-ハ	様式3-ニ	様式3-ホ	様式3-ヘ	様式3-ト	様式3-チ	様式3-リ	様式4	様式5	様式6	様式7	様式8	様式12							
1	1-3-3-1	点検・診断等業務	堤防・河道	点検・診断	管理技術者	☆☆士(河川、砂防及び海岸・海洋)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	省略	省略	省略	○	○	省略	○	○	○	○	○	○	○		
2	1-5-3-1	点検・診断等業務	砂防設備	点検・診断	管理技術者	☆☆士(河川、砂防及び海岸・海洋)	○	No.1	No.1	No.1	No.1	No.1	No.1	No.1	No.1	No.1	No.1	省略	省略	省略	○	No.1	省略	No.1	No.1	○	No.1	○	No.1	No.1		
3	1-6-3-1	点検・診断等業務	地すべり防止施設	点検・診断	管理技術者	☆☆士(河川、砂防及び海岸・海洋)	○	No.1	No.1	No.1	No.1	No.1	No.1	No.1	No.1	No.1	No.1	省略	省略	省略	○	No.1	省略	No.1	No.1	○	No.1	○	No.1	No.1		
4	1-8-3-1	点検・診断等業務	海岸堤防等	点検・診断	管理技術者	☆☆士(河川、砂防及び海岸・海洋)	○	No.1	No.1	No.1	No.1	No.1	No.1	No.1	No.1	No.1	No.1	省略	省略	省略	○	No.1	省略	No.1	No.1	○	No.1	○	No.1	No.1		
5	2-13-4-5	計画・調査・設計業務	海岸	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	☆☆士(河川、砂防及び海岸・海洋)	○	No.1	No.1	No.1	No.1	No.1	No.1	No.1	No.1	No.1	No.1	省略	省略	省略	○	No.1	省略	No.1	No.1	○	No.1	○	No.1	No.1		
6	2-17-5-5	計画・調査・設計業務	港湾	計画・調査(全般)	管理技術者・照査技術者	☆☆士(港湾及び空港)	○	No.1	No.1	○	○	○	○	○	○	○	○	省略	省略	省略	○	○	省略	○	No.1	○	○	○	No.1	No.1		
7	2-17-3-5	計画・調査・設計業務	港湾	設計	管理技術者・照査技術者	☆☆士(港湾及び空港)	○	No.1	No.1	No.6	No.6	No.6	No.6	No.6	No.6	No.6	No.6	省略	省略	省略	○	No.6	省略	No.6	No.1	○	No.6	○	No.1	No.1		
8	2-18-4-5	計画・調査・設計業務	空港	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	☆☆士(港湾及び空港)	○	No.1	No.1	No.6	No.6	No.6	No.6	No.6	No.6	No.6	No.6	省略	省略	省略	○	No.6	省略	No.6	No.1	○	No.6	○	No.1	No.1		
9	3-1-1-1	横断型業務	全施設	測量(UAV)	管理技術者又は主任技術者	★★測量士	○	No.1	No.1	○	○	○	○	○	○	○	○	省略	省略	省略	○	○	省略	○	○	○	○	○	No.1	No.1		
10	3-1-2-1	横断型業務	全施設	データ管理(BIM/CIM)	管理技術者又は主任技術者	★★データ管理士	○	No.1	No.1	○	○	○	○	○	○	○	○	省略	省略	省略	○	○	省略	○	○	○	○	○	No.1	No.1		
11																																
12																																
13																																
14																																
15																																
16																																
17																																
18																																
19																																
20																																
21																																
22																																
23																																
24																																
25																																
26																																
27																																
28																																
29																																
30																																
31																																
32																																
33																																
34																																
35																																
36																																
37																																
38																																
39																																
40																																

右4列のプルダウンの選択が完成すると自動的に分類コードNo.がつくので、申請者は入力しないこと。

この4列は左から順にプルダウンリストから選択すること。
直接入力しないこと。

※プルダウンリストから選択しないと、左1列の分類コードNo.が自動表示できない。

申請する全ての資格名を記入すること。

提出書類に○印を記入すること。

複数の資格を同時に申請する場合や、同一の資格で複数の登録区分に申請する場合等、内容が同一で重複する書類はいずれかの申請書に添付すればよい。
その際、代表して添付する資格の「No.」欄の番号を記入すること。

提出を省略する書類は「省略」と記入すること。

41件以上の資格を申請する場合は、様式0のワークシートをコピーして新たなワークシートを作成すること。
その際、No.は41番以降の通し番号に書き換えること。

PDF 形式
申請書類一式に
ひと綴りして提出

分類コード No. と略称
を記入する。
以下の様式も同様。

1-9-1-2
[1-鋼橋一点検-担当]

様式 1 (登録規程第三条第 2 項関係)

公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

国土交通大臣 殿

押印は不要。
以下の様式も同様。

申請者が法人又は協議会等の場合は、代表者の氏名を記入する。
以下の様式も同様。

申請者の氏名又は名称 登録資格協会
代表者の氏名 申請 太郎

公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程第三条に基づき、公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格の登録を申請します。

1. 登録を受けようとする資格の名称

資格名称 〇〇資格 (□□部門)

2. 登録を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人又は協議会等にあつては、その代表者の氏名

氏名又は名称 登録資格協会
住 所 〇〇県〇〇市〇〇 1-2-3
代表者の氏名 申請 太郎

3. 資格付与事業又は事務を行おうとする事務所の名称及び所在地

名 称 〇〇資格制度事務局
所在地 〇〇県〇〇市〇〇 1-2-3

4. 登録を受けようとする資格が対象とする施設分野等、業務、及び知識・技術を求める者の区分

施 設 分 野 等 橋梁 (鋼橋)
業 務 点検
知識・技術を求める者 担当技術者

PDF 形式
申請書類一式に
ひと綴りして提出

1-9-1-2
〔 1-鋼橋一点検-担当 〕

様式2-1（登録規程第三条第4項第一号関係）

申請者が
個人の場合に使用

申請者についての提出書類及び添付書類
（登録規程第三条第4項第一号 関係）

令和〇〇年〇〇月〇〇日

申請者の氏名 品質 確保

公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程第三条第4項第一号により申請書に添付する書類は下記の通りです。

- イ）住民票の抄本
- ロ）申請者の略歴を記載した書類

添付する書類の名称
を記入する。

（記入方法）

- ・イ）からロ）は、いずれも登録規程第三条第4項第一号のイからロに対応している。
- ・イ）には、登録規程に定められた「イ 住民票の抄本又はこれに代わる書面」のうち添付しているものを記入すること。

（注意事項）

- ・添付する書類は、イ）～ロ）の順番に並べ、各書類の1ページ目の右上には、イ～ロ（複数ある場合には枝番を）を記入すること。

PDF 形式
申請書類一式に
ひと綴りして提出

1-9-1-2
〔 1-鋼橋一点検-担当 〕

様式2-1（登録規程第三条第4項第二号関係）

申請者が
法人又は協議会等
の場合に使用

申請者についての提出書類及び添付書類
（登録規程第三条第4項第二号 関係）

令和〇〇年〇〇月〇〇日

申請者の氏名又は名称 登録資格協会
代表者の氏名 申請 太郎

公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程第三条第4項第二号により申請書に添付する書類は下記の通りです。

- イ) 寄附行為及び登記事項証明書
- ロ) 社員名簿の写し
- ハ) 申請に係る意思の決定を証する書類
- ニ) 役員の氏名及び略歴を記載した書類

添付する書類の名称を
記入する。

（記入方法）

- ・イ) からニ) は、いずれも登録規程第三条第4項第二号のイからニに対応している。
- ・イ) 及びロ) には、それぞれ、登録規程に定められた「イ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書」「ロ 株主名簿若しくは社員名簿の写し又はこれらに代わる書面」のうち添付しているものを記入すること。

（注意事項）

- ・添付する書類は、イ) ～ニ) の順番に並べ、各書類の1ページ目の右上には、イ～ニ（複数ある場合には枝番を）を記入すること。
- ・ニ) について、既存の書類で構わないが、略歴には、業務経歴、役職の就任等が記載されていること。必要に応じて、学歴、資格、学位、受賞等を記載しても構わない。（様式2-2参照）

PDF 形式
申請書類一式に
ひと綴りして提出

1-9-1-2
〔 1-鋼橋-点検-担当 〕

様式2-2（参考：登録規程第三条第4項第一号ロ・第二号ニ関係）

略 歴 書

3/5
「総数5人の
うち3人目」
の意

令和〇〇年〇〇月〇〇日

該当する方を
○で囲む。

申請者の氏名又は名称

登録資格協会

代表者の氏名

申請 太郎

公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程第三条第4項
第一号ロ 第二号ニ により申請書に添付する略歴は、下記の通りです。

1. 氏 名 品質 確保

2. 略 歴 〇〇〇〇年〇〇月 〇〇株式会社 〇〇部長

〇〇〇〇年〇〇月 △△株式会社 取締役

〇〇〇〇年〇〇月 □□協議会 理事

〇〇〇〇年〇〇月 登録資格協会 理事

（現在に至る）

〇〇〇〇年〇〇月 技術士（建設部門）

〇〇〇〇年〇〇月 技術士（総合技術監理部門）

〇〇〇〇年〇〇月 工学博士（〇〇大学）

業務経歴や役職の就
任等が記載されてい
ること。
必要に応じて、学
歴、資格、学位、受
賞等を記載しても構
わない。

（注意事項）

- ・複数人提出する場合は、総数〇人のうち△人目を「△／〇」と記載すること。
- ・この様式によらない場合は、「申請者の氏名又は名称」、及び「代表者の氏名」を、各者に対して記載すること。

PDF 形式
申請書類一式に
ひと綴りして提出

1-9-1-2
〔 1-鋼橋一点検-担当 〕

様式3（登録規程第三条第4項第三号関係）

資格付与事業又は事務の実施の方法に関する計画を記載した書類一覧

令和〇〇年〇〇月〇〇日

提出書類及び添付書類の
名称を記入する。

申請者の氏名又は名称 登録資格協会
資格名称 〇〇資格（□□部門）

公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程第三条第4項第三号により申請書に添付する書類は、下記の通りです。

事 項（登録規程第三条第4項第三号）	左記の事項を記載した提出書類及び添付書類
イ 資格付与試験等の実績に関する事項 ＜登録要件第一号＞	様式3-イ 令和□年度合格発表ホームページの写し
ロ 登録を受けようとする資格付与試験 等の実施予定に関する事項＜登録要 件第二号＞	様式3-ロ、様式12
ハ 資格付与試験等を受けることができ る者の条件に関する事項＜登録要件 第三、四号＞	様式3-ハ、様式12 〇〇資格試験実施規程 第△条
ニ 資格付与試験等の内容に関する事項 ＜登録要件第五号＞	様式3-ニ、様式6
ホ 資格付与試験等に係る試験問題の作 成及び合格者の判定等にあたる者に 関する事項＜登録要件第六号＞	様式3-ホ、様式7 学位証明一式 〇〇資格試験管理委員会名簿 〇〇資格試験実施規程 第△条
ヘ 合格者の登録及び証明等に関する事 項＜登録要件第七号＞	様式3-ヘ 〇〇資格合格証明書様式
ト 合格者の知識及び技術の維持向上の ための措置に関する事項＜登録要件 第八号＞	様式3-ト 〇〇資格継続教育規程 第△条 〇〇資格更新規程 第△条
チ 合格者の登録の抹消等に関する事項 ＜登録要件第九号＞	様式3-チ 〇〇資格登録規則 第△条
リ その他必要な事項	なし

該当するものがな
い場合には「な
し」と記入する。

（記入方法）

- ・「事項」欄は、登録規程第三条第4項第三号に掲げられている事項と対応している。
- ・右欄には、各事項を記載した添付書類について記入すること。

（注意事項）

- ・「記載内容」欄の＜ ＞内の数字は、登録要件（登録規程第五条第1項）の番号と対応している。
- ・登録要件の全てに適合することが必要であることから、漏れの無いようにすること。
- ・添付書類には、「事項」欄の左欄の記号と、添付書類が複数ある場合は枝番を、添付書類それぞれの1ページ目の右上に記載すること。（例：イ-1）
- ・1枚に収まらない場合は複数ページになっても構わない。ページ番号を振るなど順序をわかりやすくすること。

PDF 形式
申請書類一式に
ひと綴りして提出

1-9-1-2
〔 1-鋼橋一点検-担当 〕

様式3-イ

資格付与事業又は事務の実施方法についての提出書類及び添付書類
(登録規程第三条第4項第三号イ関係)

試験地が多く欄に書ききれない場合は、「全国●都市」等と記入してよい。

申請者の氏名又は名称

登録資格協会

資格名称

〇〇資格 (□□部門)

登録規程第三条第4項第三号イに基づき、資格付与試験等の実績に関する事項について、以下の通りです。

年度	試験日	試験地	合格発表日	備考
令和□年度	〇〇講習会 令和□年●月●日～ ●月●日	札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、福岡等 全国 50 都市	—	
	学科試験 令和□年●月●日	札幌、東京、大阪、福岡	令和□年●月●日	
	実技試験 令和□年●月●日	札幌、東京、大阪、福岡	令和□年●月●日	
	口頭試験 令和□年●月●日	札幌、東京、大阪、福岡	令和□年●月●日	

(注意事項)

- ・記入する年度は、新規の登録申請の場合は、合格発表まで終えている直近（過去5か年以内）の年度、更新登録の申請の場合は、登録期間中の5か年度全てとする。いずれの申請とも、令和6年度の資格付与試験等の実績を記入する場合で、申請日までに未実施の場合は予定日を記入すること（なお、予定日であることがわかるように記入すること）。
- ・記入した年度の受験の手引き等、一般の方が容易に入手することが可能なもので、表に記載した試験日、試験地を確認できるものを添付すること。更新登録の申請の場合は、添付するのは登録期間中のうち直近の年度のみでよい。
- ・合格発表について、合格発表日、合格者の受験番号が記載された公表資料を添付すること。登録更新の申請の場合は、公表資料の添付は不要である。なお、新規の登録申請の場合で、申請日までに合格発表を終えていない場合は、申請後、確実に合格発表を行い、速やかに公表資料を追加提出すること。提出がない場合は、資格付与試験等の実施実績として認めない。
- ・1枚に収まらない場合は複数ページになっても構わない。ページ番号を振るなど順序をわかりやすくすること。

申請書に添付する資料は以下の通りです。

- ・令和□年度〇〇資格試験 受験の手引き
- ・令和□年度合格発表ホームページの写し

受験の手引き等は
提出必須。

PDF 形式
申請書類一式に
ひと綴りして提出

1-9-1-2
〔 1-鋼橋一点検-担当 〕

様式3-ロ

資格付与事業又は事務の実施方法についての提出書類及び添付書類
(登録規程第三条第4項第三号ロ関係)

申請者の氏名又は名称

登録資格協会

資格名称

〇〇資格 (□□部門)

登録規程第三条第4項第三号ロに基づき、資格付与試験等の実施予定に関する事項について、申請書に添付する資料は以下の通りです。

・様式1 2 誓約書

誓約書は提出必須。
様式4により誓約する
場合には、「様式4 誓
約書」と記入する。

誓約事項は
様式 1 2 に集約
※個別様式も使用可

1-9-1-2
〔 1-鋼橋一点検-担当 〕

様式 4 （登録規程第三条第 4 項第三号ロ関係）

誓 約 書

私（当法人）当会 は、公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程第三条に基づき申請する資格の付与事業又は事務を、登録要件に適合する方法により、次年度以降 5 年間継続して毎年 1 回以上実施することを誓約します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

資 格 名 称 〇〇資格（□□部門）
氏名又は名称 登録資格協会
代表者の氏名 申請 太郎

誓約事項に虚偽があった場合は、登録規程第十一条第六項の規定により登録を取り消すことがある。

PDF 形式
申請書類一式に
ひと綴りして提出

1-9-1-2
〔 1-鋼橋一点検-担当 〕

様式3-ハ

資格付与事業又は事務の実施方法についての提出書類及び添付書類
(登録規程第三条第4項第三号ハ関係)

学歴に基づく受
験資格は大卒相
当のみでよい。

申請者の氏名又は名称
資格名称

登録資格協会

〇〇資格 (□□部門)

登録規程第三条第4項第三号ハに基づき、資格付与試験等を受けることができる者の条件に関する事項について、以下の通りです。

年度	受験条件	有無	具体的条件
令和□年度	学歴に基づく受験条件	あり・なし	大卒相当者：卒業後5年以上
	実務経験に基づく受験条件	あり・なし	〇〇に関する実務経験3年以上 〇〇に関する指導的立場1年以上
	保有資格に基づく受験条件	あり・なし	〇級◇◇士、〇級△△技術者 資格保有者であること。
	技術研修等の受験条件	あり・なし	〇日間の講義及び現場研修の 修了者であること。
	当該団体の 会員等に限定した受験条件	あり・なし	
	その他の受験条件	あり・なし	
	受験費用		会員：5,000円、非会員： 5500円

(注意事項)

- ・記入する年度は、新規の登録申請の場合は、合格発表まで終えている直近（過去5か年以内）の年度、更新登録の申請の場合は、登録期間中の直近の年度とする。
- ・記入した年度の受験の手引き等、一般の方が容易に入手することが可能なもので、表に記入した内容を確認できるものを添付すること。
- ・受験資格に学歴、経験及び保有資格等以外の不当と解される受験要件を課していないこと、資格付与事業実施者の会員等に有利な配点を採用していないことを確認できる規程類がある場合、あわせて添付すること。
- ・1枚に収まらない場合は複数ページになっても構わない。ページ番号を振るなど順序をわかりやすくすること。

申請書に添付する資料は以下の通りです。

- ・令和□年度〇〇資格 受験の手引き
- ・様式12 誓約書
- ・〇〇資格試験実施規程 第△条

受験の手引き等は
提出必須。

誓約書は提出必須。
様式5により誓約する
場合には、「様式5 誓
約書」と記入する。

誓約事項は
様式 1 2 に集約
※個別様式も使用可

1-9-1-2
〔 1-鋼橋一点検-担当 〕

様式 5（登録規程第三条第 4 項第三号ハ関係）

誓 約 書

私・当法人・当会 は、公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程第三条に基づき申請する資格の付与事業又は事務において、その資格の付与事業又は事務が特定の者に利益を与えるものでないことを誓約します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

資 格 名 称 〇〇資格（□□部門）
氏名又は名称 登録資格協会
代表者の氏名 申請 太郎

誓約事項に虚偽があった場合は、登録規程第十一条第六項の規定により登録を取り消すことがある。

PDF 形式
申請書類一式に
ひと綴りして提出

1-9-1-2
〔 1-鋼橋一点検-担当 〕

様式 3-2

資格付与事業又は事務の実施方法についての提出書類及び添付書類
(登録規程第三条第4項第三号ニ関係)

申請者の氏名又は名称 登録資格協会
資格名称 ○○資格 (□□部門)

登録規程第三条第4項第三号ニに基づき、資格付与試験等の内容に関する事項について、申請書に添付する資料は以下の通りです。

- ・様式 6 (登録規程第三条第4項第三号ニ関係)
- ・添付資料 □□□□□□
- ・様式 1 2 誓約書
- ・令和□年度○○資格試験 試験問題等の抜粋集
- ・令和□年度○○資格試験 試験問題等の一式

様式 6 は提出必須。

任意に添付資料がある場合に記入。

試験問題等の抜粋集及び試験問題等の一式は提出必須。

試験にかかる非公開資料がある場合には、様式 1 2 にその資料名を記入し、事実と相違ないことを誓約すること。誓約事項に虚偽があった場合は、登録規程第十一条第六項の規定により登録を取り消すことがある。

PDF 形式
申請書類一式に
ひと綴りして提出

別途 Excel 形式
原本ファイルを
提出すること

用紙設定
A 3

申請する資格の該当する登録区分のワークシートに記入すること。
申請書類一式の PDF 形式にひと綴りに挿入するものとは別途に、本様式の EXCEL 形式の原本ファイルを提出すること。

要注意！

- ・「確認すべき資格付与試験等の要件」に対応する**代表的な設問番号・講習内容等**を記入すること。**要件ごとに必ず1つ以上**を記入すること。
- ・設問番号は、代表的なもの**1問以上で5問程度まで**でよい。記入した設問番号の試験問題や講習等のプログラムを抜粋して、**〔試験問題等の抜粋集〕**を作成して提出すること。
- ・〔試験問題等の抜粋集〕とは別途に、試験問題や講習等のプログラムの全部を**〔試験問題等の一式〕**として提出すること。

要件と資格付与試験等の対応表

令和〇〇年〇〇月〇〇日

申請者の氏名又は名称 登録資格協会
代表者の氏名 申請 太郎
資格名称 〇〇資格（□□部門）

【試験問題等の掲載案】とは別途に、試験問題や講習等のプログラムの全部を1枚の紙に収めることとし、その紙の上部に「試験問題等の掲載案」として提出すること。

要件を満たす事項														判定
施設分野	業務	知識・技術を求める対象	必要な知識・技術	確認すべき資格付与試験等の要件	確認すべき資格付与試験等の要件の解説	記載欄 1				記載欄 2				
						分類 1. 受験条件 2. 講習/講義 3. 択一試験 4. 記述試験 5. 口答試験 6. 実地/実技 7. その他	実施年度	確認すべき資格付与試験等の要件に対応する代表的な設問番号・講習内容等	左記を証明する添付資料	分類 1. 受験条件 2. 講習/講義 3. 択一試験 4. 記述試験 5. 口答試験 6. 実地/実技 7. その他	実施年度	確認すべき資格付与試験等の要件に対応する代表的な設問番号・講習内容等	左記を証明する添付資料	
〇〇設備	点検・診断	業務の管理及び統括等を行う者（管理技術者）	〇〇設備の点検・診断業務の実施にあたり、適確な方法により点検を行うとともに、調査結果を元に健全度を評価するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	〇〇に係る基礎知識を有することを確認するものであること	「〇〇に係る基礎知識」とは、〇〇〇〇に関する知識をいう。	1. 受験条件	令和 5 年度	受験資格として〇〇設備に関する実務経験 1 年以上	受験の手引	2. 講習/講義	令和 5 年度	1 日間の座学講習を必須	講習プログラム	申請者は記入しないで下さい。
				〇〇設備に係る法令に関する知識を有することを確認するものであること	「〇〇設備に係る法令に関する知識」とは、〇〇法、〇〇法施行令に関する知識をいう。	3. 択一試験	令和 5 年度	択一試験 問 26～問 28	試験問題					
				〇〇調査に関する知識を有することを確認するものであること	「〇〇調査に関する知識」とは、〇〇〇〇に関する知識をいう。	4. 記述試験	令和 5 年度	選択科目Ⅱ 問 1～3	試験問題					
				〇〇設備に係る維持管理に関する知識を有することを確認するものであること	「〇〇設備に係る維持管理に関する知識」とは、〇〇〇〇に関する知識をいう。	6. 実地/実技	令和 5 年度	模擬設備を用いた点検及び調書記入の実技試験	実技試験プログラム					
				〇〇関係業務に関し一定の実務経験を有することを確認するものであること	「〇〇関係業務」とは、〇〇〇〇に関する業務をいう。	5. 口答試験	令和 5 年度	具体的な業務経験について口頭で質疑応答する	口頭試験実施要領					

- （留意事項）
- ・実施年度については、新規の登録申請にあっては過去 5 年程度以内、登録更新の申請にあっては登録期間中の年度に限る。
 - ・「確認すべき資格付与試験等の要件」を複数の資格付与試験等の試験問題等で満たす場合には、記載欄 1 及び 2 に記入すること。
 - ・「確認すべき資格付与試験等の要件」に対応する代表的な設問番号・講習内容等を記入すること。要件ごとに必ず1つ以上を記入すること。
 - ・設問番号は、代表的なもの1問以上で5問程度まででよい。記入した設問番号の試験問題や講習等のプログラムを抜粋して、〔試験問題等の抜粋集〕を作成して提出すること。
 - ・〔試験問題等の抜粋集〕とは別途に、試験問題や講習等のプログラムの全部を〔試験問題等の一式〕として提出すること。

複数の内容で要件を満たす場合に、記載欄 2 にも記入。

代表的な設問を、1問以上で5問程度まででよい。

本様式は
試験問題等の
抜粋集

別途
試験問題等の一式
を提出すること

1-9-1-2
〔 1-鋼橋一点検-担当 〕

試験問題等の抜粋集

令和〇〇年度〇〇資格試験 試験問題等の抜粋集

申請者の氏名又は名称

登録資格協会

資格名称

〇〇資格（〇〇部門）

要件1. 〇〇に係る基礎知識を有することを確認するものであること

当該要件を満たす事項：〇〇講習プログラムを添付する。

当該要件を満たす事項
を記入し、その内容が
わかるものを添付する
こと。
以下、同様。

要件2. 〇〇設備に係る法令に関する知識を有することを確認するものであること

当該要件を満たす事項：択一試験 問26～問28

問26 〇〇〇〇の説明について、最も適切なものはどれか答えよ

- ① 〇〇〇〇とは〇〇〇〇である。
- ② 〇〇〇〇とは〇〇〇〇である。
- ③ 〇〇〇〇とは〇〇〇〇である。
- ④ 〇〇〇〇とは〇〇〇〇である。

問27 〇〇〇〇の説明について、誤りはどれか答えよ

- ① 〇〇に関する法律では、〇〇しなければならない。
- ② 〇〇に関する法律では、〇〇してはならない。
- ③ 〇〇に関する技術基準では、〇〇しなければならない。
- ④ 〇〇に関する技術基準では、〇〇する必要はない。

問28 〇〇〇〇について、適切な組み合わせはどれか答えよ

- ① 〇〇 - 〇〇
- ② 〇〇 - 〇〇
- ③ 〇〇 - 〇〇
- ④ 〇〇 - 〇〇

各要件に対応する代
表的な設問番号につ
いて、その試験問題
をコピー・ペースト
して抜粋集を作成す
ること。
なお、択一式問題の
場合には選択肢も含
めること。（選択肢も
確認の対象となる）

非公開資料を添付す
る場合には、様式12に
その資料名を記入し、
事実と相違ないことを
誓約する。

要件3. 〇〇調査に関する知識を有することを確認するものであること

当該要件を満たす事項：選択科目Ⅱ 問1～3

Ⅱ つぎの問1～問3のうち1つ選んで記述せよ

- 問1 〇〇〇〇について、500字以内で説明せよ。
- 問2 〇〇〇〇について、500字以内で説明せよ。
- 問3 〇〇〇〇について、500字以内で説明せよ。

要件4. 〇〇設備に係る維持管理に関する知識を有することを確認するものであること

当該要件を満たす事項：模擬設備を用いた点検及び調書記入の実技試験の実施要領を添付

要件5. 〇〇関係業務に関し一定の実務経験を有することを確認するものであること

当該要件を満たす事項：口頭試験の実施要領を添付（非公開資料）

様式6の左から5列目「確認すべき資格付与試験等の要件」を記入する。
要件の数や内容は施設分野等によって異なるので、注意すること。

（注意事項）

- ・1枚に収まらない場合は複数ページになっても構わない。ページ番号を振るなど順序をわかりやすくすること。

PDF 形式
申請書類一式に
ひと綴りして提出

1-9-1-2
〔 1-鋼橋一点検-担当 〕

様式3-ホ

資格付与事業又は事務の実施方法についての提出書類及び添付書類
(登録規程第三条第4項第三号ホ関係)

申請者の氏名又は名称 登録資格協会
資格名称 ○○資格 (□□部門)

登録規程第三条第4項第三号ホに基づき、資格付与試験等に係る試験問題の作成及び合格者の判定等にあたる者に関する事項について、以下の通りです。

1. 資格付与試験等に係る試験問題の作成及び合格者の判定等にあたる者のうち、登録規程第五条第六号に該当する者

- ・様式7 (登録規程第三条第4項第三号ホ関係)
- ・学位等証明書類一式
- ・○○資格試験実施規程 第△条
- ・○○資格制度管理委員会 委員名簿

様式7は提出必須。

添付する書類の名称
を記入する。

適正な資格試験の実
施のため、規程や委
員会等があれば添付
する。

2. 筆記試験の合格水準について明記したもの

- ・○○資格試験実施規程 第△条
(参考) 筆記試験の合格水準
- ・択一試験 正答率80%以上 (50問中40問以上)
- ・論述試験 200点満点中150点以上

合格水準を明記した
規程等を添付する。

筆記試験について、
正答率や得点率等、
定量的な合格水準が
ある場合には、それ
を箇条書きに記入
し、証する規程類を
添付する。

PDF 形式
申請書類一式に
ひと綴りして提出

1-9-1-2
〔 1-鋼橋一点検-担当 〕

様式7（登録規程第三条第4項第三号ホ関係）

資格付与試験等に係る試験問題の作成及び合格者の判定等にあたる者

令和〇〇年〇〇月〇〇日

③～⑥に該当する者は、「証明書類添付」と記入し、証明書類を添付する。

申請者の氏名又は名称 登録資格協会
資格名称 〇〇資格（□□部門）

資格付与試験等に係る試験問題の作成及び合格者の判定等にあたる者のうち、
登録規程第五条第六号に該当する者

分類	氏 名	現在の役職	摘要
作成	登録 太郎	〇〇大学△△学部□□学科教授	①
作判	登録 花子	一般社団法人〇〇会 理事 元〇〇大学△△学部□□学科教授	③ 証明書類添付
判定	資格 一男	〇〇株式会社執行役員△△部長 (工学博士)	⑤ 証明書類添付
判定	資格 有子	株式会社〇〇計画研究所 (学術博士)	⑥ 証明書類添付

- (記入方法)
- 「分類」欄には、「作成」（試験問題の作成）、「判定」（合格者の判定）のうち該当するものを記入すること。「作成」と「判定」のそれぞれに1名以上記載すること。なお、「作成」と「判定」の双方にあたる場合には、「作判」と記入すること。
 - 「摘要」欄には、下記のうち該当する番号を記入すること。（複数可）
①＝教授注）の職にある者、②＝准教授注）の職にある者、③＝①の職にあった者、
④＝②の職にあった者、⑤＝土木に関する科目の研究により博士の学位を授与された者、
⑥＝①～⑤と同等以上の知識及び経験を有する者（技術士等の国家資格のみでは不可）
注）大学もしくはこれに相当する外国の学校において土木に関する科目を担当する教授、准教授であること。
- (注意事項)
- 上表には、資格を付与するための試験等に係る試験問題の作成及び合格者の判定等にあたる者のうち、上記の①から⑥に該当する者を記入すること。
 - 上記の③、④、⑤及び⑥に該当する者については、当該事項を証明する書類を添付すること。
 - 1枚に収まらない場合は複数ページになっても構わない。ページ番号を振るなど順序をわかりやすくすること。

PDF 形式
申請書類一式に
ひと綴りして提出

1-9-1-2
〔 1-鋼橋一点検-担当 〕

様式3—へ

資格付与事業又は事務の実施方法についての提出書類及び添付書類
(登録規程第三条第4項第三号へ関係)

申請者の氏名又は名称 登録資格協会
資格名称 ○○資格 (□□部門)

登録規程第三条第4項第三号へに基づき、資格付与試験等の合格者の登録及び証明等に関する事項について、申請書に添付する資料は以下の通りです。

・ ○○資格合格証明書様式

添付する書類の名称を
記入する。

PDF 形式
申請書類一式に
ひと綴りして提出

1-9-1-2
〔 1-鋼橋一点検-担当 〕

様式3-1

資格付与事業又は事務の実施方法についての提出書類及び添付書類
(登録規程第三条第4項第三号ト関係)

申請者の氏名又は名称 登録資格協会
資格名称 ○○資格 (□□部門)

登録規程第三条第4項第三号トに基づき、資格付与試験等の合格者の知識及び技術の維持向上のための措置に関する事項について、以下の通りです。

資格の有効期間	3 年	申請する資格の有効期間を記入する。
知識及び技術の維持向上のための措置	実施予定又は実施実績	
CPD単位の取得	・建設系CPD協議会のCPDプログラムを3年間に150単位以上取得させる。 ・更新時に単位数の証明書を提出させる。	
研修・講習	定期的に行うもの	・当協会が指定する○○研修に1年に○回以上参加すること。 ・毎年度の業務従事レポートを提出すること。
	更新時に行うもの	・更新講習を受講し、更新試験に合格すること。
その他の措置	・なし	

(注意事項)

- ・新規の登録申請の場合には、実施予定を記入すること。
- ・登録更新の申請の場合には、登録期間中の5か年度間の実施実績を記入すること。なお、日付を記入すること。
- ・1枚に収まらない場合は複数ページになっても構わない。ページ番号を振るなど順序をわかりやすくすること。

申請書に添付する資料は以下の通りです。

- ・○○資格継続教育規程 第△条
- ・○○資格更新規程 第△条

資格の更新時に行う研修や試験等を記入する。

定期的に義務づけている研修や頻度等を記入する。

添付する書類の名称を記入する。

PDF 形式
申請書類一式に
ひと綴りして提出

1-9-1-2
〔 1-鋼橋一点検-担当 〕

様式3-チ

資格付与事業又は事務の実施方法についての提出書類及び添付書類
(登録規程第三条第4項第三号チ関係)

申請者の氏名又は名称 登録資格協会
資格名称 ○○資格 (□□部門)

登録規程第三条第4項第三号チに基づき、資格付与試験等の合格者の登録の抹消等に関する事項について、申請書に添付する資料は以下の通りです。

・○○資格登録規則 第△条

添付する書類の名称
を記入する。

必要に
応じて提出

1-9-1-2
〔 1-鋼橋一点検-担当 〕

様式3ーリ

資格付与事業又は事務の実施方法についての提出書類及び添付書類
(登録規程第三条第4項第三号リ関係)

申請者の氏名又は名称 登録資格協会
資格名称 ○○資格 (□□部門)

登録規程第三条第4項第三号リに基づき、申請書に添付する資料は以下の通りです。

・○○○○○○○○○○○○○○

添付する書類の名称を
記入する。

誓約事項は
様式 1 2 に集約
※個別様式も使用可

1-9-1-2
〔 1-鋼橋一点検-担当 〕

様式 8（登録規程第三条第 4 項第四号関係）

誓 約 書

私・当法人 当会 は、公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程
第四条各号（欠格条項）のいずれにも該当していないことを誓約します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

資 格 名 称 〇〇資格（□□部門）
氏名又は名称 登録資格協会
代表者の氏名 申請 太郎

誓約事項に虚偽があった場合は、登録規程第十一条第六項の規定により登録を取り消すことがある。

本様式は
登録更新の申請時
に使用

1-9-1-2
〔 1-鋼橋-点検-担当 〕

様式9（登録規程第六条関係）

公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格更新申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

国土交通大臣 殿

申請者の氏名又は名称 登録資格協会
代表者の氏名 登録 次郎

公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程第六条に基づき、公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格の更新を申請します。

1. 更新を受けようとする資格の名称、登録番号

資格名称 〇〇資格（□□部門）
登録番号 〇〇〇〇号

資格名称は登録簿と一致
させること。

2. 更新を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人又は協議会等にあつては、その代表者の氏名

氏名又は名称 登録資格協会
住 所 〇〇県〇〇市〇〇 1-2-3
代表者の氏名 登録 次郎

3. 資格付与事業又は事務を行おうとする事務所の名称及び所在地

名 称 〇〇資格制度事務局
所在地 〇〇県〇〇市〇〇 1-2-3

4. 更新を受けようとする資格が対象とする施設分野等、業務、及び知識・技術を求める者の区分

施 設 分 野 等 橋梁（鋼橋）
業 務 点検
知識・技術を求める者 担当技術者

PDF 形式
申請書類一式に
ひと綴りして提出

誓約事項は
様式 1 2 に集約
※個別様式も使用可

誓約事項に虚偽があった場合は、登録規程第十一条第六項の規定により登録を取り消すことがある。

誓 約 書

1-9-1-2
〔 1-鋼橋一点検-担当 〕

様式 1 2

以下のとおり相違ないことを誓約します。

(登録規程第三条第4項第三号ロ関係)

私・当法人 当会 は、公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程第三条に基づき申請する資格の付与事業又は事務を、登録要件に適合する方法により、次年度以降5年間継続して毎年1回以上実施すること。

様式 4 の集約。

(登録規程第三条第4項第三号ハ関係)

私・当法人 当会 は、公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程第三条に基づき申請する資格の付与事業又は事務において、その資格の付与事業又は事務が特定の者に利益を与えるものでないこと。

様式 5 の集約。

(登録規程第三条第4項第四号)

私・当法人 当会 は、公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程第四条各号(欠格条項)のいずれにも該当していないこと。

様式 8 の集約。

(非公開資料)

登録規程第三条第4項第三号ニに基づき、申請書に添付する資料のうち、以下の非公表資料について、事実と相違ないこと。

・様式6添付〇 □□□□□□□□

令和〇〇年〇〇月〇〇日

資 格 名 称 〇〇資格 (□□部門)

氏名又は名称 登録資格協会

代表者の氏名 申請 太郎

様式6に係る書類のうち、非公開資料がある場合、その資料番号と資料名を記入する。

本様式は
登録事項の変更時
に使用

1-9-1-2
〔 1-鋼橋一点検-担当 〕

様式10（登録規程第七条関係）

公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格付与事業等実施者変更届出書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

国土交通大臣 殿

届出者の氏名又は名称 登録資格協会
代表者の氏名 申請 太郎

公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程第二条第2項の登録を受けた下記1. の資格の登録簿に記載されている事項について、下記2. のとおり変更をしたいので、同規程第七条に基づき届け出ます。

1. 登録資格の名称、登録番号

〇〇資格（□□部門）（〇〇〇〇号）

〇〇資格（△△部門）（〇〇〇〇号）

該当する登録資格の名称及び登録番号を列記する。

変更する内容(事項、変更前後)及び変更する年月日を記入する。

2. 変更事項

登録事項	変更前	変更後	変更年月日
資格付与事業又は事務を行う者の代表者の氏名	申請 太郎	登録 次郎	令和〇〇年 〇〇月〇〇日

3. 変更の理由

当法人の代表者が交代したため。

変更の理由を記入する。
※変更内容を証する書類を添付する。(例：役員会議事録)

届出により変更できる登録事項は以下に限る。

- ・資格付与事業又は事務を行う者の氏名又は名称、住所
- ・法人又は協議会等の場合は代表者の氏名
- ・資格付与事業又は事務を行う事務所の名称及び所在地

(記入方法)

- ・「登録事項」の欄には、変更しようとする事項を記入すること。
- ・「変更年月日」の欄には、変更しようとする年月日を記入すること。

(注意事項)

- ・変更内容を証する書類を添付すること。(例：定款又は寄附行為、登記事項証明書、役員名簿、役員会議事録等)
- ・届出は、変更があったときから遅滞なく行うこと。
- ・1枚に収まらない場合は複数ページになっても構わない。ページ番号を振るなど順序をわかりやすくすること。

本様式は
資格の廃止時等
に使用

1-9-1-2
〔 1-鋼橋一点検-担当 〕

様式 1 1（登録規程第八条関係）

公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格付与事業等休廃止届出書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

国土交通大臣 殿

届出者の氏名又は名称 登録資格協会
代表者の氏名 申請 太郎

公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程第八条の規定に基づき、登録資格付与事業等を 休止・廃止 するので、次のとおり届け出ます。

休止・廃止の別により、どちらかに○を記入する。

1. 休止・廃止 しようとする登録資格付与事業又は事務の範囲

1) 登録資格の名称、登録番号

〇〇資格（□□部門）（〇〇〇〇号）

〇〇資格（△△部門）（〇〇〇〇号）

2) 休止・廃止 する登録資格付与事業又は事務の範囲

当該事業・事務の全部

該当する登録資格の名称
及び登録番号を列記す
る。
登録簿と一致すること。

2. 休止・廃止 しようとする年月日

令和〇〇年〇〇月〇〇日

3. 休止しようとする場合にあっては、その期間

令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日まで

休止又は廃止しようとする
資格付与事業又は事務
の範囲を記入する。

4. 休止・廃止 の理由

〇〇〇〇〇〇〇〇〇のため

（記入方法）

- ・「休止」「廃止」の該当する方を○で囲むこと。
- ・1. には、休止又は廃止しようとする資格の名称及び登録番号を記入すること。

（注意事項）

- ・「休止」「廃止」を証する書類を添付すること。（例：役員会議事録）
- ・届出は、休止又は廃止しようとする日の1か月前までに行うこと。
- ・1枚に収まらない場合は複数ページになっても構わない。ページ番号を振るなど順序をわかりやすくすること。

EXCEL 形式
で提出

用紙設定
A 4 横

担当者連絡票

資格付与 事業者名	代表者名 (申請者名)	郵便番号	住所	担当者 所属	担当者 役職	担当者 氏名	電話番号	Email アドレス
〇〇法人 〇〇協会	□□ □□	000-0000	東京都千代田 区霞が関 0-0-0	試験部	試験部長	■ ■ ■ ■	000-000-0000	0000@xxx.co.jp

※申請書類の内容確認、「登録要件に対する判定結果」及び「登録の適否」の通知を送付する際に使用します。

7. 公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程

公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程

平成 26 年 11 月 28 日
国土交通省告示第 1107 号

改正

令和 6 年 10 月 25 日 国土交通省告示第 1238 号

(目的)

第一条 この規程は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成十七年法律第十八号）第二十四条の規定の趣旨にのっとり、公共工事に関する調査（点検及び診断を含む。以下同じ。）及び設計等に関し、その業務の内容に応じて必要な知識又は技術を有する者の能力を適切に評価することのできる資格の登録に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第二条 この規程において「公共工事」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第百二十七号）第二条第二項に規定する公共工事をいう。

2 この規程において「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格」とは、この規程により国土交通大臣の登録を受けた資格をいう。

3 この規程において「資格」とは、民間事業者等が付与するものをいい、複数の専門的な試験科目等に分けて試験を実施すること等により、複数の専門分野に区分して付与されるものである場合にあっては、その最小の区分のものをいう。

(登録の申請)

第三条 前条第二項の登録は、公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格の付与に関する事業又は事務（以下「資格付与事業又は事務」という。）を行おうとする者の申請により行う。

2 前条第二項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出するものとする。

一 登録を受けようとする資格の名称

二 登録を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

三 資格付与事業又は事務を行おうとする事務所の名称及び所在地

四 登録を受けようとする資格が対象とする施設分野等（別表第一欄に掲げる施設分野等をいう。以下同じ。）、業務（別表第二欄に掲げる業務をいう。）及び知識・技術を求める者（公共工事に関する調査及び設計に関する業務を行う者であって、一定以上の水準の知識及び技術を備えている必要性が高いものとして別表第三欄に掲げる者をいう。以下同じ。）の区分

3 第一項の申請は、登録を受けようとする資格ごとに行うものとする。

4 第二項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- 一 個人である場合においては、次に掲げる書類
 - イ 住民票の抄本又はこれに代わる書面
 - ロ 登録を申請する者の略歴を記載した書類
 - 二 法人である場合においては、次に掲げる書類（全ての構成員が法人格を有している団体又は行政機関から構成される協議会等（以下「協議会等」という。）が資格付与事業又は事務を行おうとする場合にあっては、これらに代わるべき書面）
 - イ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
 - ロ 株主名簿若しくは社員名簿の写し又はこれらに代わる書面
 - ハ 申請に係る意思の決定を証する書類
 - ニ 役員（持分会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）にあっては、業務を執行する社員をいう。以下同じ。）の氏名及び略歴を記載した書類
 - 三 資格付与事業又は事務の実施の方法について、次に掲げる事項を記載した書類
 - イ 登録を受けようとする資格を付与するための試験等（以下「資格付与試験等」という。）の実績に関する事項
 - ロ 資格付与試験等の実施予定に関する事項
 - ハ 資格付与試験等を受けることができる者の条件に関する事項
 - ニ 資格付与試験等の内容に関する事項
 - ホ 資格付与試験等に係る試験問題の作成及び合格者の判定等にあたる者に関する事項
 - ヘ 資格付与試験等の合格者の登録及び証明等に関する事項
 - ト 資格付与試験等の合格者の知識及び技術の維持向上のための措置に関する事項
 - チ 資格付与試験等の合格者の登録の抹消等に関する事項
 - リ その他必要な事項
 - 四 前条第二項の登録を受けようとする者が次条第一項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面
 - 五 その他参考となる事項を記載した書類
- 5 第二項の申請書の提出期間その他必要な事項については、国土交通大臣があらかじめ官報で公告する。

（欠格条項）

第四条 次の各号のいずれかに該当する者が付与する資格は、第二条の登録を受けることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることが無くなった日から二年を経過しない者
- 二 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第三十二条の三第七項の規定を除く。）に違反したことにより、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条、第二百四十七条若しくは第二百六十一条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年

法律第六十号)の罪を犯したことにより、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（第六号において「暴力団員等」という。）

四 十一条の規定により第二条の登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

五 法人であって、資格付与事業又は事務に関する業務を行う役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの

六 暴力団員等がその事業活動を支配する者

2 国土交通大臣は、前項の規定により登録をしない場合は、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録を申請した者に通知するものとする。

(登録の要件等)

第五条 国土交通大臣は、第三条第一項の申請に係る資格が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、第二条第二項の登録をするものとする。

一 資格付与試験等が申請までに一回以上実施された実績を有するものであること

二 資格付与試験等が安定的に実施されるものであること

三 資格付与試験等の受験条件が広く一般に公表されていること

四 資格付与事業又は事務が特定の者に利益を与えるものでないこと

五 資格付与試験等が、別表第一欄に掲げる施設分野等に係る同表第二欄に掲げる業務を実施する同表第三欄に掲げる者に必要とされる同表第四欄に掲げる知識・技術を有するかどうかの判定について、同表第五欄に掲げる要件を満たす内容を有すること

六 資格付与試験等に係る試験問題の作成及び合格者の判定等にあたる者に、次のいずれかに該当する者が含まれていること

イ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学若しくはこれに相当する外国の学校において土木に関する科目を担当する教授若しくは准教授の職にある者、若しくはこれらの職にあった者又は土木に関する科目の研究により博士の学位を授与された者

ロ イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

七 合格者の登録及び証明等について、管理番号を記載した証明書等を交付するものであること

八 合格者の知識及び技術の維持向上のための措置が適切に講じられているものであること

九 登録及び証明等を受けた者が不正又は著しく不当な行為をした場合における登録の抹消等のための審査手続が適切に定められているものであること

2 第二条第二項の登録は、「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録簿」に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 資格の名称

- 三 前号の資格が対象とする施設分野等、業務（別表第二欄に掲げる業務をいう。）、及び知識・技術を求める者の区分
- 四 資格付与事業又は事務を行う者（以下「登録資格付与事業等実施者」という。）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 五 資格付与事業又は事務を行う事務所の名称及び所在地

（登録の更新）

第六条 第二条第二項による登録は、五年度ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

- 2 前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。ただし、第三条第二項に規定する申請書に添付する同条第四項の書類のうち、同項第一号、第二号及び第三号へ、チに掲げる書類については、誓約書の提出により添付を省略することができる。

（登録事項の変更の届出）

第七条 登録資格付与事業等実施者は、第五条第二項第二号、第四号及び第五号に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出るものとする。

（資格付与事業又は事務の休廃止）

第八条 登録資格付与事業等実施者は、資格付与事業又は事務を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に届け出るものとする。

- 一 休止し、又は廃止しようとする資格付与事業又は事務の範囲
- 二 休止し、又は廃止しようとする年月日及び休止しようとする場合にあっては、その期間
- 三 休止又は廃止の理由

（財務諸表等の備え付け及び閲覧）

第九条 登録資格付与事業等実施者は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。協議会等である登録資格付与事業等実施者が、これらに代わる書面及び電磁的記録を作成した場合も、同様とする。

- 2 資格付与試験等を受験しようとする者その他の利害関係人は、登録資格付与事業等実施者の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録資格付与事業等実施者の定めた費用を支払わなければならない。
 - 一 財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
 - 二 前号の書面の謄本又は抄本の請求
 - 三 財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって、次に掲げるもののうち登録資格付与事業等実施者が定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

- イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
- ロ 磁気ディスク等をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

3 前項第四号イ又はロに掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。

(適合勧告)

第十条 国土交通大臣は、登録資格付与事業等実施者が第五条第一項の規定に適合しなくなったと認めるときは、その登録資格付与事業等実施者に対し、同項の規定に適合するため必要な措置をとることを勧告することができる。

(登録の取り消し等)

第十一条 国土交通大臣は、登録資格付与事業等実施者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録資格付与事業等実施者が付与する資格の登録を取り消すことができる。

- 一 第四条第一項第一号から第六号に該当するに至ったとき
- 二 第七条、第八条又は第九条第一項に違反したとき
- 三 正当な理由がないのに第九条第二項各号の規定による請求を拒んだとき
- 四 前条の規定による勧告に従わなかったとき
- 五 第十三条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき
- 六 不正の手段により第二条第二項の登録を受けたとき

(帳簿の記載等)

第十二条 登録資格付与事業等実施者は、当該資格付与試験等に関する次に掲げる事項を記載した帳簿を備えなければならない。

- 一 資格付与試験等の実施年月日
- 二 資格付与試験等の実施場所
- 三 受験者の氏名、生年月日、住所及び合否の別
- 四 資格付与試験等の合格者にあつては、前号に掲げる事項のほか登録及び証明等に係る管理番号

2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ登録資格付与事業等実施者において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて同項に規定する帳簿への記載に代えることができる。

3 登録資格付与事業等実施者は、第一項に規定する帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。）を、当該資格付与事業又は事務の全部を廃止するまで保存しなければならない。

4 登録資格付与事業等実施者は、次に掲げる書類を備え、当該資格付与試験等を実施した日から五年間保存しなければならない。

- 一 登録資格付与試験等の受験申込書及び添付書類
- 二 終了した登録資格付与試験等の問題及び答案用紙

(報告の徴収等)

第十三条 国土交通大臣は、資格付与事業又は事務の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録資格付与事業等実施者に対し、資格付与事業又は事務の状況に関し必要な報告を求めることができる。

(公示)

第十四条 国土交通大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示するものとする。

- 一 第二条第二項の登録をしたとき
- 二 第六条第一項の規定により登録の更新をしたとき
- 三 第七条の規定による届出があったとき
- 四 第八条の規定による届出があったとき
- 五 第十一条の規定により第二条第二項の登録を取り消したとき

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表

(一) 点検・診断等業務

施設分野等	業務	知識・技術を求める者	必要な知識・技術	確認すべき資格付与試験等の要件
土木機械設備	診断	業務の管理及び統括等を行う者 (管理技術者)	土木機械設備の診断業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、これらの業務の管理及び統括を行う能力	1 土木機械設備の診断業務を確実に履行するための知識を有することを確認するものであること 2 土木機械設備の診断業務において、的確な課題解決能力を有することを過去の実務経験等によって確認するものであること
公園施設(遊具)	点検	業務の管理及び統括等を行う者 (管理技術者)	公園施設(遊具)の点検業務の実施にあたり、点検を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	1 公園施設(遊具)に係る法令、点検に係る指針、点検技術、点検方法等に関する知識を有することを確認するものであること 2 公園施設(遊具)の材料、業務の管理等に関する知識を有することを確認するものであること 3 公園施設(遊具)関係業務に関し、実務経験を有する者を対象としていること
		業務を担当する者 (担当技術者)	公園施設(遊具)の点検業務の実施にあたり、点検を確実に履行するために必要な知識及び技術	1 公園施設(遊具)に係る法令、点検に係る指針、点検技術、点検方法等に関する知識を有することを確認するものであること 2 公園施設(遊具)の材料等に関する知識を有することを確認するものであること 3 公園施設(遊具)関係業務に関し、実務経験を有する者を対象としていること
	診断	業務の管理及び統括等を行う者 (管理技術者)	公園施設(遊具)の診断業務の実施にあたり、診断を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	1 公園施設(遊具)に係る法令、点検・診断に係る指針、点検・診断技術、点検・診断方法等に関する知識を有することを確認するものであること 2 公園施設(遊具)の材料、修繕、業務の管理等に関する知識を有することを確認するものであること 3 公園施設(遊具)関係業務に関し、実務経験を有する者を対象としていること

施設分野等	業務	知識・技術を求める者	必要な知識・技術	確認すべき資格付与試験等の要件
公園施設（遊具）	診断	業務を担当する者 （担当技術者）	公園施設（遊具）の診断業務の実施にあたり、診断を確実に履行するために必要な知識及び技術	- 公園施設（遊具）に係る法令、点検・診断に係る指針、点検・診断技術、点検・診断方法等に関する知識を有することを確認するものであること - 公園施設（遊具）の材料、修繕等に関する知識を有することを確認するものであること - 公園施設（遊具）関係業務に関し、実務経験を有する者を対象としていること
公園施設（樹木）	点検	業務を担当する者 （担当技術者）	公園施設（樹木）の点検業務の実施にあたり、点検を確実に履行するために必要な知識及び技術	- 公園施設（樹木）に係る知識を有することを確認するものであること - 公園施設（樹木）の点検に係る知識及び技術を有することを確認するものであること - 公園施設（樹木）関係業務に関し、実務経験を有する者を対象としていること
	診断	業務を担当する者 （担当技術者）	公園施設（樹木）の診断業務の実施にあたり、診断を確実に履行するために必要な知識及び技術	- 公園施設（樹木）に係る知識を有することを確認するものであること - 公園施設（樹木）の診断に係る知識及び技術を有することを確認するものであること - 公園施設（樹木）関係業務に関し、実務経験を有する者を対象としていること
堤防・河道	点検・診断	業務の管理及び統括等を行う者 （管理技術者）	堤防・河道の点検・診断業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	- 河川の法令に関する知識を有することを確認するものであること - 堤防・河道の点検・診断を含む河川管理に関する知識を有することを確認するものであること - 堤防・河道に係る業務に関し、実務経験を有することを確認するものであること
		業務を担当する者 （担当技術者）	堤防・河道の点検・診断業務を確実に履行するために必要な知識及び技術	- 河川の法令に関する知識を有することを確認するものであること - 堤防・河道の点検・診断に関する知識を有することを確認するものであること - 堤防・河道に係る業務に関し、実務経験を有することを確認するものであること

施設分野等	業務	知識・技術を求める者	必要な知識・技術	確認すべき資格付与試験等の要件
水道施設（水道管路施設を除く）	点検・診断	業務の管理及び統括等を行う者（管理技術者）	水道施設（水道管路施設を除く）の点検・診断業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	1 水道の法令に関する知識を有することを確認するものであること 2 水道施設（水道管路施設を除く）の点検・診断を含む運転・維持管理に関する幅広い知識を有することを確認するものであること 3 水道施設（水道管路施設を除く）に係る業務に関し、実務経験を有することを確認するものであること
		業務を担当する者（担当技術者）	水道施設（水道管路施設を除く）の点検・診断業務を確実に履行するために必要な知識及び技術	1 水道の法令に関する知識を有することを確認するものであること 2 水道施設（水道管路施設を除く）の点検・診断を含む運転・維持管理に関する知識を有することを確認するものであること 3 水道施設（水道管路施設を除く）に係る業務に関し、実務経験を有することを確認するものであること
水道管路施設（バルブ・その他の管路付属設備を含む）	点検・診断	業務の管理及び統括等を行う者（管理技術者）	水道管路施設（バルブ・その他の管路付属設備を含む）の点検・診断業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	1 水道の法令に関する知識を有することを確認するものであること 2 水道管路施設（バルブ・その他の管路付属設備を含む）の点検・診断を含む運転・維持管理に関する幅広い知識を有することを確認するものであること 3 水道管路施設（バルブ・その他の管路付属設備を含む）に係る業務に関し、実務経験を有することを確認するものであること
		業務を担当する者（担当技術者）	水道管路施設（バルブ・その他の管路付属設備を含む）の点検・診断業務を確実に履行するために必要な知識及び技術	1 水道の法令に関する知識を有することを確認するものであること 2 水道管路施設（バルブ・その他の管路付属設備を含む）の点検・診断を含む運転・維持管理に関する知識を有することを確認するものであること 3 水道管路施設（バルブ・その他の管路付属設備を含む）に係る業務に関し、実務経験を有することを確認するものであること

施設分野等	業務	知識・技術を求める者	必要な知識・技術	確認すべき資格付与試験等の要件
下水道管路施設	点検・診断	業務の管理及び統括等を行う者 (管理技術者)	下水道管路施設の点検・診断業務を確実に履行するため、下水道管路管理や安全管理に関する法規等に加え、確実な点検・診断手法を選定する能力、異状の程度や緊急度等を適切に判断する技術、並びに業務の管理及び統括を行う能力	1 下水道の法令に関する知識を有することを確認するものであること 2 下水道管路施設の点検（潜行目視及びカメラ等）・診断に関する知識を有することを確認するものであること 3 下水道管路施設の確実な点検・診断手法を選定し業務を管理する能力を確認するとともに、下水道管路施設の異状の程度や緊急度等を適切に判断する技術を有することを実地又はそれに準じる方法により確認するものであること 4 下水道管路施設に係る業務に関し、実務経験を有することを確認するものであること
下水道管路施設	点検	業務を担当する者 (担当技術者)	下水道管路施設の点検を確実に履行するため、下水道管路管理や安全管理に関する法規等に加え、機械器具等の的確な操作及び異状箇所を記録する技術	1 下水道の法令に関する知識を有することを確認するものであること 2 下水道管路施設の点検（潜行目視及びカメラ等）に関する知識を有することを確認するものであること 3 下水道管路施設の点検のために必要な機械器具等を的確に操作し、異状箇所を記録する技術を有することを実技により確認するものであること 4 下水道管路施設に係る業務に関し、実務経験を有することを確認するものであること

施設分野等	業務	知識・技術を求める者	必要な知識・技術	確認すべき資格付与試験等の要件
砂防設備	点検・診断	業務の管理及び統括等を行う者 (管理技術者)	砂防設備の点検・診断業務の実施にあたり、適確な方法により点検を行うとともに、調査結果を元に健全度を評価するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	1 砂防に係る基礎知識を有することを確認するものであること 2 砂防設備に係る法令に関する知識を有することを確認するものであること 3 砂防調査に関する知識を有することを確認するものであること 4 砂防設備に係る維持管理に関する知識を有することを確認するものであること 5 砂防設備の構造等に関する基礎知識を有することを確認するものであること 6 砂防関係業務に関し一定の実務経験を有することを確認するものであること
地すべり防止施設	点検・診断	業務の管理及び統括等を行う者 (管理技術者)	地すべり防止施設の点検・診断業務の実施にあたり、適確な方法により点検を行うとともに、調査結果を元に健全度を評価するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	1 地すべりに係る基礎知識を有することを確認するものであること 2 地すべり防止施設に係る法令に関する知識を有することを確認するものであること 3 地すべり調査に関する知識を有することを確認するものであること 4 地すべり防止施設に係る維持管理に関する知識を有することを確認するものであること 5 地すべり防止施設の構造等に関する基礎知識を有することを確認するものであること 6 地すべり対策関係業務に関し一定の実務経験を有することを確認するものであること

施設分野等	業務	知識・技術を求める者	必要な知識・技術	確認すべき資格付与試験等の要件
急傾斜地崩壊防止施設	点検・診断	業務の管理及び統括等を行う者 (管理技術者)	急傾斜地崩壊防止施設の点検・診断業務の実施にあたり、適確な方法により点検を行うとともに、調査結果を元に健全度を評価するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	1 急傾斜地崩壊に係る基礎知識を有することを確認するものであること 2 急傾斜地崩壊防止施設に係る法令に関する知識を有することを確認するものであること 3 急傾斜地調査に関する知識を有することを確認するものであること 4 急傾斜地崩壊防止施設に係る維持管理に関する知識を有することを確認するものであること 5 急傾斜地崩壊防止施設の構造等に関する基礎知識を有することを確認するものであること 6 急傾斜地崩壊対策関係業務に関し一定の実務経験を有することを確認するものであること
海岸堤防等	点検・診断	業務の管理及び統括等を行う者 (管理技術者)	海岸堤防等の点検・診断業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	1 海岸堤防等の点検・診断等の管理に関する知識を有することを確認するものであること 2 海岸又は海岸と同種の施設に関する一定の実務経験を有することを確認するものであること
橋梁（鋼橋）	点検	業務を担当する者 (担当技術者)	道路橋（鋼橋）の点検業務の実施にあたり、道路法施行規則（昭和二十七年建設省令第二十五号）第四条の五の六に定められた事項（健全性の診断を除く）を確実に履行するために必要な知識及び技術	道路橋（鋼橋）に関する一定の実務経験を有することを確認するものであること、又は道路橋（鋼橋）の設計、施工に関する基礎知識を有することを確認するものであること、又は道路橋（鋼橋）の点検に関する一定の技術と実務経験を有することを確認するものであること
	診断	業務を担当する者 (担当技術者)	道路橋（鋼橋）の診断業務の実施にあたり、道路法施行規則第四条の五の六に定められた事項（健全性の診断）を確実に履行するために必要な知識及び技術	道路橋（鋼橋）に関する相当の実務経験を有することを確認するものであること、又は道路橋（鋼橋）の設計、施工、管理に関する相当の専門知識を有することを確認するものであること、又は道路橋（鋼橋）の点検に関する相当の技術と実務経験を有することを確認するものであること

施設分野等	業務	知識・技術を求める者	必要な知識・技術	確認すべき資格付与試験等の要件
橋梁（コンクリート橋）	点検	業務を担当する者 （担当技術者）	道路橋（コンクリート橋）の点検業務の実施にあたり、道路法施行規則第四条の五の六に定められた事項（健全性の診断を除く）を確実に履行するために必要な知識及び技術	道路橋（コンクリート橋）に関する一定の実務経験を有することを確認するものであること、又は道路橋（コンクリート橋）の設計、施工に関する基礎知識を有することを確認するものであること、又は道路橋（コンクリート橋）の点検に関する一定の技術と実務経験を有することを確認するものであること
	診断	業務を担当する者 （担当技術者）	道路橋（コンクリート橋）の診断業務の実施にあたり、道路法施行規則第四条の五の六に定められた事項（健全性の診断）を確実に履行するために必要な知識及び技術	道路橋（コンクリート橋）に関する相当の実務経験を有することを確認するものであること、又は道路橋（コンクリート橋）の設計、施工、管理に関する相当の専門知識を有することを確認するものであること、又は道路橋（コンクリート橋）の点検に関する相当の技術と実務経験を有することを確認するものであること
橋梁（鋼・コンクリート以外の橋）	点検	業務を担当する者 （担当技術者）	道路橋（鋼・コンクリート以外の橋）の点検業務の実施にあたり、道路法施行規則第四条の五の六に定められた事項（健全性の診断を除く）を確実に履行するために必要な知識及び技術	道路橋（鋼・コンクリート以外の橋）に関する一定の実務経験を有することを確認するものであること、又は道路橋（鋼・コンクリート以外の橋）の設計、施工に関する基礎知識を有することを確認するものであること、又は道路橋（鋼・コンクリート以外の橋）の点検に関する一定の技術と実務経験を有することを確認するものであること
	診断	業務を担当する者 （担当技術者）	道路橋（鋼・コンクリート以外の橋）の診断業務の実施にあたり、道路法施行規則第四条の五の六に定められた事項（健全性の診断）を確実に履行するために必要な知識及び技術	道路橋（鋼・コンクリート以外の橋）に関する相当の実務経験を有することを確認するものであること、又は道路橋（鋼・コンクリート以外の橋）の設計、施工、管理に関する相当の専門知識を有することを確認するものであること、又は道路橋（鋼・コンクリート以外の橋）の点検に関する相当の技術と実務経験を有することを確認するものであること

施設分野等	業務	知識・技術を求める者	必要な知識・技術	確認すべき資格付与試験等の要件
トンネル	点検	業務を担当する者 (担当技術者)	道路トンネルの点検業務の実施にあたり、道路法施行規則第四条の五の六に定められた事項（健全性の診断を除く）を確実に履行するために必要な知識及び技術	道路トンネルに関する一定の知識及び技能を有することを確認するものであること
	診断	業務を担当する者 (担当技術者)	道路トンネルの診断業務の実施にあたり、道路法施行規則第四条の五の六に定められた事項（健全性の診断）を確実に履行するために必要な知識及び技術	道路トンネルに関する相当の実務経験を有することを確認するものであること、又は道路トンネルの設計、施工、管理に関する相当の専門知識を有することを確認するものであること、又は道路トンネルの点検に関する相当の技術と実務経験を有することを確認するものであること
道路土工構造物 (土工)	点検	業務を担当する者 (担当技術者)	道路土工構造物の点検業務の実施にあたり、国が定める道路土工構造物点検要領に定められた事項（健全性の診断を除く）を確実に履行するために必要な知識及び技術	道路土工構造物の構造や地盤を原因とした災害に関する一定の知識及び技能を有することを確認するものであること
	診断	業務を担当する者 (担当技術者)	道路土工構造物の診断業務の実施にあたり、国が定める道路土工構造物点検要領に定められた事項（健全性の診断）を確実に履行するために必要な知識及び技術	道路土工構造物の構造や地盤を原因とした災害に関する相当の知識及び技能を有することを確認するものであること

施設分野等	業務	知識・技術を求める者	必要な知識・技術	確認すべき資格付与試験等の要件
道路土工 構造物 (シェッド・大型カルバート等)	点検	業務を担当する者 (担当技術者)	シェッド・大型カルバート等の点検業務の実施にあたり、国が定めるシェッド・大型カルバート等定期点検要領に定められた事項（健全性の診断を除く）を確実に履行するために必要な知識及び技術	鋼・コンクリート構造物に関する一定の実務経験を有することを確認するものであること、又はシェッド・カルバートの設計、施工に関する一定の専門知識を有することを確認するものであること、又は点検に関する一定の技術と実務経験を有することを確認するものであること
	診断	業務を担当する者 (担当技術者)	シェッド・大型カルバート等の診断業務の実施にあたり、国が定めるシェッド・大型カルバート等定期点検要領に定められた事項（健全性の診断）を確実に履行するために必要な知識及び技術	鋼・コンクリート構造物に関する相当の実務経験を有することを確認するものであること、又はシェッド・カルバートの設計、施工、管理に関する相当の専門知識を有することを確認するものであること、又は点検に関する相当の技術と実務経験を有することを確認するものであること
舗装	点検	業務を担当する者 (担当技術者)	舗装の点検業務を確実に履行するために必要な知識及び技術	舗装に関する一定の知識及び技能を有することを確認するものであること
	診断	業務を担当する者 (担当技術者)	舗装の診断業務を確実に履行するために必要な知識及び技術	舗装に関する相当の実務経験を有することを確認するものであること、又は舗装の設計、施工、管理に関する相当の専門知識を有することを確認するものであること、又は舗装の点検に関する相当の技術と実務経験を有することを確認するものであること
小規模附属物	点検	業務を担当する者 (担当技術者)	小規模附属物の点検業務を確実に履行するために必要な知識及び技術	道路標識、道路照明施設等に関する一定の知識及び技能を有することを確認するものであること
	診断	業務を担当する者 (担当技術者)	小規模附属物の診断業務を確実に履行するために必要な知識及び技術	道路標識、道路照明施設等の構造や部材の状態の評価に必要な相当の知識及び技能を有することを確認するものであること

施設分野等	業務	知識・技術を求める者	必要な知識・技術	確認すべき資格付与試験等の要件
港湾施設	計画策定（維持管理）	業務の管理及び統括等を行う者（管理技術者）	港湾施設の維持管理計画策定業務の実施にあたり、港湾の施設の技術上の基準を定める省令（平成十九年国土交通省令第十五号）第四条第三項に定められた事項を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	1 港湾施設の維持管理に係る法令に関する知識を有することを確認するものであること 2 維持管理計画策定に必要な点検・診断、当該施設全体の維持に係る総合的な評価に関する専門知識を有することを確認するものであること 3 港湾または港湾と同種の施設に関する業務の実務経験を有することを確認するものであること
	点検・診断	業務の管理及び統括等を行う者（管理技術者）	港湾施設の点検・診断業務の実施にあたり、港湾の施設の技術上の基準を定める省令第四条第三項に定められた事項を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	1 港湾施設の維持管理に係る法令に関する知識を有することを確認するものであること 2 港湾施設の損傷、劣化その他の変状についての点検・診断に関する専門知識を有することを確認するものであること 3 港湾または港湾と同種の施設に関する業務の実務経験を有することを確認するものであること
	設計（維持管理）	業務の管理及び統括等を行う者（管理技術者）	港湾施設の維持・修繕設計業務の実施にあたり、港湾の施設の技術上の基準を定める省令第二条及び第四条第三項に定められた事項を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	1 港湾施設の維持管理に係る法令に関する知識を有することを確認するものであること 2 港湾施設の点検・診断や調査を元に、既存施設の維持・修繕に必要な設計に関する知識を有することを確認するものであること 3 港湾または港湾と同種の施設に関する業務の実務経験を有することを確認するものであること

施設分野等	業務	知識・技術を求める者	必要な知識・技術	確認すべき資格付与試験等の要件
空港施設	点検・診断	業務の管理及び統括等を行う者 (管理技術者)	滑走路、誘導路及びエプロンの点検・診断業務の実施にあたり、施設の管理における保安上の基準に関する法規等に加え、的確な点検・診断手法により、異常の程度を適切に評価するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	1 空港の設置基準に関する法令及び空港の舗装補修等の基準に関する知識を有することを確認するものであること 2 空港舗装の点検技術、点検方法等に関する知識を有することを確認するものであること 3 航空機の特性及び舗装材料等に関する基礎知識を有することを確認するものであること 4 点検・診断に関しての実務経験を有することを確認するものであること
	設計（維持管理）	業務の管理及び統括等を行う者 (管理技術者)	滑走路、誘導路及びエプロンの修繕・更新設計業務の実施にあたり、施設の管理における保安上の基準に関する法令等に加え、設計条件を整理し、的確に設計へ反映するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	1 空港の設置基準に関する法令及び空港の舗装補修等の基準に関する知識を有することを確認するものであること 2 航空機の特性及び舗装材料等に関する基礎知識を有することを確認するものであること 3 舗装の修繕・更新に関する設計条件を整理し、的確に設計へ反映する能力を有することを確認するものであること 4 修繕・更新設計に関しての実務経験を有することを確認するものであること

この表中の公園施設（遊具）とは、都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）第五条第三項）に規定する遊戯施設（ただし、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百三十八条第二項第二号及び第三号に掲げる遊戯施設を除く。）のうち、主として子供の利用に供することを目的として、地面に固定されているものをいう。

(二) 計画・調査・設計業務

施設分野等	業務	知識・技術を求める者	必要な知識・技術	確認すべき資格付与試験等の要件
地質・土質	調査	業務の管理及び統括等を行う者 (管理技術者又は主任技術者)	地質・土質の調査業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	1 地質・土質の調査業務を確実に履行するための知識を有することを確認するものであること 2 地質・土質の調査業務において、的確な課題解決能力を有することを過去の実務経験等によって確認するものであること
宅地防災	計画・調査・設計	業務の管理及び統括等を行う者 (管理技術者) ・業務の技術上の照査を行う者 (照査技術者)	宅地防災の計画・調査・設計業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	1 宅地防災の法令に関する知識を有することを確認するものであること 2 宅地防災の調査、計画および設計に関する知識を有することを確認するものであること 3 宅地防災に係る業務に関し、実務経験を有することを確認するものであること
建設環境	調査	業務の管理及び統括等を行う者 (管理技術者)	建設環境の調査業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	1 建設環境の調査業務を確実に履行するための知識を有することを確認するものであること 2 建設環境の調査業務において、的確な課題解決能力を有することを過去の実務経験等によって確認するものであること
地籍調査	調査	業務の管理及び統括等を行う者 (管理技術者又は主任技術者)	地籍調査業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、これらの業務の管理及び統括を行う能力	1 地籍調査に係る法令等に関する知識を有することを確認するものであること 2 地籍調査時の作業内容や工程管理等に関する専門知識を有することを確認するものであること 3 地籍調査業務に関し、実務経験を有する者を対象としていること
		業務を担当する者 (担当技術者)	地籍調査業務を確実に履行するために必要な知識及び技術	1 地籍調査に係る法令等に関する知識を有することを確認するものであること 2 地籍調査時の作業内容等に関する専門知識を有することを確認するものであること 3 地籍調査業務に関し、実務経験を有する者を対象としていること

施設分野等	業務	知識・技術を求める者	必要な知識・技術	確認すべき資格付与試験等の要件
電気施設・通信施設・制御処理システム	計画・調査・設計	業務の管理及び統括等を行う者 (管理技術者) ・業務の技術上の照査を行う者 (照査技術者)	電気施設、通信施設、制御処理システムの計画・調査・設計業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	1 電気施設、通信施設、制御処理システムの計画・調査・設計業務を確実に履行するための知識を有することを確認するものであること 2 電気施設、通信施設、制御処理システムにおいて、的確な課題解決能力を有することを過去の実務経験等によって確認するものであること
建設機械	計画・調査・設計	業務の管理及び統括等を行う者 (管理技術者) ・業務の技術上の照査を行う者 (照査技術者)	建設機械の計画・調査・設計業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、これらの業務の管理及び統括を行う能力	1 建設機械の計画・調査・設計業務を履行するための知識を有することを確認するものであること 2 建設機械の計画・調査・設計業務において、的確な課題解決能力を有することを過去の実務経験等によって確認するものであること
土木機械設備	計画・調査・設計	業務の管理及び統括等を行う者 (管理技術者) ・業務の技術上の照査を行う者 (照査技術者)	土木機械設備の計画・調査・設計業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、これらの業務の管理及び統括を行う能力	1 土木機械設備の計画・調査・設計業務を履行するための知識を有することを確認するものであること 2 土木機械設備の計画・調査・設計業務において、的確な課題解決能力を有することを過去の実務経験等によって確認するものであること
都市計画及び地方計画	計画・調査・設計	業務の管理及び統括等を行う者 (管理技術者) ・業務の技術上の照査を行う者 (照査技術者)	都市計画及び地方計画の計画・調査・設計業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、これらの業務の管理及び統括を行う能力	1 都市計画及び地方計画に係る関係法令又は技術基準等に関する知識を有することを確認するものであること 2 都市計画及び地方計画の計画・調査・設計業務に関する実務経験を有することを確認するものであること
都市公園等	計画・調査・設計	業務の管理及び統括等を行う者 (管理技術者) ・業務の技術上の照査を行う者 (照査技術者)	都市公園等の計画・調査・設計業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、これらの業務の管理及び統括を行う能力	1 都市公園等に係る法令に関する知識を有することを確認するものであること 2 都市公園等の計画・調査・設計に関する知識を有することを確認するものであること 3 都市公園等の計画・調査・設計業務に関する実務経験を有することを確認するものであること

施設分野等	業務	知識・技術を求める者	必要な知識・技術	確認すべき資格付与試験等の要件
河川・ダム	計画・調査・設計	業務の管理及び統括等を行う者 (管理技術者) ・業務の技術上の照査を行う者 (照査技術者)	河川・ダムの計画・調査・設計業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	1 河川・ダムの法令に関する知識を有することを確認するものであること 2 河川・ダムの計画・調査・設計に関する知識を有することを確認するものであること 3 河川・ダムに係る業務に関し、実務経験を有することを確認するものであること
水道	計画・調査・設計	業務の管理及び統括等を行う者 (管理技術者又は主任技術者)	水道の計画・調査・設計業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	1 水道の法令に関する知識を有することを確認するものであること 2 水道の計画・調査・設計業務に関する知識を有することを確認するものであること 3 水道に係る業務に関し、実務経験を有することを確認するものであること
下水道	計画・調査・設計	業務の管理及び統括等を行う者 (管理技術者)	下水道の計画・調査・設計業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	1 下水道の法令に関する知識を有することを確認するものであること 2 下水道（排水施設及び処理施設）の計画・調査・設計に関する知識を有することを確認するものであること 3 下水道に係る業務に関し、実務経験を有することを確認するものであること
砂防	計画・調査・設計	業務の管理及び統括等を行う者 (管理技術者) ・業務の技術上の照査を行う者 (照査技術者)	砂防の計画・調査・設計業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	1 砂防の法令に関する知識を有することを確認するものであること 2 砂防の計画・調査・設計に関する知識を有することを確認するものであること 3 砂防に係る業務に関し、実務経験を有することを確認するものであること
地すべり対策	計画・調査・設計	業務の管理及び統括等を行う者 (管理技術者) ・業務の技術上の照査を行う者 (照査技術者)	地すべり対策の計画・調査・設計業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	1 地すべり対策の法令に関する知識を有することを確認するものであること 2 地すべり対策の計画・調査・設計に関する知識を有することを確認するものであること 3 地すべり対策に係る業務に関し、実務経験を有することを確認するものであること

施設分野等	業務	知識・技術を求める者	必要な知識・技術	確認すべき資格付与試験等の要件
急傾斜地崩壊等対策	計画・調査・設計	業務の管理及び統括等を行う者 (管理技術者) ・業務の技術上の照査を行う者 (照査技術者)	急傾斜地崩壊等対策の計画・調査・設計業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	1 急傾斜地崩壊等対策の法令に関する知識を有することを確認するものであること 2 急傾斜地崩壊等対策の計画・調査・設計に関する知識を有することを確認するものであること 3 急傾斜地崩壊等対策に係る業務に関し、実務経験を有することを確認するものであること
海岸	計画・調査・設計	業務の管理及び統括等を行う者 (管理技術者) ・業務の技術上の照査を行う者 (照査技術者)	海岸の計画・調査・設計業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	1 海岸の計画・調査・設計に関する知識を有することを確認するものであること 2 海岸又は海岸と同種の施設に係る業務に関し、実務経験を有することを確認するものであること
海岸	調査	業務の管理及び統括等を行う者 (管理技術者) ・業務の技術上の照査を行う者 (照査技術者)	海岸の調査業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	1 海岸の調査に関する知識を有することを確認するものであること 2 海岸又は海岸と同種の施設に係る業務に関し、実務経験を有することを確認するものであること
道路	計画・調査・設計	業務の管理及び統括等を行う者 (管理技術者) ・業務の技術上の照査を行う者 (照査技術者)	道路の計画・調査・設計業務（橋梁の計画・調査・設計、トンネルの計画・調査・設計、舗装の計画・調査・設計を除く。）を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	道路の計画・調査・設計（橋梁の計画・調査・設計、トンネルの計画・調査・設計、舗装の計画・調査・設計を除く。）に関する知識、実務経験を有することを確認するものであること
橋梁	計画・調査・設計	業務の管理及び統括等を行う者 (管理技術者) ・業務の技術上の照査を行う者 (照査技術者)	道路の橋梁の計画・調査・設計業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	道路の橋梁の計画・調査・設計に関する知識、実務経験を有することを確認するものであること

施設分野等	業務	知識・技術を求める者	必要な知識・技術	確認すべき資格付与試験等の要件
トンネル	計画・調査・設計	業務の管理及び統括等を行う者 (管理技術者) ・業務の技術上の照査を行う者 (照査技術者)	道路のトンネルの計画・調査・設計業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	道路のトンネルの計画・調査・設計に関する知識、実務経験を有することを確認するものであること
舗装	計画・調査・設計	業務の管理及び統括等を行う者 (管理技術者) ・業務の技術上の照査を行う者 (照査技術者)	道路の舗装の計画・調査・設計業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え業務の管理及び統括を行う能力	道路の舗装の計画・調査・設計に関する知識、実務経験を有することを確認するものであること
港湾	計画・調査(全般)	業務の管理及び統括等を行う者 (管理技術者) ・業務の技術上の照査を行う者 (照査技術者)	港湾の計画・調査業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	1 港湾に係る法令に関する知識を有することを確認するものであること 2 港湾の計画・調査業務に関する専門知識を有することを確認するものであること 3 港湾の計画・調査業務に関する実務経験を有することを確認するものであること
	計画・調査(深淺測量・水路測量)	業務の管理及び統括等を行う者 (管理技術者) ・業務の技術上の照査を行う者 (照査技術者)	港湾の計画・調査業務のうち、深淺測量・水路測量に係る業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	1 港湾の計画・調査業務のうち、深淺測量及び水路測量に関する専門知識を有することを確認するものであること 2 港湾の計画・調査業務に関する実務経験を有することを確認するものであること
	計画・調査(磁気探査)	業務の管理及び統括等を行う者 (管理技術者) ・業務の技術上の照査を行う者 (照査技術者)	港湾の計画・調査業務のうち、磁気探査に係る業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	1 港湾の計画・調査業務のうち、磁気探査に関する専門知識を有することを確認するものであること 2 港湾の計画・調査業務に関する実務経験を有することを確認するものであること

施設分野等	業務	知識・技術を求める者	必要な知識・技術	確認すべき資格付与試験等の要件
港湾	計画・調査（潜水探査）	業務の管理及び統括等を行う者 （管理技術者） ・業務の技術上の照査を行う者 （照査技術者）	港湾の計画・調査業務のうち、潜水探査に係る業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	1 港湾の計画・調査業務のうち、潜水作業に関する法令の知識を有することを確認するものであること 2 港湾の計画・調査業務のうち、潜水探査に関する専門知識を有することを確認するものであること 3 港湾の計画・調査業務に関する実務経験を有することを確認するものであること
	計画・調査（気象・海象調査）	業務の管理及び統括等を行う者 （管理技術者） ・業務の技術上の照査を行う者 （照査技術者）	港湾の計画・調査業務のうち、気象・海象調査に係る業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	1 港湾の計画・調査業務のうち、気象・海象調査に関する専門知識を有することを確認するものであること 2 港湾の計画・調査業務に関する実務経験を有することを確認するものであること
	計画・調査（海洋地質・土質調査）	業務の管理及び統括等を行う者 （管理技術者） ・業務の技術上の照査を行う者 （照査技術者）	港湾の計画・調査業務のうち、地質・土質調査に係る業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	1 港湾の計画・調査業務のうち、地質・土質調査に関する専門知識を有することを確認するものであること 2 港湾の計画・調査業務に関する実務経験を有することを確認するものであること
	計画・調査（海洋環境調査）	業務の管理及び統括等を行う者 （管理技術者） ・業務の技術上の照査を行う者 （照査技術者）	港湾の計画・調査業務のうち、環境調査に係る業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	1 港湾の計画・調査業務のうち、環境調査に関する専門知識を有することを確認するものであること 2 港湾の計画・調査業務に関する実務経験を有することを確認するものであること
	調査（潜水）	業務を担当する者 （担当技術者）	港湾の調査業務のうち、潜水作業を伴う業務を確実に履行するために必要な知識及び技術	1 港湾の調査業務のうち、潜水作業に関する法令の知識を有することを確認するものであること 2 港湾の調査業務のうち、潜水作業に関する専門知識を有することを確認するものであること 3 港湾の調査業務のうち、潜水業務に関する実務経験を有することを確認するものであること

施設分野等	業務	知識・技術を求める者	必要な知識・技術	確認すべき資格付与試験等の要件
港湾	設計	業務の管理及び統括等を行う者 (管理技術者) ・業務の技術上の照査を行う者 (照査技術者)	港湾施設の設計業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	1 港湾に係る法令に関する知識を有することを確認するものであること 2 港湾施設の設計に関する専門知識を有することを確認するものであること 3 港湾施設の設計業務に関する実務経験を有することを確認するものであること
空港	計画・調査・設計	業務の管理及び統括等を行う者 (管理技術者) ・業務の技術上の照査を行う者 (照査技術者)	空港土木施設の計画・調査・設計業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、これらの業務の管理及び統括を行う能力	1 空港土木施設に係る法令に関する知識を有することを確認するものであること 2 空港土木施設の計画・調査・設計に関する専門的知識を有することを確認するものであること 3 空港土木施設の計画・調査又は設計業務に関しての実務経験を有することを確認するものであること

(三) 横断型業務

施設分野等	業務	知識・技術を求める者	必要な知識・技術	確認すべき資格付与試験等の要件
全施設	データ管理（BIM/CIM（複数の土木業務・工事で作成した3次元モデルを統合し、活用する業務をいう。以下この表において同じ。））	業務の管理及び統括等を行う者（管理技術者又は主任技術者）	業務の管理及びデータ管理（BIM/CIM）を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、これらの業務の管理及び統括を行う能力	1 BIM/CIMに関する専門知識を有することを確認するものであること 2 BIM/CIMに係る最新の基準、要領に関する知識を有することを確認するものであること 3 BIM/CIMに関し、実務経験を有する者を対象としていること
	測量（UAV測量（無人航空機による測量をいう。以下この表において同じ。））	業務の管理及び統括等を行う者（管理技術者又は主任技術者）	UAV測量業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、これらの業務の管理及び統括を行う能力	1 UAV測量に係る法令に関する知識を有することを確認するものであること 2 UAV測量に関する専門知識を有することを確認するものであること